有価証券報告書

（金融商品取引法第24条第１項に基づく報告書）

事業年度　　自　平成29年３月１日
（第13期）　　至　平成30年２月28日

株式会社セブン＆アイ・ホールディングス

(E03462)

第13期（自平成29年３月１日　至平成30年２月28日）

有 価 証 券 報 告 書

１　本書は金融商品取引法第24条第１項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、平成30年５月25日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

２　本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書及び内部統制報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社セブン＆アイ・ホールディングス

目　　次

頁

第13期 有価証券報告書

【表紙】…… 1
第一部【企業情報】…… 2
第１【企業の概況】…… 2
１【主要な経営指標等の推移】…… 2
２【沿革】…… 4
３【事業の内容】…… 5
４【関係会社の状況】…… 8
５【従業員の状況】…… 12
第２【事業の状況】…… 13
１【業績等の概要】…… 13
２【生産、受注及び販売の状況】…… 16
３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】…… 19
４【事業等のリスク】…… 20
５【経営上の重要な契約等】…… 25
６【研究開発活動】…… 25
７【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】…… 26
第３【設備の状況】…… 31
１【設備投資等の概要】…… 31
２【主要な設備の状況】…… 32
３【設備の新設、除却等の計画】…… 37
第４【提出会社の状況】…… 38
１【株式等の状況】…… 38
２【自己株式の取得等の状況】…… 94
３【配当政策】…… 95
４【株価の推移】…… 95
５【役員の状況】…… 96
６【コーポレート・ガバナンスの状況等】…… 101
第５【経理の状況】…… 116
１【連結財務諸表等】…… 117
２【財務諸表等】…… 173
第６【提出会社の株式事務の概要】…… 183
第７【提出会社の参考情報】…… 184
１【提出会社の親会社等の情報】…… 184
２【その他の参考情報】…… 184
第二部【提出会社の保証会社等の情報】…… 184

監査報告書

平成30年２月連結会計年度…… 185
平成30年２月事業年度…… 189

内部統制報告書…… 191

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年５月25日
【事業年度】	第13期（自　平成29年３月１日　至　平成30年２月28日）
【会社名】	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　井阪　隆一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町８番地８
【電話番号】	（03）6238－3000（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー　　中村　英和
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町８番地８
【電話番号】	（03）6238－3000（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー　　中村　英和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第９期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		平成26年２月	平成27年２月	平成28年２月	平成29年２月	平成30年２月
営業収益	（百万円）	5,631,820	6,038,948	6,045,704	5,835,689	6,037,815
経常利益	（百万円）	339,083	341,484	350,165	364,405	390,746
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	175,691	172,979	160,930	96,750	181,150
包括利益	（百万円）	277,175	272,582	144,603	116,175	186,072
純資産額	（百万円）	2,221,557	2,430,917	2,505,182	2,475,806	2,575,342
総資産額	（百万円）	4,811,380	5,234,705	5,441,691	5,508,888	5,494,950
１株当たり純資産額	（円）	2,371.92	2,601.23	2,683.11	2,641.40	2,744.08
１株当たり当期純利益金額	（円）	198.84	195.66	182.02	109.42	204.80
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	198.69	195.48	181.84	109.31	204.63
自己資本比率	（%）	43.6	43.9	43.6	42.4	44.2
自己資本利益率	（%）	8.8	7.9	6.9	4.1	7.6
株価収益率	（倍）	19.2	23.4	24.7	40.2	21.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	454,335	416,690	488,973	512,523	498,306
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△286,686	△270,235	△335,949	△371,602	△240,418
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△55,227	△79,482	△2,312	△78,190	△168,510
現金及び現金同等物の期末残高	（百万円）	921,432	1,000,762	1,147,086	1,209,497	1,300,383
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	（名）	55,364 [93,230]	54,665 [93,642]	53,993 [91,467]	54,448 [86,490]	56,606 [92,808]

（注）　営業収益には消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。）は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第９期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		平成26年２月	平成27年２月	平成28年２月	平成29年２月	平成30年２月
営業収益	(百万円)	89,946	106,958	110,008	217,860	114,665
経常利益	(百万円)	79,116	94,667	90,341	193,329	89,414
当期純利益	(百万円)	77,953	95,119	72,803	73,558	70,029
資本金	(百万円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数	(株)	886,441,983	886,441,983	886,441,983	886,441,983	886,441,983
純資産額	(百万円)	1,434,863	1,473,961	1,480,584	1,479,210	1,467,985
総資産額	(百万円)	1,942,587	1,954,539	1,941,937	1,845,861	1,826,118
１株当たり純資産額	(円)	1,621.27	1,664.97	1,671.77	1,670.18	1,657.19
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	68.00 (33.00)	73.00 (36.50)	85.00 (38.50)	90.00 (45.00)	90.00 (45.00)
１株当たり当期純利益金額	(円)	88.22	107.59	82.34	83.18	79.17
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	88.16	107.50	82.27	83.11	79.12
自己資本比率	(%)	73.8	75.3	76.1	80.0	80.3
自己資本利益率	(%)	5.5	6.5	4.9	5.0	4.8
株価収益率	(倍)	43.2	42.5	54.6	52.9	56.3
配当性向	(%)	77.1	67.9	103.2	108.2	113.7
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	428 [25]	455 [25]	545 [24]	575 [22]	643 [22]

(注) １　営業収益には消費税等は含まれておりません。
　　２　第11期の１株当たり配当額には、創立10周年記念配当８円を含んでおります。

２【沿革】

年月	摘要
平成17年４月	株式会社セブン‐イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂及び株式会社デニーズジャパン（以下「３社」）は共同して株式移転により完全親会社となる持株会社（当社）を設立することを取締役会で決議し、株式移転契約書を締結。
平成17年５月	３社の株主総会において株式移転による持株会社設立を承認。
平成17年９月	当社設立。 東京証券取引所市場第一部上場。
平成17年11月	7-Eleven, Inc.の株式を子会社を通じて公開買付により取得し、完全子会社となる。
平成17年12月	株式会社ミレニアムリテイリングと事業提携ならびに経営統合に関する基本合意書を締結。
平成18年１月	株式会社ミレニアムリテイリングの株式65.45％を取得し、同社の子会社である株式会社そごう、株式会社西武百貨店ほか11社が当社の子会社となる。
平成18年６月	株式会社ミレニアムリテイリングの株式を追加取得した上で株式交換を行い、同社が完全子会社となる。
平成18年９月	株式会社ヨークベニマルと株式交換を行い、同社が完全子会社となる。
平成19年１月	レストラン事業分野の相乗効果を図るため、同事業分野３社（株式会社デニーズジャパン、株式会社ファミール及びヨーク物産株式会社）を統合・再編することとし、これら３社の100％親会社となる株式会社セブン＆アイ・フードシステムズを設立。
平成20年１月	金融関連事業強化のため、同事業を統括する新会社株式会社セブン＆アイ・フィナンシャル・グループを設立。
平成20年２月	株式会社セブン銀行は、平成20年２月29日にジャスダック証券取引所（現東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード））に上場。
平成20年７月	ＩＴ関連事業強化のため、同事業を統括する新会社株式会社セブン＆アイ・ネットメディアを設立。
平成21年６月	一般用医薬品市場参入のため、株式会社セブンヘルスケア（現株式会社セブン美のガーデン）設立。
平成21年８月	株式会社ミレニアムリテイリング、株式会社そごう、株式会社西武百貨店の３社を統合し、存続会社である株式会社そごうの商号を、株式会社そごう・西武に変更。
平成23年３月	株式会社セブン＆アイ・フィナンシャル・グループは、株式会社ＳＥキャピタルと合併し解散、存続会社である株式会社ＳＥキャピタルは、商号を株式会社セブン・フィナンシャルサービスへ変更。
平成23年４月	株式会社セブンＣＳカードサービスの株式51.00％を取得し、同社が子会社となる。
平成23年12月	株式会社セブン銀行は、平成23年12月26日に東京証券取引所市場第一部に上場。
平成26年１月	株式会社セブン＆アイ・ネットメディアは、株式会社ニッセンホールディングスの株式を公開買付け及び第三者割当増資の引受けにより議決権の50.74％を取得し、同社及び同社の子会社25社が当社の連結子会社となる。
平成28年11月	株式会社セブン＆アイ・ネットメディアは、株式交換により株式会社ニッセンホールディングスの株式を取得し、同社が完全子会社となる。

３【事業の内容】

当社グループは、当社を純粋持株会社とする170社（当社を含む）によって形成される、流通業を中心とする企業グループであります。また、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、主として国内コンビニエンスストア事業、海外コンビニエンスストア事業、スーパーストア事業、百貨店事業、金融関連事業及び専門店事業を行っております。

各種事業内容と主な会社名及び会社数は次のとおりであり、当区分は報告セグメントの区分と一致しております。

なお、当社は特定上場会社等であります。特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することになります。

事業内容等	主な会社名	会社数
国内コンビニエンスストア事業（15社）	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社セブン-イレブン・沖縄*1 株式会社セブンドリーム・ドットコム 株式会社セブンネットショッピング 株式会社セブン・ミールサービス、SEVEN-ELEVEN HAWAII, INC. セブンイレブン（中国）投資有限公司 セブン-イレブン北京有限公司、セブン-イレブン成都有限公司 セブン-イレブン天津有限公司 タワーベーカリー株式会社*2、山東衆邸便利生活有限公司*2	連結子会社　10社 関連会社　５社 計　15社
海外コンビニエンスストア事業（74社）	７-Eleven,Inc. SEJ Asset Management ＆Investment Company	連結子会社　72社 関連会社　２社 計　74社
スーパーストア事業（26社）	株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマル 株式会社ライフフーズ、株式会社ヨークマート 株式会社シェルガーデン、株式会社丸大、株式会社サンエー 株式会社ヨーク警備、アイワイフーズ株式会社 株式会社セブンファーム、イトーヨーカ堂（中国）投資有限公司 華糖洋華堂商業有限公司、成都伊藤洋華堂有限公司 株式会社天満屋ストア*2、株式会社ダイイチ*2	連結子会社　21社 関連会社　５社 計　26社
百貨店事業（８社）	株式会社そごう・西武、株式会社池袋ショッピングパーク 株式会社ごっつお便、株式会社地域冷暖房千葉	連結子会社　５社 関連会社　３社 計　８社
金融関連事業（９社）	株式会社セブン銀行、株式会社セブン・フィナンシャルサービス 株式会社セブン・カードサービス 株式会社セブンＣＳカードサービス 株式会社バンク・ビジネスファクトリー 株式会社セブン・ペイメントサービス*3、FCTI, Inc.	連結子会社　９社
専門店事業（24社）	株式会社赤ちゃん本舗、株式会社バーニーズジャパン 株式会社オッシュマンズ・ジャパン 株式会社セブン＆アイ・フードシステムズ、株式会社ロフト 株式会社ニッセンホールディングス、株式会社ニッセン シャディ株式会社、株式会社Francfranc*2*4 タワーレコード株式会社*2 ニッセン・クレジットサービス株式会社*2*5	連結子会社　19社 関連会社　５社 計　24社
その他の事業（12社）	株式会社セブン＆アイ・クリエイトリンク 株式会社セブン＆アイ・アセットマネジメント 株式会社セブン＆アイ・ネットメディア、株式会社セブン＆アイ出版 株式会社セブンカルチャーネットワーク 株式会社八ヶ岳高原ロッジ、株式会社テルベ、アイング株式会社*2 ぴあ株式会社*2	連結子会社　８社 関連会社　４社 計　12社
全社（１社）	株式会社セブン＆アイ・フィナンシャルセンター	連結子会社　１社

（注）＊１　株式会社セブン - イレブン・沖縄は、平成29年10月25日付で当社の連結子会社として設立されました。

＊２　上表主な会社名欄に掲げられているタワーベーカリー株式会社、山東衆邸便利生活有限公司、株式会社天満屋ストア、株式会社ダイイチ、株式会社Francfranc、タワーレコード株式会社、ニッセン・クレジットサービス株式会社、アイング株式会社及びぴあ株式会社は関連会社であります。
＊３　株式会社セブン・ペイメントサービスは、平成30年１月11日付で当社の連結子会社として設立されました。
＊４　株式会社バルスは、平成29年９月１日付で株式会社Francfrancに商号を変更いたしました。
＊５　ニッセン・ジー・イー・クレジット株式会社は、平成29年６月１日付でニッセン・クレジットサービス株式会社に商号を変更いたしました。

事業の系統は概ね次の図のとおりであります。

○連結子会社　　★持分法適用関連会社

(注) 1　コンビニエンスストア加盟店は、株式会社セブン‐イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、セブン‐イレブン北京有限公司、セブン‐イレブン成都有限公司及びセブン‐イレブン天津有限公司と加盟店基本契約を締結している独立した事業体であります。

2　株式会社セブン銀行は平成30年２月末時点で、グループ各店を中心に24,338台のＡＴＭを設置しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容		
					役員の兼任等		営業上の取引等
					当社役員（人）	当社従業員（人）	
（連結子会社） 株式会社セブン‐イレブン・ジャパン （注）３，８	東京都 千代田区	17,200	国内コンビニエンスストア事業	100.0	2	－	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
7-Eleven, Inc. （注）３，８	アメリカ テキサス州	千米ドル 13	海外コンビニエンスストア事業	100.0 (100.0)	3	－	－
株式会社イトーヨーカ堂 （注）３，８	東京都 千代田区	40,000	スーパーストア事業	100.0	4	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託及び委託を行っております。
株式会社ヨークベニマル （注）３	福島県 郡山市	9,927	スーパーストア事業	100.0	1	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社そごう・西武 （注）３，８	東京都 千代田区	20,000	百貨店事業	100.0	1	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン銀行 （注）３，４，５	東京都 千代田区	30,572	金融関連事業	45.8 (45.8)	2	－	－
株式会社セブン‐イレブン・沖縄	沖縄県 那覇市	50	国内コンビニエンスストア事業	100.0 (100.0)	－	－	－
株式会社セブンドリーム・ドットコム	東京都 千代田区	450	国内コンビニエンスストア事業	68.0 (68.0)	－	－	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の委託を行っております。
株式会社セブンネットショッピング	東京都 千代田区	10	国内コンビニエンスストア事業	100.0 (100.0)	－	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。
株式会社セブン・ミールサービス	東京都 千代田区	300	国内コンビニエンスストア事業	90.0 (90.0)	－	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
SEVEN-ELEVEN HAWAII, INC.	アメリカ ハワイ州	千米ドル 20,000	国内コンビニエンスストア事業	100.0 (100.0)	2	－	－
セブン‐イレブン（中国）投資有限公司 （注）３	中国 北京市	千元 876,217	国内コンビニエンスストア事業	100.0 (100.0)	－	2	－
セブン‐イレブン北京有限公司	中国 北京市	千米ドル 44,000	国内コンビニエンスストア事業	65.0 (65.0)	－	－	－
セブン‐イレブン成都有限公司（注）３	中国 四川省	千元 382,924	国内コンビニエンスストア事業	100.0 (100.0)	－	－	－
セブン‐イレブン天津有限公司	中国 天津市	千元 200,000	国内コンビニエンスストア事業	100.0 (100.0)	－	－	－
SEJ Asset Management & Investment Company	アメリカ デラウェア州	千米ドル 117	海外コンビニエンスストア事業	100.0 (100.0)	－	－	－
株式会社ライフフーズ	福島県 郡山市	120	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	1	－	－
株式会社ヨークマート	東京都 千代田区	1,000	スーパーストア事業	100.0	1	－	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。

名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容		
					役員の兼任等		営業上の取引等
					当社役員（人）	当社従業員（人）	
株式会社シェルガーデン	東京都 目黒区	100	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	－	1	－
株式会社丸大	新潟県 長岡市	213	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	－	－	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社サンエー	宮城県 石巻市	138	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	－	－	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社ヨーク警備	東京都 千代田区	10	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	－	－	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
アイワイフーズ株式会社	埼玉県 加須市	75	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	－	－	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブンファーム	東京都 千代田区	13	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	－	－	・各種業務の受託を行っております。
イトーヨーカ堂（中国）投資有限公司	中国 北京市	千米ドル 47,250	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	－	－	－
華糖洋華堂商業有限公司 （注）３	中国 北京市	千米ドル 65,000	スーパーストア事業	75.8 (75.8)	－	－	－
成都伊藤洋華堂有限公司	中国 四川省	千米ドル 23,000	スーパーストア事業	75.0 (75.0)	－	－	－
株式会社池袋ショッピングパーク	東京都 豊島区	1,200	百貨店事業	60.7 (60.7)	－	－	－
株式会社ごっつお便	東京都 豊島区	10	百貨店事業	100.0 (100.0)	－	－	－
株式会社地域冷暖房千葉	千葉市 中央区	1,000	百貨店事業	43.4 (43.4) [18.2]	－	－	－
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	東京都 千代田区	75	金融関連事業	100.0	1	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン・カードサービス （注）３	東京都 千代田区	7,500	金融関連事業	95.5 (95.5)	－	1	・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブンＣＳカードサービス	東京都 千代田区	100	金融関連事業	51.0 (51.0)	－	1	・各種業務の受託を行っております。
株式会社バンク・ビジネスファクトリー	横浜市 保土ヶ谷区	50	金融関連事業	100.0 (100.0)	－	－	－
株式会社セブン・ペイメントサービス	東京都 千代田区	150	金融関連事業	100.0 (100.0)	－	－	－
FCTI, Inc.	アメリカ カリフォルニア州	千米ドル 19,836	金融関連事業	100.0 (100.0)	－	－	－
株式会社赤ちゃん本舗	大阪市 中央区	3,780	専門店事業	95.0 (10.3)	－	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社バーニーズジャパン	東京都 渋谷区	4,990	専門店事業	100.0	－	3	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。

名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容		
					役員の兼任等		営業上の取引等
					当社役員（人）	当社従業員（人）	
株式会社オッシュマンズ・ジャパン	東京都 千代田区	2,500	専門店事業	100.0	－	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン＆アイ・フードシステムズ	東京都 千代田区	3,000	専門店事業	100.0	－	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託及び委託を行っております。
株式会社ロフト	東京都 渋谷区	750	専門店事業	75.2 (75.2)	－	1	－
株式会社ニッセンホールディングス （注）３	京都市 南区	11,873	専門店事業	100.0 (100.0)	－	2	－
株式会社ニッセン （注）６	京都市 南区	100	専門店事業	100.0 (100.0)	－	－	－
シャディ株式会社	東京都 港区	3,445	専門店事業	100.0 (100.0)	－	－	－
株式会社セブン＆アイ・クリエイトリンク	東京都 千代田区	622	その他の事業	100.0	－	3	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託及び委託を行っております。
株式会社セブン＆アイ・アセットマネジメント （注）３	東京都 千代田区	10,000	その他の事業	100.0	－	4	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン＆アイ・ネットメディア （注）３	東京都 千代田区	7,665	その他の事業	100.0	1	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託及び委託を行っております。
株式会社セブン＆アイ出版	東京都 千代田区	242	その他の事業	100.0 (100.0)	－	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブンカルチャーネットワーク	東京都 千代田区	1,650	その他の事業	100.0 (100.0)	－	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社八ヶ岳高原ロッジ	長野県 南佐久郡 南牧村	100	その他の事業	100.0 (100.0)	－	－	－
株式会社テルベ	北海道 北見市	400	その他の事業	99.0 (99.0)	1	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン＆アイ・フィナンシャルセンター	東京都 千代田区	10	全社	100.0	－	3	・資金の預入及び借入を行っております。 ・各種業務の受託を行っております。
その他93社 （注）７	－	－	－	－	－	－	－

名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容		
					役員の兼任等		営業上の取引等
					当社役員（人）	当社従業員（人）	
（持分法適用関連会社） タワーベーカリー株式会社	埼玉県 越谷市	100	国内コンビニエンスストア事業	20.0 (20.0)	－	－	－
山東衆邸便利生活有限公司	中国 山東省	千元 210,000	国内コンビニエンスストア事業	35.0 (35.0)	－	－	－
株式会社天満屋ストア	岡山市 北区	3,697	スーパーストア事業	20.0 (20.0)	－	－	－
株式会社ダイイチ	北海道 帯広市	1,639	スーパーストア事業	30.0 (30.0)	－	－	－
株式会社Francfranc	東京都 渋谷区	100	専門店事業	30.0	－	1	－
タワーレコード株式会社	東京都 渋谷区	100	専門店事業	45.0	－	2	－
ニッセン・クレジットサービス株式会社	京都市 中央区	4,050	専門店事業	50.0 (50.0)	－	－	－
アイング株式会社	東京都 千代田区	99	その他の事業	29.7 (29.7)	－	1	－
ぴあ株式会社	東京都 渋谷区	4,903	その他の事業	20.2 (10.1)	－	－	－
その他15社 （注）7	－	－	－	－	－	－	－

（注）1　主要な事業の内容欄には、報告セグメントの名称を記載しております。

2　議決権の所有割合欄の（内書）は間接所有であり、［外書］は緊密な者の所有割合であります。

3　特定子会社に該当しております。

4　有価証券届出書または有価証券報告書を提出しております。

5　実質的に判断して連結子会社としております。

6　債務超過会社で債務超過の額は、平成30年２月末時点で23,661百万円となっております。

7　その他の会社につきましては、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため記載を省略しております。

8　株式会社セブン‐イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、株式会社イトーヨーカ堂及び株式会社そごう・西武については、営業収益（連結会社間の内部営業収益を除く）の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。株式会社セブン‐イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、株式会社イトーヨーカ堂及び株式会社そごう・西武の主要な損益情報等は、次のとおりであります。

	営業収益（百万円）	経常利益（百万円）	当期純利益（百万円）	純資産額（百万円）	総資産額（百万円）
株式会社セブン‐イレブン・ジャパン	849,862	251,717	166,760	1,365,202	1,860,028
7-Eleven, Inc.	1,981,533	87,662	76,048	869,394	1,356,972
株式会社イトーヨーカ堂	1,244,262	3,687	△5,821	539,608	736,336
株式会社そごう・西武	685,888	3,254	△29,973	68,771	369,310

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成30年２月28日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
国内コンビニエンスストア事業	10,840 〔5,793〕
海外コンビニエンスストア事業	17,877 〔17,301〕
スーパーストア事業	15,917 〔50,564〕
百貨店事業	2,897 〔4,584〕
金融関連事業	1,523 〔362〕
専門店事業	6,310 〔13,830〕
その他の事業	599 〔352〕
全社（共通）	643 〔22〕
合計	56,606 〔92,808〕

（注）１　従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔　〕内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

２　「全社（共通）」は当社の就業人員であります。

３　当連結会計年度よりセグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較においては、前連結会計年度の従業員数を変更後のセグメント区分に組み替えた従業員数で比較しております。

４　海外コンビニエンスストア事業の従業員数が前連結会計年度に比べ、2,856名増加したのは、7-Eleven,Inc.の事業取得によるものであります。また、百貨店事業の従業員数が前連結会計年度に比べ、416名減少したのは、株式会社そごう・西武のそごう神戸店及び西武高槻店に関する事業の譲渡に伴うものであります。

(2) 提出会社の状況

平成30年２月28日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
643〔22〕	44.2	19.5	7,154,775

（注）１　当社の従業員は、主として当社グループ会社からの転籍者であり、その平均勤続年数は、各社での勤続年数を通算しております。

２　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔　〕内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

３　平均年間給与は、賞与を含んでおります。

４　当社の従業員はすべて全社（共通）に属しております。

５　従業員数が前事業年度に比べ68名増加したのは、グループ内での組織移管に伴うものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、セブン＆アイグループ労働組合連合会、そごう・西武労働組合等が組織されております。なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1)　業績

当連結会計年度における国内経済は、政府の景気対策等の効果もあり緩やかな景気回復基調で推移したものの、海外では地政学的リスクが顕在化するなどの影響が見られました。

また、小売業を取り巻く環境は夏場及び10月の天候不順の影響を大きく受け、個人消費におきましても依然として先行き不透明な状況が続いており、お客様の選別の目は一層厳しくなってきております。

このような環境の中、当社グループは「信頼と誠実」「変化への対応と基本の徹底」を基本方針に掲げ、中長期的な企業価値向上と持続的な成長の実現に取り組んでおります。

当連結会計年度におきましては、様々な社会環境の変化やお客様の心理変化を捉え、付加価値の高い商品及び地域の嗜好に合わせた商品の開発を推進するとともに、接客力の向上に取り組んでまいりました。

グループのプライベートブランド商品である「セブンプレミアム」やグループ各社のオリジナル商品につきましては、新商品の開発を推進するとともに、既存商品のリニューアルを積極的に実施することで品質の更なる向上と新しい価値の提案を図りました。「セブンプレミアム」におきましては、平成19年５月の発売開始から10周年を迎え、これを機に「更なる品質の向上」「新たな価値の創造」「新領域への挑戦」の３つの方針を新たに掲げ、ますます多様化するお客様ニーズに対応してまいります。

なお、当連結会計年度における「セブンプレミアム」の売上は、１兆3,200億円（前年同期比114.8％）となりました。

これらの結果、当連結会計年度における当社の連結業績は以下のとおりとなりました。

営業収益は、スーパーストア事業や百貨店事業等が減収となったものの、国内・海外コンビニエンスストア事業等の増収により6,037,815百万円（前年同期比103.5％）となりました。

営業利益は、海外コンビニエンスストア事業や専門店事業等の増益により391,657百万円（同107.4％）、経常利益は390,746百万円（同107.2％）、親会社株主に帰属する当期純利益は181,150百万円（同187.2％）となり、連結会計年度としてそれぞれ過去最高の数値を達成いたしました。

株式会社セブン‐イレブン・ジャパンと7-Eleven, Inc. における加盟店売上を含めた「グループ売上」は、11,048,215百万円（同104.0%）となりました。なお、当連結会計年度における為替レート変動に伴う円安影響により、営業収益を621億円、営業利益を23億円押し上げております。

当連結会計年度における事業部門別の営業概況は以下のとおりです。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較につきましては、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

①　国内コンビニエンスストア事業

国内コンビニエンスストア事業における営業収益は928,649百万円（前年同期比103.0％）、営業利益は245,249百万円（同100.6％）となりました。

株式会社セブン‐イレブン・ジャパンは、平成30年２月末時点で20,260店舗（前期末比838店舗増）を展開しております。国内の雇用環境におきましては、最低賃金や有効求人倍率の上昇、社会保険適用拡大等を受け厳しさを増しております。このような中、加盟店オーナー様がより積極的な店舗経営に専念できる環境を整備するとともに将来の加盟促進に向けた施策として、平成29年９月よりセブン‐イレブン・チャージ１％特別減額を実施しております。

店舗におきましては、ドミナント強化を目的とした既存エリアでの新規出店に加え既存店舗の活性化を推進すべく積極的な立地移転を実施し、平成30年１月31日には国内で展開する小売業において初めて20,000店を超えました。また、社会環境の変化に伴うお客様ニーズの変化に対応すべく、現状の売上構成に見合った新しい店内レイアウトの導入や、店舗従業員の接客サービスの質を高めるために業務用食洗機の設置を進め、作業効率の改善を図りました。商品におきましては、おにぎりや麺類等の基本商品の積極的なリニューアルを継続し、更なる品質向上に取り組んだことなどにより販売は好調に推移いたしました。また、セルフ式のドリップコーヒー「SEVEN CAFÉ（セブンカフェ）」の販売数が引き続き伸長している中、新商品であるカフェラテも提供できる新型コーヒーマシンを導入いたしました。これらの結果、既存店売上伸び率は前年を上回り、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は4,678,083百万円（前年同期比103.6％）となりました。

中国におきましては、平成29年12月末時点で北京市に247店舗、天津市に118店舗、成都市に87店舗を運営しております。

② 海外コンビニエンスストア事業

海外コンビニエンスストア事業における営業収益は1,981,533百万円（前年同期比119.5％）、営業利益は79,078百万円（同117.3％）となりました。

北米の7-Eleven, Inc.は、平成29年12月末時点で8,670店舗（前期末比37店舗減）を展開しております。店舗におきましては、ドミナント戦略に基づいた出店を推進するとともに、収益性の低い既存店舗や買収店舗の一部を閉店いたしました。商品におきましては、ファスト・フードやプライベートブランド商品「セブンセレクト」の開発及び販売に引き続き注力した結果、当連結会計年度におけるドルベースの米国内既存店商品売上伸び率は前年を上回って推移いたしました。また、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は、商品売上の伸長や、ガソリン価格上昇及び販売量の増加に伴うガソリン売上の伸長により、3,134,412百万円（前年同期比114.6％）となりました。

なお、平成30年１月23日をもって、米国Sunoco LP社からの一部事業取得を完了いたしました。

③ スーパーストア事業

スーパーストア事業における営業収益は1,901,164百万円（前年同期比97.5％）、営業利益は21,260百万円（同105.1％）となりました。

国内の総合スーパーである株式会社イトーヨーカ堂は、平成30年２月末時点で164店舗（前期末比７店舗減）を運営しております。事業構造改革の推進におきましては、テナントミックスによる売場構成の見直しや大型ショッピングセンター「Ario（アリオ）」の改装に加え、当連結会計年度では９店舗の閉店を実施いたしました。商品におきましては、個店・地域特性に合わせた品揃えの拡充や、新たに安全・安心の生鮮ブランド「セブンプレミアム フレッシュ」の展開を開始するなど差別化商品の販売を強化いたしました。当連結会計年度における既存店売上伸び率は前年を下回りましたが、主に衣料品の在庫適正化等による荒利率の改善等により収益性が改善いたしました。

中国における総合スーパーは、平成29年12月末時点で８店舗を展開しております。

国内の食品スーパーにおきましては、平成30年２月末時点で株式会社ヨークベニマルが南東北地方を中心に220店舗（前期末比７店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏を中心に78店舗を運営しております。

ヨークベニマルは生鮮品の販売を強化するとともに、子会社の株式会社ライフフーズによる即食・簡便のニーズに対応した惣菜の品揃えを拡充し、安全・安心・味・品質にこだわった商品で差別化を図りました。しかしながら、当連結会計年度における既存店売上伸び率は、前年を下回りました。

④ 百貨店事業

百貨店事業における営業収益は657,886百万円（前年同期比90.2％）、営業利益は5,369百万円（同187.2％）となりました。

株式会社そごう・西武は、平成30年２月末時点で15店舗（前期末比４店舗減）を運営しております。事業構造改革の推進におきましては、首都圏大型店へ経営資源を集中させる戦略の一環として、「そごう千葉店ジュンヌ」を平成29年11月にコト発想の体験型専門店として第２期リニューアルオープンいたしました。

また、平成29年10月１日にそごう神戸店及び西武高槻店をエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社へ事業譲渡し、平成30年２月28日をもって西武船橋店及び西武小田原店を閉店いたしました。当連結会計年度における既存店売上伸び率は、婦人雑貨や食品などの販売が好調に推移したことにより、前年を上回りました。

⑤ 金融関連事業

金融関連事業における営業収益は202,942百万円（前年同期比100.5％）、営業利益は49,713百万円（同99.2％）となりました。

株式会社セブン銀行における平成30年２月末時点のATM設置台数は、主に株式会社セブン‐イレブン・ジャパンの積極的な出店に伴い前期末比985台増の24,338台まで拡大いたしました。また、当連結会計年度中のATM1日１台当たり平均利用件数は、決済手段の多様化や一部提携金融機関による手数料体系変更等により94.2件（前年同期差1.4件減）となりましたが、設置台数の増加に伴い期間総利用件数は前年を上回りました。

⑥ 専門店事業

専門店事業における営業収益は416,616百万円（前年同期比92.5％）、営業利益は前連結会計年度と比べ11,712百万円増の435百万円となりました。

平成30年２月末時点でベビー・マタニティ用品を販売する株式会社赤ちゃん本舗は110店舗（前期末比４店舗増）、生活雑貨専門店を展開する株式会社ロフトは110店舗（同１店舗増）、株式会社セブン＆アイ・フードシステムズはレストラン「デニーズ」を377店舗（同９店舗減）運営しております。

また、株式会社ニッセンホールディングスにおきましては、引き続き構造改革の推進に注力いたしました。

⑦　その他の事業

その他の事業における営業収益は23,533百万円（前年同期比98.7％）、営業利益は3,670百万円（同91.6％減）となりました。

⑧　調整額（消去及び全社）

グループ統合ＥＣサイト「omni7(オムニ7)」に係る運用保守費や減価償却費等を、調整額にて計上しております。当連結会計年度の調整額（消去及び全社）における営業損失は、前連結会計年度と比べ470百万円増の13,120百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ90,886百万円増加したことにより、1,300,383百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、498,306百万円の収入（前年同期比97.2％）となりました。これは、税金等調整前当期純利益が276,320百万円、減価償却費が213,167百万円、減損損失が88,879百万円となりましたが、法人税等の支払額が95,827百万円となったことなどによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、240,418百万円の支出（前年同期比64.7％）となりました。これは、店舗の新規出店や改装などに伴う有形固定資産の取得による支出が277,913百万円となったことなどによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、168,510百万円の支出（前年同期比215.5％）となりました。これは、長期借入れによる収入が56,408百万円あったものの、長期借入金の返済による支出が73,656百万円、配当金の支払額が79,558百万円となったことなどによるものであります。

２【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

該当事項はありません。

(2) 仕入の状況

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高（百万円）	前年同期比（%）
国内コンビニエンスストア事業	124,903	104.4
海外コンビニエンスストア事業	1,467,792	122.9
スーパーストア事業	1,373,688	98.2
百貨店事業	494,805	89.1
金融関連事業	20,720	91.7
専門店事業	248,922	91.9
その他の事業	3,608	128.7
計	3,734,441	104.8

（注）１　当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、前年同期比較につきましては、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

２　上記仕入実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

３　上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売の状況

当連結会計年度における売上実績（営業収益のうちの売上高）をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高（百万円）	前年同期比（%）
国内コンビニエンスストア事業	172,548	103.5
海外コンビニエンスストア事業	1,705,354	121.9
スーパーストア事業	1,855,069	97.5
百貨店事業	638,541	90.1
金融関連事業	20,480	91.6
専門店事業	413,334	92.6
その他の事業	2,420	102.5
計	4,807,748	103.5

（注）１　当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、前年同期比較につきましては、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

２　株式会社セブン‐イレブン・ジャパン及び7-Eleven, Inc.のチェーン全店売上は、それぞれ4,678,083百万円、3,134,412百万円であります。上表国内及び海外コンビニエンスストア事業の売上高には、これらのうち自営店売上のみが含まれております。

３　上記売上実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

４　上記金額には、消費税等は含まれておりません。

5　主要な子会社の売上状況は、次のとおりであります。

(1) 国内コンビニエンスストア事業

株式会社セブン‐イレブン・ジャパン

区分	チェーン全店売上（百万円）	前年同期比（%）	構成比（%）
加工食品	1,230,335	104.0	26.3
ファスト・フード	1,412,781	104.6	30.2
日配食品	626,863	102.1	13.4
食品計	3,269,980	103.9	69.9
非食品	1,408,103	102.9	30.1
合計	4,678,083	103.6	100.0

（注）　上記金額には、消費税等は含まれておりません。また、チェーン全店売上は、フランチャイズ・ストア（加盟店）とトレーニング・ストア（自営店）の売上の合計金額であります。

(2) 海外コンビニエンスストア事業

7-Eleven, Inc.

区分	チェーン全店売上（百万円）	前年同期比（%）	構成比（%）
加工食品	682,470	104.9	21.8
ファスト・フード	248,718	101.8	7.9
日配食品	101,888	100.1	3.3
食品計	1,033,077	103.7	33.0
非食品	688,325	110.2	21.9
商品計	1,721,403	106.2	54.9
ガソリン	1,413,009	126.9	45.1
合計	3,134,412	114.6	100.0

（注）　チェーン全店売上は、加盟店と自営店の売上の合計金額であります。

(3) スーパーストア事業

①　株式会社イトーヨーカ堂

区分	売上高（百万円）	前年同期比（%）	構成比（%）
衣料	162,589	90.8	13.4
住居	165,083	134.8	13.6
食品	553,670	94.6	45.6
商品計	881,343	99.4	72.6
テナント	324,328	100.7	26.7
その他	7,940	78.4	0.7
合計	1,213,613	99.5	100.0

（注）1　住居事業部におけるコスメドラッグ売場を株式会社セブン美のガーデンに事業分割しておりましたが、2017年３月１日に同社を吸収合併いたしました。

これにより、住居及び商品計は当連結会計年度より同社の数値を反映したものになっております。

2　上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 株式会社ヨークベニマル

区分	売上高（百万円）	前年同期比（%）	構成比（%）
生鮮食品	149,910	103.3	34.9
加工食品	101,977	103.2	23.8
デイリー食品	84,097	103.7	19.6
食品計	335,985	103.4	78.3
衣料	13,531	90.4	3.1
住居	19,993	98.5	4.7
商品計	369,510	102.6	86.1
テナント	59,553	101.9	13.9
合計	429,064	102.5	100.0

（注） 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 百貨店事業

株式会社そごう・西武

区分	売上高（百万円）	前年同期比（%）	構成比（%）
衣料	260,919	89.5	38.7
雑貨	67,873	89.6	10.1
食品	142,863	90.9	21.2
商品計	471,656	89.9	69.9
テナント	167,519	91.2	24.8
法人外商	35,192	88.3	5.2
合計	674,368	90.2	100.0

（注） 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営の基本方針

当社は、平成17年９月１日に、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社デニーズジャパンの３社の共同株式移転により設立された純粋持株会社です。流通業を中心として、傘下に145社の連結子会社を擁する当社は、お客様のニーズ、マーケット、そして急速な社会の変化に迅速に対応し、業務改革、事業構造の革新を不断に進め、グローバルに展開するグループのネットワーク、情報力とともに、コンビニエンスストア、スーパーストア、百貨店、銀行、専門店、ネットビジネスなどあらゆるお客様のニーズに応える多業態を擁する世界に類を見ない小売グループとして、総合的にシナジーを追求してまいります。そのために、当社は、ガバナンスの強化とグループシナジーの追求によりグループ企業価値の最大化に努めるとともに、グループを代表する上場会社としてステークホルダーに対する説明責任を果たしてまいります。また、各事業会社は与えられた事業範囲における責任を全うし、各々の自立性を発揮しながら、利益の成長及び資産効率の向上を追求してまいります。

(2) 中長期的な経営戦略

少子高齢化、単身世帯や女性の就業人口の増加、中小小売店の減少といった社会構造の変化を背景としたお客様の購買行動の変化に対応すべく、お客様のライフステージ・ライフシーンに寄り添いながら、商品・サービスの提供を通じて暮らしの利便性を高め、地域になくてはならない親しみのあるグループを目指してまいります。その実現に向け、お取引先様、世の中の技術革新など、あらゆるリソースを活用し、商品やサービスの絶対価値を追求することで、顧客満足度と社会価値の最大化を目指してまいります。

(3) 経営課題

当社は、流通サービスに欠かせないあらゆる分野で培ってきた事業インフラやノウハウを結集するとともに、ダイバーシティの推進を通じて、一層のグループシナジーを発揮して持続的な成長と発展を目指してまいります。また、現場と経営が一体となって創意工夫を積み重ねる風土を根付かせ、社会に新しい価値を常に提案する力強い流通サービスグループを目指し、企業価値最大化に向けてまい進してまいります。

以上の目的達成のため、当社では以下の成長戦略を掲げております。

① グループがこれまで培ってきたコンテンツに磨きをかけ、持続的成長の源泉とする
　(a) 教育の拡充による人材育成
　(b) 既存店のリニューアルなどへの投資による売場改革の推進
　(c) 新しい商品・サービスの継続的な提案と品質の追求
② リアル店舗以外にも顧客接点を増やし、ＣＲＭ（顧客関係管理）を強化する
③ グループのＣＲＭ戦略と連動した新決済サービスを開発する
④ 外部パートナーとも連携し物流の革新を行う

また、グループシナジー効果の追求につきましては、グループ共通のプライベートブランド商品「セブンプレミアム」の開発をはじめ、各事業会社が業態の違いを超えた新たなマーチャンダイジングに挑戦しております。これらの取り組みを中心にグループ内で情報を共有することでコストの効率化を図るとともに、マーチャンダイジングにおける精度の向上と一層のスケールメリットの活用を図ってまいります。

(4) 「働き方改革」に向けた取り組み

当社では、グループ全体で働いている約14万人の従業員が働きがいを持って仕事ができるよう、多様な働き方を支援する取り組みを進めております。長時間労働の抑制や柔軟な働き方を支援する制度の拡大、育児や介護をしながら仕事を継続できるような育児両立支援制度の拡充等、従業員が活躍できる環境づくりを進めるとともに、仕事に対するモチベーションを高めることで更なる生産性の向上につながるような意識改革を推進してまいります。

(5) ＣＳＲに関する取り組み

当社は、「信頼される、誠実な企業でありたい」という社是の精神を実現するため、ＣＳＲ統括委員会を中核とし、グループ企業行動指針の周知を通したコンプライアンスの徹底を図るとともに、ＣＳＲ活動を推進しております。

特に、当社グループの事業領域の拡大や関係する社会的課題・要請が多様化する中、ステークホルダーとの対話を通して特定した「５つの重点課題」については、グループの強みを活かしながら、社会インフラとしてのお買物支援、店舗における環境負荷の低減、ダイバーシティの推進など、様々な取り組みを進めてまいります。

さらに、ＣＳＲ統括委員会傘下に「社会価値創造部会」を設け、持続可能な発展に向け、本業を通じて社会と企業の双方に価値を生み出す取り組み（CSV:Creating Shared Value 共通価値の創造）を強化してまいります。

５つの重点課題

・高齢化、人口減少時代の社会インフラの提供
・商品や店舗を通じた安全・安心の提供
・商品、原材料、エネルギーのムダのない利用
・社内外の女性、若者、高齢者の活躍支援
・お客様、お取引先を巻き込んだエシカルな社会づくりと資源の持続可能性向上

４【事業等のリスク】

当社グループでは、定期的にリスクアセスメントを実施して、リスクの洗い出し・評価を行うことによりリスクを総体的に認識したうえで、その重大性及び喫緊性に応じて優先順位を付けて対策を立案・実行し、改善状況をモニタリングする仕組みを確立しています。

この仕組みにより認識されたリスクのうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を、以下に記載しています。ただし、これらは、当社グループに関するすべてのリスクを網羅したものではなく、記載された事項以外の予見しがたいリスクも存在します。また、これらのリスクはそれぞれ独立したものではなく、ある事象の発生により、他の様々なリスクが増大する可能性があります。

当社グループの事業、業績及び財務状況は、これらのリスクのいずれによっても影響を受ける可能性があります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生を回避するための対策を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努めてまいります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものです。

(1) 経済環境に関するリスク

経済状況の動向等

当社グループは、日本国内において主要な事業を行うほか、世界各地で事業を展開しています。そのため、日本及び事業を展開している国または地域の景気や個人消費の動向などの経済状態が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、お客様のニーズに的確に対応するべく、販売戦略に基づいた商品の取扱い・開発を積極的に行っていますが、経済政策や異常気象等により予想外の消費行動の変化が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

金利の変動

金利の変動は、受払利息や金融資産・負債の価値に影響を与え、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

為替の変動

海外のグループ会社の現地通貨建ての資産・負債等は、連結財務諸表作成のために円換算されます。また、当社グループの販売商品の中には、為替変動の影響を受ける海外開発商品があります。したがって、為替相場の変動により当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの事業活動に関するリスク

（グループ共通的なリスク）

商品・原材料等の調達と価格の変動

当社グループの事業活動にとって、十分な品質の商品・原材料等を適時に必要なだけ調達することが不可欠であり、特定の地域・取引先・製品・技術等に大きく依存しないよう、その分散化を図っています。特に、気温上昇や気象パターンの変化等の気候変動により、今後中長期的に農産品の栽培適地や漁場の変化が生じる可能性もあり、それらへの対応からも分散調達と一次生産者との収穫量向上に向けた協働等に努めています。しかし、仕入ルートの一部が寸断した場合、それにより当社グループの事業が影響を受ける可能性があります。

また、当社グループの取扱商品の中には、天候による需給の変化や原油等原材料価格変動の影響を受ける商品等、外的な要因により仕入価格が変動する商品があります。加えて、将来的に、商品製造段階における電力を始めとするエネルギー価格が、気候変動に伴う規制・政策により高騰した場合にも仕入価格が影響を被る可能性があります。これら仕入価格の変動が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

商品の安全性及び表示

当社グループは、関係法令の規制に基づき、食品衛生に関わる設備の充実、取引先を含めた一貫した商品管理の徹底、チェック体制の確立など、お客様に安全な商品と正確な情報を伝えるよう努めていますが、当社グループの取組みを超えた問題が発生した場合には、それによる当社グループの商品に対する信頼の低下、対応コストの発生等により、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、セブンプレミアムやグループ各社のオリジナル商品をさらに拡大して、新しい価値、上質の商品やサービスをお客様に提供し続けることに挑戦していますが、当社グループの取扱商品について重大な事故等が発生した場合、商品回収や製造物責任賠償が生じることもあり、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

地域性を重視した商品開発

当社グループは、お客様の嗜好の多様性に対応すべく、地域の特性を重視した商品開発と品揃えを強化しておりますが、お客様からの支持を、期待どおりには得られない場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

出店政策

当社グループの店舗出店に際しては、「大規模小売店舗立地法」「都市計画法」「建築基準法」等様々な法令に基づく規制を受けています。これらの法令の改正やこれらに関して各都道府県等が定めた規制の変更に伴い、当初策定した計画どおりの新規出店や既存店舗の改装等を行うことが困難となった場合や、将来の潜在的な出店候補地が減少した場合、及び新たな対応コストが発生した場合は、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

Ｍ＆Ａや業務提携等の成否

当社グループは、Ｍ＆Ａ及び他社との業務提携や合弁会社設立などを通じて、新規事業の展開やグループ事業の再編を行っています。しかし、これら戦略的投資について、当初期待した効果が得られず戦略目的が達成できない場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

債権管理

当社グループは、店舗賃借に当たり、賃貸人へ敷金・保証金を差し入れています。店舗賃貸人の経済環境の悪化や債権保全のために担保設定した物件の価値が下落した場合等には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損

当社グループは、有形固定資産やのれん等多くの固定資産を保有しています。減損会計を適用しておりますが、今後、店舗等の収益性が悪化したり、保有資産の市場価格が著しく下落したこと等により、減損処理がさらに必要になった場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

デジタル戦略

当社グループは、社会構造の変化を背景としたお客様の購買行動の変化に対応すべく、グループの全国店舗網、物流基盤等を活用し、お客様が、いつでも、どこでも、あらゆる商品やサービスを利用できるという新しい小売環境の創造を目指して、デジタル戦略を推進しております。

統合ＥＣサイト「omni7（オムニ7）」を基軸として展開しており、質の高い商品開発や接客サービスの強化を図り、お客様の潜在ニーズを喚起することに挑戦していますが、何らかの内外要因により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

人材

当社グループの各事業には、お客様を始めとする様々なステークホルダーとの良好なコミュニケーション力を有する人材が不可欠ですが、今後、各事業分野及び地域における人材獲得競争の激化等により、相応しい人材の獲得が困難となる場合や、人材の社外流出が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社代表取締役社長井阪隆一をはじめとする当社グループ経営陣が、より組織的な連携を強化して、グループ事業戦略を立案・実行しておりますが、何らかの事由により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

（セグメント別のリスク）

国内コンビニエンスストア事業

当社グループの国内コンビニエンスストア事業は、株式会社セブン‐イレブン・ジャパンを中心に、主にフランチャイズ・システムからなり、「セブン‐イレブン」という同一店舗名でチェーン展開を行っています。同システムは、加盟店と当社グループが対等なパートナーシップと信頼関係に基づき、それぞれの役割を担う共同事業であるため、加盟店もしくは当社グループのいずれかがその役割を果たせないことにより、多くの加盟店との間で契約が維持できなくなった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、常に変化し続けるお客様のニーズに対して、取引先各社と製造・物流・物流・販売・それらを支える情報システムの仕組みを革新しながら、差別化された高品質の商品や生活をサポートする便利なサービスを構築してきました。このための独自の事業インフラは、フランチャイズ・システムの理念を共有する取引先各社と構築しているため、取引先各社との業務上の関係が維持できない状況が発生した場合、または取引先各社の技術力等が著しく低下した場合は、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

海外コンビニエンスストア事業

当社グループの海外コンビニエンスストア事業である7-Eleven, Inc.は、主にガソリンスタンドを併設した店舗を米国及びカナダで積極的に展開しており、同社のチェーン全店売上に占めるガソリン売上が、約半分を占めるようになっています。ガソリンのサプライチェーンの垂直統合等により、ガソリン小売価格の変動に伴う利益率の低下リスクをヘッジしていますが、急激な価格の変動等、事業環境の予期しない変化により、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

7-Eleven, Inc.は、当社グループに属さないエリアライセンシー及び当該エリアライセンシーが展開する店舗において、不祥事その他の事由により、ロイヤリティの減少・売上の減少が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

スーパーストア事業

当社グループのスーパーストア事業は、主として株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマル、株式会社ヨークマート等で構成され、ＧＭＳ（総合スーパー）事業と食品スーパー事業からなります。当社グループでは、お客様のニーズの変化に的確に対応していくため、ＧＭＳ事業においては、個々の店舗が地域のマーケットに合致した商品の品揃えを主導する個店主義を推し進めるとともに、引き続き、ＭＤ（商品政策）改革の推進や接客の強化によるお客様とのコミュニケーションを強化する一方、不採算店舗の閉店を実行し、事業構造改革に取組んでおります。食品スーパー事業においては、新しい生活提案型スーパーマーケットの確立を目指して、ＭＤ改革の推進や生産性の向上に取組んでおります。しかしながら、事業環境の変化等予期しない要因により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

百貨店事業

当社グループの百貨店事業である株式会社そごう・西武は、将来あるべき店舗構成に向けた店舗改革や、地域特性に合わせた地方店改革を進める一方、不採算店舗の閉店を実行し、新しい百貨店づくりに向けた事業構造改革に取組んでおりますが、事業環境の変化等予期しない要因により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

金融関連事業

当社グループでは、銀行業・カード事業等の金融関連事業を行っています。

株式会社セブン銀行の収入は、ＡＴＭ事業に大きく依存していますが、現金に代替する決済の普及、ＡＴＭサービスに関する競争の激化、ＡＴＭネットワーク拡大の限界等の事態が発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

カード事業については、クレジットカード「セブンカード・プラス／セブンカード」及び「クラブ・オン／ミレニアムカード セゾン」と電子マネー「nanaco」の発行と運営を通じて、流通サービスと融合した利便性の高い金融サービスの実現に取り組んでおりますが、クレジットカード事業においては、貸倒率の増大・予想外の貸倒損失の発生、貸金業法に基づく総量規制等が、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、電子マネー事業においては、独自のシステムを構築して差別化を図っておりますが、我が国における電子マネーの急速な普及の過程で、汎用性の増大等の質的変化によって、競争力を維持できない場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

専門店事業

当社グループは、特徴のある商品・サービスを提供する専門店事業を行っています。マタニティ・ベビー・キッズ用品専門店の株式会社赤ちゃん本舗、生活雑貨専門店の株式会社ロフト、レストラン事業、給食事業、ファストフード事業を行う株式会社セブン&アイ・フードシステムズは、使われ方やニーズの変化に対応した商品開発の強化、及び生産性の向上による成長戦略を推進しておりますが、事業環境の変化等予期しない要因により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、通信販売事業を行う株式会社ニッセンホールディングスは、商品競争力の低下、ネット化の進行によるカタログ販売効率悪化、配送コスト増等の経営環境の変化に対して、事業構造改革の断行と早期の収益改善を図るべく、商品力の強化と販促効率向上を軸とする改革に取組んでおりますが、事業環境の変化等予期しない要因により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他の法的規制・訴訟に関するリスク

会計制度・税制等の変更

当社グループが予期しない会計基準や税制の新たな導入・変更により、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

環境に関する規制等

当社グループは、食品リサイクル、容器包装リサイクル、廃棄物処理及び気候変動対策などに関する様々な環境関連法令の適用を受けています。将来、これらの法令による規制は、例えば気候変動対策では、温室効果ガス排出規制が強化されたり、炭素税などの新しい法規制・政策が導入されたりする可能性があり、当社グループにとって、法令遵守に係る追加コストが生じたり、事業活動が制限されたりする可能性があります。

また、規制強化によって電力・水・ガスなどエネルギー費用が変動することで、店舗運営に関わる費用が増加し、財務状況に影響を与える可能性があります。

情報の流出

当社グループは、金融事業を始めとする各種事業において、お客様等のプライバシーや信用に関する情報（個人情報を含む）を取り扱っており、また、他企業等の情報を受け取ることがありますが、これらの情報が誤ってまたは不正により外部に流出する可能性があります。情報が外部に流出した場合、被害者に対して損害賠償義務を負ったり、当社グループの社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの営業秘密が不正または過失により流出する危険もあり、その結果、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟及び法的規制等

当社グループは、事業の遂行に関して、訴訟等及び規制当局による様々な法的手続きに服するリスクを有しています。

現在までのところ、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、業績に大きな影響を及ぼす訴訟や社会的影響の大きな訴訟等が発生し、当社グループに不利な判断がなされた場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、より厳格な法規制が導入されたり、規制当局の法令解釈が従来よりも厳しくなることなどにより、多大な法的責任、不利な措置が課された場合や、法的手続きへの対応に多大なコストがかかる場合、当社グループの事業活動や業績、財務状況及び評判に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 災害等に関するリスク

気候変動・災害等による影響

当社グループの本社及び主要な事業の店舗等は日本にあるほか、世界各地で事業を展開しています。地震、台風、洪水、津波、気候変動に伴う異常気象の頻発等の自然災害、火災、停電、原子力発電所事故、戦争、テロ行為等の違法行為等により、事業活動の停止や施設の改修に係る多額の費用が発生し、当社グループの事業運営に重大な支障が生じた場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。特に、コンビニエンスストア事業やスーパーストア事業を始め主要な事業の店舗が集中している首都圏において大きな災害等が発生した場合、その影響も大きくなることが予想されます。

加えて、当社グループの事業活動においてネットワークや情報システムの役割がさらに大きくなる中、停電、災害、テロ行為、ソフトウェア・ハードウェアの欠陥、コンピュータウィルスやネットワークへの不正侵入等によりシステム障害が発生した場合、事業運営に支障をきたすことになり、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

新型インフルエンザ等の感染症の流行による影響

ライフラインの一翼を担う小売業を中核事業とする当社グループは、新型インフルエンザのような感染症の流行に備えて、お客様や従業員等の人命・安全を確保した上で、地域及び社会への責任を果たすため、感染症流行時における営業継続への対策を講じていますが、感染拡大や蔓延状況に応じて、営業時間の短縮、営業店舗の限定等の措置をとる可能性があります。この場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスク

退職給付債務・退職給付費用

当社グループの退職給付債務や退職給付費用は、割引率や年金資産の期待運用収益率等の基礎率を加味し算出していますが、これらの前提となる国内外の株価・為替・金利について予想外の変動が生じた場合や、それらにより年金資産の運用成績が悪化した場合、また、年金制度の変更が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産

当社グループの繰延税金資産については、課税所得の将来の見積額や一時差異等のスケジューリングの結果に基づき計上しているグループ会社があります。今後、経営環境の悪化等により課税所得の見積もりを減額された場合等には、繰延税金資産を取崩す必要が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社及び一部の連結子会社は、平成24年度より連結納税制度を適用しております。

ブランドイメージ

本編の他の項目に記載している諸事象及び子会社・関連会社・フランチャイズビジネスにおける加盟店等の不祥事件、サプライチェーンにおける人権問題・環境問題等の発生により、結果として、当社グループ全体のブランドイメージが低下した場合、それによる当社グループに対するお客様の信頼低下、人材の流出、人材確保の困難化等により、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) グループ経営管理契約

当社は、株式会社セブン‐イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社セブン＆アイ・フードシステムズ及びその他の子会社23社との間で、当社が各社に対して行う経営管理に関し、それぞれ「グループ経営サービス等の提供に関する基本契約書」を締結しております。

(2) 加盟店契約

株式会社セブン‐イレブン・ジャパンとコンビニエンスストア加盟店との加盟店契約の要旨は、次のとおりであります。

① 当事者（株式会社セブン‐イレブン・ジャパンと加盟者）の間で、取り結ぶ契約

(a) 契約の名称

加盟店基本契約（書）及びその付属契約（書）

(b) 契約の本旨

株式会社セブン‐イレブン・ジャパンの許諾によるコンビニエンスストア経営のためのフランチャイズ契約関係を加盟者と形成すること。

② 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

株式会社セブン‐イレブン・ジャパンは、開業時在庫の買取りを求める以外、爾後商品の販売はせず、加盟者は株式会社セブン‐イレブン・ジャパンの推薦する仕入先その他任意の仕入先から商品を買取ります。

③ 経営の指導に関する事項

株式会社セブン‐イレブン・ジャパンは継続的に担当者を派遣して、店舗・商品・販売の状況を観察させて助言・指導をする他、販売情報等の資料の提供、効果的な標準小売価格の開示、各種仕入援助、広告宣伝、経営相談、計数管理のための計数等の作成提供を行い、商品仕入等についての与信をします。

④ 使用させる商標、商号その他の表示に関する事項

コンビニエンスストア経営について“セブン‐イレブン”の商標その他営業シンボル、著作物の使用をすることが許諾されます。

⑤ 契約の期間等に関する事項

契約の期間は、加盟店として新規開店の初日から向こう15ヶ年間です。契約の更新は、協議し、合意にもとづいて行われます。

⑥ 加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項

月間売上総利益（月間売上高から、月間売上商品原価（商品の総売上原価から品減り、不良品各原価及び仕入値引金を差引いた純売上原価）を差引いたもの）を基に一定の計算をして算出した金額を、株式会社セブン‐イレブン・ジャパンが実施するサービスの対価として支払います。

(3) 事業取得に関する契約

当社は、平成29年４月６日開催の取締役会において、当社の連結子会社である7-Eleven, Inc.（12月31日決算日）が、米国Sunoco LP社からコンビニエンスストア事業及びガソリン小売事業の一部を取得することを決議し、同日付にて7-Eleven, Inc.とSunoco LP社は当該事業取得に関する契約を締結しております。また、平成30年１月23日付で、当該事業取得の手続きを完了いたしました。詳細は、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等（１）連結財務諸表　注記事項　（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、前年同期比較につきましては、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成しております。この連結財務諸表の作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等（１）連結財務諸表　注記事項　（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載のとおりであります。

(2) 経営成績の分析

① 営業収益及び営業利益

当連結会計年度の営業収益は、前連結会計年度に比べ202,126百万円増加の6,037,815百万円（前年同期比103.5%）、営業利益は、27,084百万円増加の391,657百万円（前年同期比107.4%）となりました。

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)	増減額
営業収益（百万円）			
国内コンビニエンスストア事業	901,306	928,649	27,342
海外コンビニエンスストア事業	1,658,542	1,981,533	322,990
スーパーストア事業	1,949,313	1,901,164	△48,148
百貨店事業	729,612	657,886	△71,725
金融関連事業	201,932	202,942	1,010
専門店事業	450,488	416,616	△33,871
その他の事業	23,854	23,533	△321
消去及び全社	△79,360	△74,510	4,850
合　　計	5,835,689	6,037,815	202,126
営業利益（百万円）			
国内コンビニエンスストア事業	243,839	245,249	1,409
海外コンビニエンスストア事業	67,421	79,078	11,656
スーパーストア事業	20,228	21,260	1,032
百貨店事業	2,867	5,369	2,501
金融関連事業	50,136	49,713	△423
専門店事業	△11,276	435	11,712
その他の事業	4,005	3,670	△335
消去及び全社	△12,650	△13,120	△470
合　　計	364,573	391,657	27,084

国内コンビニエンスストア事業における営業収益は928,649百万円（前年同期比103.0％）、営業利益は245,249百万円（同100.6％）となりました。

株式会社セブン‐イレブン・ジャパンは、平成30年２月末時点で20,260店舗（前期末比838店舗増）を展開しております。国内の雇用環境におきましては、最低賃金や有効求人倍率の上昇、社会保険適用拡大等を受け厳しさを増しております。このような中、加盟店オーナー様がより積極的な店舗経営に専念できる環境を整備するとともに将来の加盟促進に向けた施策として、平成29年9月よりセブン‐イレブン・チャージ１％特別減額を実施しております。

店舗におきましては、ドミナント強化を目的とした既存エリアでの新規出店に加え既存店舗の活性化を推進すべく積極的な立地移転を実施し、平成30年１月31日には国内で展開する小売業において初めて20,000店を超えました。また、社会環境の変化に伴うお客様ニーズの変化に対応すべく、現状の売上構成に見合った新しい店内レイアウトの導入や、店舗従業員の接客サービスの質を高めるために業務用食洗機の設置を進め、作業効率の改善を図りました。商品におきましては、おにぎりや麺類等の基本商品の積極的なリニューアルを継続し、更なる品質向上に取り組んだことなどにより販売は好調に推移いたしました。また、セルフ式のドリップコーヒー「SEVEN CAFÉ（セブンカフェ）」の販売数が引き続き伸長している中、新商品であるカフェラテも提供できる新型コーヒーマシンを導入いたしました。これらの結果、既存店売上伸び率は前年を上回り、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は4,678,083百万円（前年同期比103.6％）となりました。

商品別では、ソフトドリンク、菓子類他で構成される加工食品で1,230,335百万円（前年同期比104.0％）、弁当、おにぎり等の米飯や麺類、惣菜他で構成されるファスト・フードで1,412,781百万円（前年同期比104.6％）、パン、ペストリー、牛乳他で構成される日配食品で626,863百万円（前年同期比102.1％）、タバコ、日用雑貨他で構成される非食品で1,408,103百万円（前年同期比102.9％）となりました。また、加盟店からの収入と自営店の売上を合計した営業総収入は849,862百万円（前年同期比101.9％）、営業利益は244,110百万円（前年同期比100.3％）となりました。

中国におきましては、平成29年12月末時点で北京市に247店舗、天津市に118店舗、成都市に87店舗を運営しております。

海外コンビニエンスストア事業における営業収益は1,981,533百万円（前年同期比119.5％）、営業利益は79,078百万円（同117.3％）となりました。

北米の7-Eleven, Inc.は、平成29年12月末時点で8,670店舗（前期末比37店舗減）を展開しております。店舗におきましては、ドミナント戦略に基づいた出店を推進するとともに、収益性の低い既存店舗や買収店舗の一部を閉店いたしました。商品におきましては、ファスト・フードやプライベートブランド商品「セブンセレクト」の開発及び販売に引き続き注力した結果、当連結会計年度におけるドルベースの米国内既存店商品売上伸び率は前年を上回って推移いたしました。また、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は、商品売上の伸長や、ガソリン価格上昇及び販売量の増加に伴うガソリン売上の伸長により、3,134,412百万円（前年同期比114.6％）となりました。

なお、平成30年１月23日をもって、米国Sunoco LP社からの一部事業取得を完了いたしました。

スーパーストア事業における営業収益は1,901,164百万円（前年同期比97.5％）、営業利益は21,260百万円（同105.1％）となりました。

国内の総合スーパーである株式会社イトーヨーカ堂は、平成30年２月末時点で164店舗（前期末比７店舗減）を運営しております。事業構造改革の推進におきましては、テナントミックスによる売場構成の見直しや大型ショッピングセンター「Ario（アリオ）」の改装に加え、当連結会計年度では９店舗の閉店を実施いたしました。商品におきましては、個店・地域特性に合わせた品揃えの拡充や、新たに安全・安心の生鮮ブランド「セブンプレミアムフレッシュ」の展開を開始するなど差別化商品の販売を強化いたしました。当連結会計年度における既存店売上伸び率は前年を下回りましたが、主に衣料品の在庫適正化等による荒利率の改善等により収益性が改善いたしました。

中国における総合スーパーは、平成29年12月末時点で８店舗を展開しております。

国内の食品スーパーにおきましては、平成30年２月末時点で株式会社ヨークベニマルが南東北地方を中心に220店舗（前期末比７店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏を中心に78店舗を運営しております。

株式会社ヨークベニマルは生鮮品の販売を強化するとともに、子会社の株式会社ライフフーズによる即食・簡便のニーズに対応した惣菜の品揃えを拡充し、安全・安心・味・品質にこだわった商品で差別化を図りました。しかしながら、当連結会計年度における既存店売上伸び率は、前年を下回りました。

百貨店事業における営業収益は657,886百万円（前年同期比90.2％）、営業利益は5,369百万円（同187.2％）となりました。

株式会社そごう・西武は、平成30年２月末時点で15店舗（前期末比４店舗減）を運営しております。事業構造改革の推進におきましては、首都圏大型店へ経営資源を集中させる戦略の一環として、「そごう千葉店ジュンヌ」を平成29年11月にコト発想の体験型専門店として第２期リニューアルオープンいたしました。

また、平成29年10月１日にそごう神戸店及び西武高槻店をエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社へ事業譲渡し、平成30年２月28日をもって西武船橋店及び西武小田原店を閉店いたしました。当連結会計年度における既存店売上伸び率は、婦人雑貨や食品などの販売が好調に推移したことにより、前年を上回りました。

金融関連事業における営業収益は202,942百万円（前年同期比100.5％）、営業利益は49,713百万円（同99.2％）となりました。

株式会社セブン銀行における平成30年２月末時点のＡＴＭ設置台数は、主にセブン‐イレブン・ジャパンの積極的な出店に伴い前期末比985台増の24,338台まで拡大いたしました。また、当連結会計年度中のＡＴＭ１日１台当たり平均利用件数は、決済手段の多様化や一部提携金融機関による手数料体系変更等により94.2件（前年同期差1.4件減）となりましたが、設置台数の増加に伴い期間総利用件数は前年を上回りました。

専門店事業における営業収益は416,616百万円（前年同期比92.5％）、営業利益は前連結会計年度と比べ11,712百万円増の435百万円となりました。

平成30年２月末時点でベビー・マタニティ用品を販売する株式会社赤ちゃん本舗は110店舗（前期末比４店舗増）、生活雑貨専門店を展開する株式会社ロフトは110店舗（同１店舗増）、株式会社セブン＆アイ・フードシステムズはレストラン「デニーズ」を377店舗（同９店舗減）運営しております。

また、株式会社ニッセンホールディングスにおきましては、引き続き構造改革の推進に注力いたしました。

② 営業外損益及び経常利益

営業外損益は、前連結会計年度の167百万円の損失（純額）から911百万円の損失（純額）となりました。これは持分法投資利益が減少したことなどによるものです。

この結果、経常利益は、前連結会計年度に比べ26,340百万円増加の390,746百万円となりました。

③ 特別損益及び税金等調整前当期純利益

特別損益は、前連結会計年度の146,836百万円の損失（純額）から114,426百万円の損失（純額）となりました。これは事業構造改革費用が増加した一方、のれん償却額が減少したことなどによるものであります。

この結果、税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度に比べ58,751百万円増加の276,320百万円となりました。

④ 法人税等（法人税等調整額を含む）及び親会社株主に帰属する当期純利益

米国において税制改革法が平成29年12月22日に成立し、平成30年１月１日以後の連邦法人所得税率が従来の35％から21％に引き下げられることとなりました。この税率変更で法人税等調整額が18,082百万円減少したことなどにより、法人税等は、前連結会計年度に比べ27,322百万円減少の79,423百万円となりました。また、税効果会計適用後の負担率は28.7％となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ84,399百万円増加の181,150百万円となりました。１株当たり当期純利益は、204.80円となり、前連結会計年度の109.42円に比べ95.38円増加しました。

(3) 財務状態の分析

① 資産、負債及び純資産の状況

	前連結会計年度 （平成29年2月28日）	当連結会計年度 （平成30年2月28日）	増減額
総資産（百万円）	5,508,888	5,494,950	△13,938
負　債（百万円）	3,033,082	2,919,607	△113,475
純資産（百万円）	2,475,806	2,575,342	99,536

総資産は、前連結会計年度末に比べ13,938百万円減少して5,494,950百万円となりました。

流動資産は、現金及び預金が94,692百万円増加した一方、商品及び製品が15,194百万円、受取手形及び売掛金が9,900百万円減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ65,804百万円増加し、2,340,207百万円となりました。

有形固定資産は、株式会社そごう・西武及び株式会社イトーヨーカ堂における店舗閉鎖などにより18,374百万円の減少となりました。無形固定資産は、「omni7（オムニ7）」のソフトウェアに係る減損損失の計上などにより33,968百万円減少しております。また、投資その他の資産においては、株式会社セブン銀行が取得する地方債や社債が減少したことなどにより27,407百万円減少しております。これらの結果、固定資産は前連結会計年度末に比べ79,750百万円減少し、3,154,734百万円となりました。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ113,475百万円減少し、2,919,607百万円となりました。

流動負債は、１年内償還予定の社債が24,999百万円、１年内返済予定の長期借入金が18,354百万円増加した一方、短期借入金が23,120百万円、コールマネーが20,000百万円減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べ3,611百万円減少し、1,944,007百万円となりました。

固定負債は、社債が一年内振替により44,996百万円、長期借入金が40,664百万円減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べ109,863百万円減少し、975,600百万円となりました。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ99,536百万円増加し、2,575,342百万円となりました。

利益剰余金は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上による181,150百万円の増加及び配当金の支払いによる79,604百万円の減少などにより、前連結会計年度に比べ101,409百万円増加しております。

為替換算調整勘定は、主に7-Eleven, Inc.の財務諸表の換算などより、9,753百万円減少しております。

これらの結果、１株当たり純資産額は、前連結会計年度末に比べ102.68円増加し2,744.08円となり、自己資本比率は前連結会計年度末の42.4%から44.2%となりました。

② キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度 （平成29年2月28日）	当連結会計年度 （平成30年2月28日）	増減額
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	512,523	498,306	△14,217
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△371,602	△240,418	131,183
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△78,190	△168,510	△90,319
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	1,209,497	1,300,383	90,886

現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、株式会社セブン‐イレブン・ジャパンを中心として、店舗の新規出店及び改装などに伴う支出がありましたが、国内及び海外コンビニエンスストア事業を中心とした高い営業収益力によりキャッシュ・フローを創出したことなどにより、前連結会計年度末に比べ90,886百万円増加し、1,300,383百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得た資金は、前連結会計年度に比べ14,217百万円減少し、498,306百万円となりました。これは、税金等調整前当期純利益が58,751百万円増加した一方、のれん償却額が38,838百万円、預り金の増減額が45,263百万円それぞれ減少したことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は、前連結会計年度に比べ131,183百万円減少し、240,418百万円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が43,176百万円、事業取得による支出が66,753百万円それぞれ減少したことなどによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動に使用した資金は、前連結会計年度に比べ90,319百万円増加し、168,510百万円となりました。これは、長期借入れによる収入が83,043百万円減少したことなどによるものであります。

(4) 戦略的現状と見通し

次期の見通しにつきましては、国内において雇用・所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復していくことが期待されるものの、個人消費におきましては、依然として先行き不透明な状態が想定されます。また、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要があります。

このような環境の中、当社グループにおきましては「信頼と誠実」「変化への対応と基本の徹底」を基本方針に掲げ、平成28年10月に発表いたしました平成32年２月期までの中期経営計画の達成に向けて着実に実行してまいります。

平成29年５月に、発売開始から10周年を迎えたグループ共通のプライベートブランド商品「セブンプレミアム」につきましては、既存商品の積極的なリニューアルを継続するとともに、生鮮分野への展開など更なる飛躍を目指します。

さらに、当社グループが取り組むデジタル戦略につきましては、グループ最大の資産である、日々ご来店いただく2,200万人にものぼるお客様の購買情報を最大限活用したＣＲＭ戦略を具現化し、お客様とのコミュニケーション環境の整備に注力してまいります。

国内コンビニエンスストア事業の株式会社セブン‐イレブン・ジャパンにおきましては、高齢化や単身世帯の増加、小売店舗数の減少、働く女性の増加といった社会構造の変化を成長機会と捉え、コンビニエンスストアに求められる役割を果たすため、「近くて便利」なお店への更なる進化を目指し、加盟店オーナー様とともに変革への挑戦を継続してまいります。国内の雇用環境は最低賃金の上昇や有効求人倍率の上昇、社会保険加入の適用拡大などを受け厳しさを増しています。このような環境の中、加盟店オーナー様がより積極的な店舗経営に専念できる環境を整備するとともに、将来の加盟促進に向けた施策として、平成29年９月よりセブン‐イレブン・チ

ャージの１％特別減額を実施したことに加え、接客サービスの質向上を図った店舗従業員の作業効率改善や、お客様ニーズに合わせた新たな店舗レイアウトの展開にも取り組み、拡大均衡を目指してまいります。出店におきましては、既存店の質の向上を図るべく積極的な立地移転を実施するとともに、新規出店の基準を引き続き厳しく精査いたします。商品では、本年３月に発売以来の大幅リニューアルを行った「SEVEN CAFÉ（セブンカフェ）」をはじめ、引き続きファスト・フード商品の更なる品質向上を図るとともに、お客様の潜在ニーズを捉えた新しい商品や地域のお客様の嗜好に合わせた商品の開発にも注力してまいります。

海外コンビニエンスストア事業の7-Eleven, Inc.におきましては、商品ではプライベートブランド商品「セブンセレクト」や、チームマーチャンダイジングの手法を取り入れたファスト・フード商品の開発及び販売に注力し、お客様ニーズへの対応に努めてまいります。出店におきましては、ドミナントエリアにおける新規出店と自営店の改装及びフランチャイズ化を促進するとともに、不採算店の閉店を推進することにより収益性の向上を図ります。また、平成30年１月23日に取得が完了した米国Sunoco LP社のコンビニエンスストア事業及びガソリン小売事業の収益貢献に加え、更なる店舗網の拡充や顧客利便性向上も見込んでおります。

スーパーストア事業の株式会社イトーヨーカ堂におきましては、平成28年10月に発表した中期経営計画に基づき７店舗の閉店や自営売場面積の縮小、食品強化等の構造改革を着実に実行してまいります。また、株式会社ヨークベニマルにつきましては、子会社である株式会社ライフフーズと連携して生鮮食品とデリカテッセンでの差別化を徹底し、地域のニーズに対応した品揃えの強化を継続するとともに、既存店の活性化とドミナント出店に取り組んでまいります。

百貨店事業の株式会社そごう・西武におきましては、構造改革の一環として最大消費マーケットである首都圏を中心とした基幹店への経営資源集中を推進いたします。中でも、魅力ある商圏を擁するそごう横浜店では売場構成を見直し、「美」や「食」に焦点を当てた店舗の活性化に取り組みます。

専門店事業におきましては、株式会社赤ちゃん本舗、株式会社ロフト及び株式会社セブン＆アイ・フードシステムズなどを中心に、お客様ニーズにお応えするとともに、株式会社ニッセンホールディングスは引き続き収益性の改善に努めてまいります。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額の内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度（百万円）
国内コンビニエンスストア事業	140,333
海外コンビニエンスストア事業	94,285
スーパーストア事業	37,821
百貨店事業	12,992
金融関連事業	38,803
専門店事業	8,882
その他の事業	3,723
全社(共通)	10,532
合計	347,374

（注）１　上記金額には差入保証金及び建設協力立替金を含めて記載しております。
　　２　「全社（共通）」は当社の設備投資額であります。

当連結会計年度の設備投資額は347,374百万円となりました。国内及び海外コンビニエンスストア事業においては、店舗の新設及び改装を中心にそれぞれ140,333百万円、94,285百万円の投資を行いました。スーパーストア事業においては、新規出店等により37,821百万円の投資を行い、百貨店事業においては、店舗改装等を実施し12,992百万円の投資を行いました。また、金融関連事業においては、株式会社セブン銀行のＡＴＭの設置等に38,803百万円の投資を行い、専門店事業においては、8,882百万円の投資を行いました。さらに、当社においては、オムニチャネル戦略の推進に伴うシステム等に10,532百万円の投資を行いました。

なお、当社の「omni7（オムニ7）」のソフトウェア等について、22,800百万円の減損損失を計上しております。

２【主要な設備の状況】

平成30年２月28日現在における主たる設備の状況は次のとおりであります。

(1) セグメント内訳

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）							従業員数（名）
	有形固定資産				無形固定資産		合計	
	建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地（面積㎡）	リース資産	借地権	ソフトウエア		
国内コンビニエンスストア事業	351,376	136,314	84,430 (879,334)	878	13,688	15,033	601,722	10,840 (5,793)
海外コンビニエンスストア事業	211,534	127,526	185,194 (4,420,381)	―	―	―	524,255	17,877 (17,301)
スーパーストア事業	201,543	23,563	260,573 (2,341,173)	1,053	849	1,915	489,499	15,917 (50,564)
百貨店事業	61,775	4,669	88,562 (688,567)	368	11,899	1,118	168,393	2,897 (4,584)
金融関連事業	5,051	34,509	45,633 (534,243)	806	―	30,333	116,333	1,523 (362)
専門店事業	14,144	6,391	6,898 (192,099)	1,766	36	3,192	32,430	6,310 (13,830)
その他の事業	24,212	227	51,173 (60,021)	9	58,393	175	134,191	599 (352)
全社（共通）	2,632	223	2,712 (3,622)	16	―	9,347	14,934	643 (22)
合計	872,271	333,425	725,180 (9,119,440)	4,899	84,867	61,115	2,081,760	56,606 (92,808)

（注）１　上記金額には消費税等及び建設仮勘定は含まれておりません。

２　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（　）内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

３　「全社（共通）」は当社の設備であります。

(2) 提出会社

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）								従業員数（名）
			有形固定資産				無形固定資産			合計	
			建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地（面積㎡）	リース資産	借地権	ソフトウエア	リース資産		
本部（東京都）	全社（共通）	事務所	641	95	― (―)	97	―	3,065	5,311	9,211	639 (18)
伊藤研修センター（神奈川県）	全社（共通）	研修所	1,674	28	2,712 (3,622)	―	―	―	―	4,415	4 (4)
その他	全社（共通）	その他	316	4	― (―)	―	―	―	―	321	― (―)

（注）１　上記金額には消費税等及び建設仮勘定は含まれておりません。

２　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（　）内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

(3) 国内子会社

① 株式会社セブン - イレブン・ジャパン（国内コンビニエンスストア事業）

事業所名 （所在地）	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 （名）
		有形固定資産				無形固定資産		合計	
		建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地 （面積㎡）	リース資産	借地権	ソフトウエア		
南７条店他987店舗 （北海道）	店舗等	15,566	5,754	7,197 (114,516)	119	406	－	29,044	64 (30)
青森新田３丁目店他68店舗 （青森県）	店舗	1,700	649	－ (－)	19	42	－	2,411	3 (1)
一関城内店他142店舗 （岩手県）	店舗等	11,410	940	588 (57,067)	13	125	－	13,077	－ (－)
北仙台駅前店他403店舗 （宮城県）	店舗	6,344	2,356	4,669 (55,067)	49	369	－	13,790	18 (8)
横手条里１丁目店他98店舗 （秋田県）	店舗	2,512	744	－ (－)	10	54	－	3,321	7 (3)
村山楯岡新町店他178店舗 （山形県）	店舗	3,165	1,129	860 (15,053)	19	183	－	5,359	6 (3)
飯坂インター店他433店舗 （福島県）	店舗	4,114	2,663	1,546 (23,229)	51	224	－	8,600	6 (3)
土浦中店他637店舗 （茨城県）	店舗	9,725	3,728	3,128 (37,001)	69	538	－	17,190	28 (13)
小山城東店他436店舗 （栃木県）	店舗	6,839	2,737	2,324 (31,038)	46	435	－	12,383	17 (8)
高崎緑町店他461店舗 （群馬県）	店舗	8,295	2,807	2,618 (31,446)	59	394	－	14,174	25 (11)
鳩ヶ谷坂下１丁目店他1,195店舗 （埼玉県）	店舗	19,146	7,694	5,592 (36,872)	127	398	－	32,960	45 (21)
かけまま店他1,089店舗 （千葉県）	店舗等	16,349	6,699	6,704 (90,936)	136	435	－	30,325	58 (27)
善福寺店他2,620店舗 （東京都）	店舗	36,882	16,698	9,872 (21,761)	241	924	－	64,619	253 (117)
相生店他1,402店舗 （神奈川県）	店舗等	18,915	8,257	6,392 (35,525)	155	500	－	34,222	61 (28)
新潟車場店他419店舗 （新潟県）	店舗	7,480	2,458	3,928 (48,144)	44	327	－	14,240	19 (9)
富山西大沢店他131店舗 （富山県）	店舗	3,152	726	－ (－)	24	165	－	4,068	17 (8)
金沢石川県庁前店他131店舗 （石川県）	店舗	2,922	798	－ (－)	15	233	－	3,969	16 (7)
福井春山１丁目店他66店舗 （福井県）	店舗	1,841	374	400 (2,561)	10	99	－	2,725	7 (3)
甲斐大和店他209店舗 （山梨県）	店舗	3,402	1,332	335 (11,117)	19	175	－	5,265	6 (3)
塩尻大門店他455店舗 （長野県）	店舗	6,402	2,676	581 (4,787)	50	472	－	10,183	27 (12)
羽島竹鼻町蜂尻店他181店舗 （岐阜県）	店舗	4,146	1,156	28 (812)	22	302	－	5,656	12 (5)
静岡小鹿店他718店舗 （静岡県）	店舗	10,869	4,502	4,034 (31,277)	87	316	－	19,809	40 (18)
名古屋天塚町店他1,054店舗 （愛知県）	店舗	20,751	6,499	433 (3,594)	127	1,259	－	29,072	134 (62)
桑名江場店他160店舗 （三重県）	店舗	3,859	1,157	－ (－)	10	145	－	5,173	13 (6)
大津木下町店他234店舗 （滋賀県）	店舗	4,218	1,423	1,912 (13,418)	23	252	－	7,831	11 (5)
京都烏丸十条店他339店舗 （京都府）	店舗	5,834	2,202	650 (1,027)	33	232	－	8,953	36 (17)
大阪大野１丁目店他1,187店舗 （大阪府）	店舗	19,141	7,767	1,233 (5,982)	99	764	－	29,006	98 (45)
ＪＲ兵庫駅前店他702店舗 （兵庫県）	店舗等	11,188	4,388	1,859 (27,098)	60	376	－	17,873	50 (23)
奈良高畑町店他140店舗 （奈良県）	店舗	2,795	867	109 (1,859)	14	91	－	3,879	15 (7)

事業所名 （所在地）	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 （名）
		有形固定資産				無形固定資産		合計	
		建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地 （面積㎡）	リース資産	借地権	ソフトウエア		
和歌山津秦店他78店舗 （和歌山県）	店舗	1,367	529	180 (2,261)	9	40	－	2,126	2 (1)
米子河崎店他25店舗 （鳥取県）	店舗	787	261	－ (－)	－	12	－	1,061	3 (1)
浜田相生町店他54店舗 （島根県）	店舗	1,346	441	－ (－)	2	40	－	1,830	12 (5)
岡山大学前店他300店舗 （岡山県）	店舗	5,608	1,897	905 (12,368)	30	255	－	8,697	17 (8)
広島下河内店他583店舗 （広島県）	店舗	8,902	3,451	2,136 (16,642)	66	564	－	15,121	33 (15)
下関小月店他319店舗 （山口県）	店舗	5,181	1,862	1,739 (20,909)	34	347	－	9,165	18 (8)
ＪＲ徳島駅前店他89店舗 （徳島県）	店舗	1,339	562	－ (－)	19	15	－	1,937	－ (－)
高松サンポート店他102店舗 （香川県）	店舗等	4,211	666	545 (22,726)	14	55	－	5,494	12 (5)
松山市駅前店他110店舗 （愛媛県）	店舗	2,648	896	－ (－)	1	85	－	3,631	16 (7)
高知稲荷町店他40店舗 （高知県）	店舗	983	349	－ (－)	8	23	－	1,365	5 (2)
博多住吉店他987店舗 （福岡県）	店舗等	17,583	6,304	3,990 (29,335)	104	979	－	28,962	51 (24)
鳥栖曽根崎町店他190店舗 （佐賀県）	店舗	4,033	1,192	604 (6,810)	19	181	－	6,031	4 (2)
長崎末石町店他189店舗 （長崎県）	店舗	3,657	1,256	－ (－)	17	158	－	5,090	6 (3)
熊本沼山津４丁目店他329店舗 （熊本県）	店舗	7,101	2,187	1,612 (20,033)	36	210	－	11,149	13 (6)
大分弁天店他164店舗 （大分県）	店舗	3,457	964	－ (－)	26	99	－	4,547	15 (7)
宮崎広島２丁目店他190店舗 （宮崎県）	店舗	3,620	1,162	520 (4,981)	23	151	－	5,477	6 (3)
鹿児島坂元北店他190店舗 （鹿児島県）	店舗	4,854	1,130	－ (－)	30	125	－	6,140	11 (5)
本部及び地区事務所他 （東京都他）	事務所等	3,132	4,493	1,482 (8,614)	678	95	14,707	24,589	7,570 (3,490)

（注）１　上記金額には消費税等及び建設仮勘定は含まれておりません。

２　店舗は、フランチャイズ・ストア（加盟店）とトレーニング・ストア（自営店）との合算であり、フランチャイズ・ストア（加盟店）は、当社所有の貸与設備についてのみ記載しております。

３　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（　）内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

② 株式会社イトーヨーカ堂（スーパーストア事業）

事業所名 （所在地）	設備の内容	帳簿価額（百万円）								従業員数 （名）
		有形固定資産				無形固定資産			合計	
		建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地 （面積㎡）	リース資産	借地権	ソフトウエア	リース資産		
旭川店他10店舗 （北海道）	店舗等	3,267	203	615 (6,645)	82	69	－	－	4,238	257 (1,734)
弘前店他３店舗 （青森県）	店舗等	2,855	137	8,631 (62,622)	44	－	－	－	11,668	56 (661)
花巻店 （岩手県）	店舗等	554	49	1,460 (43,056)	17	－	－	－	2,080	15 (121)
石巻あけぼの店他１店舗 （宮城県）	店舗等	－	－	－ (－)	－	－	－	－	－	35 (301)
平店他２店舗 （福島県）	店舗等	506	90	1,021 (15,128)	57	－	－	－	1,677	65 (422)
古河店他２店舗 （茨城県）	店舗等	－	－	－ (－)	－	－	－	－	－	83 (470)
小山店他１店舗 （栃木県）	店舗等	－	－	－ (－)	－	－	－	－	－	71 (319)
伊勢崎店 （群馬県）	店舗等	－	－	－ (－)	－	－	－	－	－	23 (102)
浦和店他22店舗 （埼玉県）	店舗等	18,382	703	25,114 (173,532)	299	－	－	－	44,500	957 (3,507)
柏店他20店舗 （千葉県）	店舗等	12,990	1,023	10,283 (150,969)	247	－	－	－	24,544	903 (3,468)
立石店他40店舗 （東京都）	店舗等	32,113	1,623	64,214 (166,144)	535	277	－	－	98,764	1,767 (6,906)
相模原店他28店舗 （神奈川県）	店舗等	34,393	1,063	51,508 (187,559)	404	－	－	－	87,370	1,310 (5,399)
直江津店 （新潟県）	店舗等	－	－	－ (－)	－	－	－	－	－	9 (89)
甲府昭和店 （山梨県）	店舗等	1,319	53	1,921 (8,893)	27	－	－	－	3,321	31 (201)
長野店他２店舗 （長野県）	店舗等	4,528	65	4,312 (81,921)	28	8	－	－	8,944	58 (402)
柳津店 （岐阜県）	店舗等	－	－	－ (－)	－	－	－	－	－	25 (119)
沼津店他２店舗 （静岡県）	店舗等	2,517	175	5,170 (26,238)	48	－	－	－	7,912	127 (508)
刈谷店他４店舗 （愛知県）	店舗等	1,148	390	7,049 (44,697)	0	－	－	－	8,588	169 (621)
東大阪店他４店舗 （大阪府）	店舗等	8,864	165	3,653 (32,284)	89	－	－	－	12,772	231 (1,188)
加古川店他２店舗 （兵庫県）	店舗等	80	18	－ (－)	24	－	－	－	123	103 (644)
福山店 （広島県）	店舗等	203	37	－ (－)	22	－	－	－	262	31 (138)
本部他 （東京都他）	事務所等	1,924	171	16,978 (139,586)	512	70	610	288	20,555	1,337 (430)

（注）１　上記金額には消費税等及び建設仮勘定は含まれておりません。

２　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（　）内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

③　株式会社ヨークベニマル（スーパーストア事業）

事業所名 （所在地）	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 （名）
		有形固定資産				無形固定資産		合計	
		建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地 （面積㎡）	リース資産	借地権	ソフトウエア		
浜田店他76店舗 （福島県）	店舗	14,899	1,402	14,737 (310,858)	－	－	－	31,039	786 (4,013)
矢本店他57店舗 （宮城県）	店舗	15,012	2,396	6,214 (142,445)	－	－	－	23,623	657 (3,160)
米沢店他18店舗 （山形県）	店舗	7,243	502	1,133 (19,737)	－	－	－	8,879	197 (1,007)
黒磯店他28店舗 （栃木県）	店舗	7,233	960	7,181 (221,516)	－	－	－	15,374	327 (1,569)
赤塚店他36店舗 （茨城県）	店舗	7,095	736	12,350 (232,471)	－	－	－	20,182	372 (1,629)
本部他 （福島県他）	事務所等	634	70	4,179 (161,183)	－	－	419	5,304	366 (207)

（注）1　上記金額には消費税等及び建設仮勘定は含まれておりません。
2　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（　）内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

④　株式会社そごう・西武（百貨店事業）

事業所名 （所在地）	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 （名）
		有形固定資産				無形固定資産		合計	
		建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地 （面積㎡）	リース資産	借地権	ソフトウエア		
秋田店 （秋田県）	店舗	0	0	－ (－)	－	－	－	0	42 (162)
大宮店他２店舗 （埼玉県）	店舗	9,253	414	14,314 (15,871)	48	2,693	－	26,723	298 (545)
千葉店 （千葉県）	店舗	10,518	595	21,066 (19,376)	53	1,020	－	33,254	288 (340)
池袋本店他１店舗 （東京都）	店舗	25,788	1,179	38,004 (6,851)	113	1,179	1	66,267	636 (1,059)
横浜店他１店舗 （神奈川県）	店舗	7,086	501	－ (－)	90	－	0	7,678	480 (554)
福井店 （福井県）	店舗	0	0	1,657 (2,649)	－	－	－	1,657	60 (129)
岡崎店 （愛知県）	店舗	0	0	－ (－)	－	－	－	0	37 (77)
大津店 （滋賀県）	店舗	0	0	3,752 (19,575)	－	－	－	3,752	41 (111)
西神店 （兵庫県）	店舗	0	0	－ (－)	－	－	－	0	47 (94)
広島店 （広島県）	店舗	5,245	142	－ (－)	42	5,994	－	11,425	197 (309)
徳島店 （徳島県）	店舗	0	0	－ (－)	0	－	－	0	79 (120)
本部他 （東京都他）	事務所等	403	208	8,015 (621,228)	208	920	978	10,735	647 (632)

（注）1　上記金額には消費税等及び建設仮勘定は含まれておりません。
2　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（　）内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。
3　本部他には、閉店した店舗の土地等及び従業員数を含めております。

(4) 在外子会社

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数（名）
				建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地（面積㎡）	合計	
7-Eleven, Inc.	アメリカ テキサス州	海外コンビニエンスストア事業	店舗等	211,534	127,526	185,194 (4,420,381)	524,255	17,877 (17,301)

（注）１　上記の各数値は連結決算数値であります。また、建設仮勘定は含まれておりません。
２　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（　）内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

３【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
				総額（百万円）	既支払額（百万円）			
株式会社セブン－イレブン・ジャパン	東京都他	国内コンビニエンスストア事業	店舗新設・改装・ソフトウェア等	160,000	3,186	自己資金	平成30年１月	平成31年２月
7-Eleven, Inc.	アメリカ テキサス州	海外コンビニエンスストア事業	店舗新設・改装等	480,000	48,331	自己資金及び借入金	平成28年３月	平成30年12月
株式会社イトーヨーカ堂	東京都他	スーパーストア事業	店舗新設・改装等	28,400	－	自己資金	平成30年３月	平成31年２月
株式会社ヨークベニマル	福島県他	スーパーストア事業	店舗新設・改装等	15,900	－	自己資金	平成30年３月	平成31年２月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,500,000,000
計	4,500,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） （平成30年２月28日）	提出日現在 発行数（株） （平成30年５月25日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	886,441,983	886,441,983	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	886,441,983	886,441,983	－	－

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成30年５月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第１回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成20年５月22日開催の定時株主総会及び平成20年７月８日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	18	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	1,800	1,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成21年５月１日 至　平成40年８月６日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　3,070 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（3）の契約に定めるところによる。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第１回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第１回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第２回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成20年５月22日開催の定時株主総会及び平成20年７月８日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	221	221
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	22,100	22,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成21年８月７日 至　平成50年８月６日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　3,113 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（3）の契約に定めるところによる。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第２回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第２回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第３回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年５月28日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	41	41
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	4,100	4,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成22年２月28日 至　平成41年６月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　2,045 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第３回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第３回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第４回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年５月28日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	307	301
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	30,700	30,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成22年２月28日 至　平成51年６月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　2,111 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第４回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第４回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第５回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成22年５月27日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	38	38
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	3,800	3,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成23年２月28日 至　平成42年６月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,850 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第５回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第５回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第６回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成22年５月27日開催の定時株主総会及び平成22年６月15日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	349	339
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	34,900	33,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成23年２月28日 至　平成52年７月２日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,689 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第６回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第６回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第７回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成23年５月26日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	47	47
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	4,700	4,700
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成24年２月29日 至　平成43年６月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,889 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第７回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第７回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第８回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成23年５月26日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	502	491
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	50,200	49,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成24年２月29日 至　平成53年６月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,853 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第８回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第８回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第９回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成24年６月５日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	45	45
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	4,500	4,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成25年２月28日 至　平成44年７月６日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　2,164 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第９回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第９回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成24年５月24日開催の定時株主総会及び平成24年６月５日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	551	532
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	55,100	53,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成25年２月28日 至　平成54年７月６日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　2,064 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第10回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第10回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成25年７月４日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	41	41
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	4,100	4,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成26年２月28日 至　平成45年８月７日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　3,457 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第11回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第11回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第12回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成25年５月23日開催の定時株主総会及び平成25年７月４日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	561	542
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	56,100	54,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成26年２月28日 至　平成55年８月７日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　3,306 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第12回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第12回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第13回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成26年７月３日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	38	38
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	3,800	3,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成27年２月28日 至　平成46年８月６日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　3,885 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第13回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第13回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第14回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成26年５月22日開催の定時株主総会及び平成26年７月３日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	610	592
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	61,000	59,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成27年２月28日 至　平成56年８月６日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　3,837 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第14回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第14回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第15回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成27年７月７日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	68	68
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	6,800	6,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成28年２月29日 至　平成47年８月５日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　5,330 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第15回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第15回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第16回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成27年５月28日開催の定時株主総会及び平成27年７月７日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	705	684
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	70,500	68,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成28年２月29日 至　平成57年８月５日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　5,455 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第16回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第16回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第17回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成28年７月７日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	124	124
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	12,400	12,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成29年２月28日 至　平成48年８月３日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　3,613 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第17回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第17回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第18回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成28年５月26日開催の定時株主総会及び平成28年７月７日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	679	652
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	67,900	65,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成29年２月28日 至　平成58年８月３日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　3,816 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第18回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第18回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第19回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成29年７月６日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	161	161
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	16,100	16,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成30年２月28日 至　平成49年８月４日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　3,698 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第17回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第19回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第20回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成29年５月25日開催の定時株主総会及び平成29年７月６日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成30年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年４月30日）
新株予約権の数（個）	1,099	1,039
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	109,900	103,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成30年２月28日 至　平成59年８月４日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　3,808 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第18回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第20回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成22年６月30日（注）	△20,000	886,441	－	50,000	－	875,496

（注）　発行済株式総数の減少は、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却によるものであります。

（６）【所有者別状況】

平成30年２月28日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	282	45	1,555	932	103	88,526	91,443	－
所有株式数（単元）	0	2,807,293	542,886	1,304,620	3,040,078	480	1,163,018	8,858,375	604,483
所有株式数の割合（％）	0.00	31.69	6.13	14.73	34.32	0.01	13.13	100.00	－

（注）１　自己株式1,874,871株は「個人その他」に18,748単元及び「単元未満株式の状況」に71株を含めて記載しております。また、期末日現在の実質的な所有株式数と同数であります。
２　「その他の法人」の欄には証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。

（７）【大株主の状況】

平成30年２月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
伊藤興業株式会社	東京都千代田区五番町12番地３	68,901	7.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町２丁目11番３号	50,422	5.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８番11号	42,329	4.77
日本生命保険相互会社（常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	東京都千代田区丸の内１丁目６番６号（東京都港区浜松町２丁目11番３号）	17,672	1.99
GIC PRIVATE LIMITED - C（常任代理人　株式会社三菱東京UFJ銀行）	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE068912	17,035	1.92
伊藤雅俊	東京都港区	16,799	1.89
三井物産株式会社（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区丸の内１丁目１番３号（東京都中央区晴海１丁目８番12号）	16,222	1.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	東京都中央区晴海１丁目８番11号	15,776	1.77
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内２丁目５番２号	13,952	1.57
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234（常任代理人　株式会社みずほ銀行）	1776 HERITAGE DRIVE,NORTH QUINCY,MA 02171,U.S.A.（東京都港区港南２丁目15番１号）	13,210	1.49
計	－	272,322	30.72

（注）１　日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数のうち46,364千株は信託業務（証券投資信託等）の信託を受けている株式であります。

２　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数のうち36,655千株は信託業務（証券投資信託等）の信託を受けている株式であります。

３　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）の所有株式数の全ての株式数は信託業務（証券投資信託等）の信託を受けている株式であります。

４　平成30年３月５日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行及びその共同保有者である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社及び三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及び三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が平成30年２月26日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を除き、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内２丁目７番１号	2,000	0.23
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目４番５号	24,387	2.75
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町１丁目12番１号	5,676	0.64
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内２丁目５番２号	13,918	1.57

5　平成30年２月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書No.６において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が平成30年２月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書No.６の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目４番１号	30,402	3.43
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝３丁目33番１号	1,326	0.15
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂９丁目７番１号	13,426	1.51

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成30年２月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　1,874,800	―	―
	（相互保有株式） 普通株式　50,500	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 883,912,200	8,839,122	―
単元未満株式	普通株式　604,483	―	―
発行済株式総数	886,441,983	―	―
総株主の議決権	―	8,839,122	―

（注）　「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。
なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

②【自己株式等】

平成30年２月28日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	東京都千代田区二番町８番地８	1,874,800	0	1,874,800	0.21
（相互保有株式） プライムデリカ株式会社	神奈川県相模原市南区麻溝台１丁目７番１号	45,400	0	45,400	0.01
（相互保有株式） アイング株式会社	東京都千代田区麹町二丁目14番地	5,100	0	5,100	0.00
計	―	1,925,300	0	1,925,300	0.22

（９）【ストックオプション制度の内容】

第１回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成20年５月22日開催の第３回定時株主総会及び平成20年７月８日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年５月22日及び平成20年７月８日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　４名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第２回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成20年５月22日開催の第３回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成20年７月８日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年５月22日及び平成20年７月８日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員　92名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第３回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成21年５月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年５月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　６名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第４回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成21年５月28日開催の第４回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、同日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年５月28日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員　106名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第５回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成22年５月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年５月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　６名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第６回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成22年５月27日開催の第５回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成22年６月15日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年５月27日及び平成22年６月15日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員　115名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第７回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成23年５月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年５月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　６名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第８回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成23年５月26日開催の第６回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、同日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年５月26日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員　121名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第９回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成24年６月５日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年６月５日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　７名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成24年５月24日開催の第７回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成24年６月５日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年５月24日及び平成24年６月５日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員　118名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成25年７月４日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年７月４日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　７名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第12回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成25年５月23日開催の第８回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成25年７月４日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年５月23日及び平成25年７月４日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員　108名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第13回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成26年７月３日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年７月３日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　７名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第14回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成26年５月22日開催の第９回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成26年７月３日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年５月22日及び平成26年７月３日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員　113名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第15回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成27年７月７日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成27年７月７日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　８名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第16回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成27年５月28日開催の第10回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成27年７月７日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成27年５月28日及び平成27年７月７日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員　114名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第17回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成28年７月７日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年７月７日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　７名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第18回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成28年５月26日開催の第11回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成28年７月７日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年５月26日及び平成28年７月７日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員　107名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第19回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成29年７月６日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成29年７月６日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　６名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第20回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成29年５月25日開催の第12回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成29年７月６日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成29年５月25日及び平成29年７月６日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員　115名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成30年５月24日開催の第13回定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成30年５月24日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員の中から、提出日以降に開催される取締役会において決定される。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	135,000株を上限とする。　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに新株予約権１個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌年の２月末日より、当該割当日の翌日から30年を経過する日までとする。
新株予約権の行使の条件	（注）２
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は下記のとおりです。

①　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由及び条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第３号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第７号に該当する普通株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第７号による取得

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	5,573	25,497,225
当期間における取得自己株式	713	3,288,886

（注）　当期間における取得自己株式には、平成30年５月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	－	－
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他（注１）	147,675	450,047,547	19,100	66,729,300
保有自己株式数	1,874,871	－	1,856,484	－

（注）１　当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使（株式数147,500株、処分価額の総額449,245,700円）及び単元未満株式の売渡請求による売渡し（株式数175株、処分価額の総額801,847円）であります。また、当期間の内訳は、新株予約権の権利行使（株式数19,100株、処分価額の総額66,729,300円）であります。

２　当期間における処理自己株式には、平成30年５月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

３　当期間における保有自己株式には、平成30年５月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式は含まれておりません。

３【配当政策】

当社は、利益向上に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。１株当たり配当金につきましては、目標連結配当性向40％を維持しつつ更なる向上を目指してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期末の剰余金の配当につきましては、１株当たり45円、当中間配当の１株当たり45円と合わせて、年間では１株当たり90円となりました。

内部留保については、成長事業投資とのバランスを勘案しながら柔軟な資本政策を実施してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年８月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	１株当たり配当額
平成29年10月12日 取締役会	39,805	45円00銭
平成30年５月24日 定時株主総会	39,805	45円00銭

４【株価の推移】

（１）【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第９期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成26年２月	平成27年２月	平成28年２月	平成29年２月	平成30年２月
最高（円）	4,485	4,642	5,998	5,028	4,891
最低（円）	2,680	3,611	4,370	4,051	4,234

（注）　最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年９月	10月	11月	12月	平成30年１月	２月
最高（円）	4,416	4,725	4,746	4,794	4,827	4,578
最低（円）	4,234	4,326	4,435	4,556	4,485	4,313

（注）　最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

５【役員の状況】

男性15名　女性２名　（役員のうち女性の比率11.8%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
代表取締役 社長	執行役員 社長	井阪　隆一	昭和32年10月４日生	昭和55年３月 平成14年５月 平成15年５月 平成18年５月 平成21年５月 平成28年４月 平成28年５月	株式会社セブン‐イレブン・ジャパン入社 同社取締役(現任) 同社執行役員 同社常務執行役員 同社代表取締役社長 同社最高執行責任者(ＣＯＯ) 当社取締役 当社指名・報酬委員会委員(現任) 当社代表取締役社長(現任) 当社執行役員社長(現任)	(注３)	15
代表取締役 副社長	執行役員 副社長 デジタル戦略推進本部長	後藤　克弘	昭和28年12月20日生	平成元年７月 平成14年５月 平成15年５月 平成16年５月 平成17年９月 平成18年３月 平成18年５月 平成21年８月 平成23年４月 平成26年11月 平成28年４月 平成28年５月 平成29年６月 平成30年３月	株式会社セブン‐イレブン・ジャパン入社 株式会社イトーヨーカ堂取締役 同社執行役員 同社常務取締役 同社常務執行役員 当社取締役 当社最高管理責任者(ＣＡＯ) 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社) 常務取締役 同社常務執行役員 同社取締役 当社常務執行役員 株式会社ミレニアムリテイリング取締役 株式会社そごう・西武取締役 当社システム企画部シニアオフィサー 当社情報管理室長 当社指名・報酬委員会委員(現任) 当社代表取締役副社長(現任) 当社執行役員副社長(現任) 当社管理部門、オムニチャネル管掌 株式会社セブン銀行取締役(現任) 当社デジタル戦略推進本部長(現任)	(注３)	14
取締役	常務執行役員 経営推進本部長	伊藤　順朗	昭和33年６月14日生	平成２年８月 平成14年５月 平成15年５月 平成19年１月 平成21年５月 平成23年４月 平成27年５月 平成28年５月 平成28年７月 平成28年12月 平成29年３月 平成30年３月	株式会社セブン‐イレブン・ジャパン入社 同社取締役 同社執行役員 同社常務執行役員 当社取締役(現任) 当社執行役員 当社事業推進部シニアオフィサー 当社ＣＳＲ統括部シニアオフィサー 株式会社ヨークベニマル監査役 当社グループ関係会社管掌 当社関係会社部シニアオフィサー 当社常務執行役員(現任) 当社経営推進室長 株式会社イトーヨーカ堂取締役(現任) 当社経営推進本部長(現任)	(注３)	3,173

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（千株）
取締役	執行役員 システム戦略部 シニアオフィサー	粟飯原　勝胤	昭和31年８月６日生	平成元年２月 平成18年１月 平成26年３月 平成28年７月 平成28年12月 平成29年５月 平成30年３月	株式会社セブン‐イレブン・ジャパン入社 当社システム企画部ＣＶＳシステムシニアオフィサー 当社執行役員（現任） 当社システム企画部シニアオフィサー 当社システム戦略室シニアオフィサー 当社事業システム企画部シニアオフィサー 当社システム管掌 当社取締役（現任） 当社システム戦略部シニアオフィサー（現任） 株式会社セブン‐イレブン・ジャパン執行役員（現任）	（注３）	3
取締役	執行役員 社長室長	山口　公義	昭和32年11月８日生	昭和56年４月 平成23年５月 平成28年12月 平成29年５月 平成30年３月	株式会社西武百貨店（現株式会社そごう・西武）入社 当社執行役員（現任） 当社広報センターシニアオフィサー 当社コーポレートコミュニケーション管掌 当社取締役（現任） 当社社長室長（現任） 株式会社そごう・西武取締役（現任）	（注３）	1
取締役	執行役員 人事企画本部長	永松　文彦	昭和32年１月３日生	昭和55年３月 平成16年５月 平成26年３月 平成27年３月 平成29年５月 平成29年12月 平成30年３月 平成30年５月	株式会社セブン‐イレブン・ジャパン入社 同社執行役員 株式会社ニッセンホールディングス代表取締役副社長 当社執行役員（現任） 当社人事企画部シニアオフィサー 株式会社セブン‐イレブン・ジャパン執行役員 当社人事企画本部長（現任） 株式会社セブン‐イレブン・ジャパン取締役（現任） 株式会社セブン&アイ・フードシステムズ取締役（現任） 当社取締役（現任）	（注３）	5
取締役		古屋　一樹	昭和25年１月13日生	昭和57年５月 平成12年５月 平成15年５月 平成16年５月 平成18年５月 平成19年５月 平成21年５月 平成28年５月	株式会社セブン‐イレブン・ジャパン入社 同社取締役 同社執行役員 同社常務取締役 同社常務執行役員 同社取締役 同社専務執行役員 同社取締役副社長 同社代表取締役社長（現任） 当社取締役（現任）	（注３）	12

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
取締役		ジョセフ・マイケル・デピント	昭和37年11月３日生	平成７年９月 平成11年６月 平成14年３月 平成15年４月 平成17年12月 平成22年８月 平成27年５月	Thornton Oil Corporation入社 同社上級副社長ＣＯＯ 7-Eleven, Inc.入社 同社部長 同社副社長オペレーション本部長 同社取締役社長ＣＥＯ(現任) Brinker International,Inc.取締役(現任) 当社取締役(現任)	(注３)	6
取締役		月尾　嘉男	昭和17年４月26日生	昭和63年８月 平成元年４月 平成３年４月 平成11年４月 平成14年12月 平成15年４月 平成15年６月 平成26年５月	名古屋大学工学部建築学科教授 東京大学生産技術研究所第５部客員教授 東京大学工学部産業機械工学科教授 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 総務省総務審議官 株式会社月尾研究機構代表取締役(現任) 東京大学名誉教授 当社社外取締役(現任)	(注３)	－
取締役		伊藤　邦雄	昭和26年12月13日生	平成４年４月 平成14年８月 平成16年２月 平成17年６月 平成18年12月 平成20年４月 平成24年６月 平成25年６月 平成26年５月 平成26年６月 平成27年１月 平成27年４月 平成28年３月	一橋大学商学部教授 一橋大学大学院商学研究科長・商学部長 一橋大学副学長・理事 曙ブレーキ工業株式会社社外取締役(現任) 一橋大学大学院商学研究科教授 一橋大学大学院商学研究科ＭＢＡコース・ディレクター 一橋大学大学院商学研究科シニア・エグゼクティブプログラム・ディレクター 住友化学株式会社社外取締役(現任) 小林製薬株式会社社外取締役(現任) 当社社外取締役(現任) 東レ株式会社社外取締役(現任) 一橋大学ＣＦＯ教育研究センター長(現任) 一橋大学大学院商学研究科特任教授(現任) 当社指名・報酬委員会委員長(現任)	(注３)	－
取締役		米村　敏朗	昭和26年４月26日生	昭和49年４月 平成17年８月 平成20年８月 平成23年６月 平成23年12月 平成26年２月 平成26年５月 平成26年６月 平成28年３月	警察庁入庁 警視庁副総監 警視総監 常和ホールディングス株式会社社外監査役 内閣危機管理監 内閣官房参与 当社社外取締役(現任) 常和ホールディングス株式会社(現ユニゾホールディングス株式会社)社外取締役(現任) 当社指名・報酬委員会委員(現任)	(注３)	－

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（千株）
取締役		東　哲郎	昭和24年８月28日生	昭和52年４月 平成２年12月 平成６年４月 平成８年６月 平成15年６月 平成25年４月 平成27年６月 平成28年１月 平成30年５月	東京エレクトロン株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長 同社代表取締役会長兼社長 同社代表取締役社長 同社取締役相談役（現任） 当社社外取締役（現任）	（注３）	－
常勤監査役		幅野　則幸	昭和33年２月10日生	昭和55年３月 平成18年１月 平成20年５月 平成20年９月 平成26年９月 平成26年10月 平成29年５月	株式会社イトーヨーカ堂入社 当社広報センターグループコミュニケーションシニアオフィサー 当社執行役員 当社社会・文化開発部シニアオフィサー 株式会社イトーヨーカ堂執行役員 当社監査室シニアオフィサー 株式会社ヨークマート監査役（現任） 株式会社そごう・西武監査役（現任） 当社常勤監査役（現任）	（注４）	5
常勤監査役		谷口　義武	昭和33年３月13日生	平成22年９月 平成27年１月 平成29年12月 平成30年３月 平成30年５月	当社入社 株式会社セブン‐イレブン・ジャパンＦＣ財務部統括マネジャー 同社執行役員 同社ＦＣ財務部長 同社経理部長 当社常勤監査役（現任）	（注４）	0
監査役		ルディー和子 （本名：桐山和子）	昭和23年10月10日生	昭和47年９月 昭和55年３月 昭和58年12月 平成23年６月 平成25年４月 平成26年５月 平成27年６月 平成28年４月	シカゴ大学会計監査室 タイム・インク　タイムライフブック部門ダイレクトマーケティング本部長 ウィトン・アクトン有限会社（現ウィトン・アクトン株式会社）代表取締役（現任） 日本ダイレクトマーケティング学会副会長（現任） 立命館大学大学院経営管理研究科教授 当社社外監査役（現任） トッパン・フォームズ株式会社社外取締役（現任） 立命館大学大学院経営管理研究科客員教授	（注４）	－

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
監査役		原　一浩	昭和29年２月25日生	昭和58年８月 昭和60年３月 平成19年７月 平成28年５月 平成28年７月 平成28年11月 平成29年９月 平成30年５月	監査法人中央会計事務所入所 公認会計士登録 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 公認不正検査士登録 原公認会計士事務所所長(現任) 税理士登録 原一浩税理士事務所所長(現任) 一般社団法人はらコンサルティングオフィス代表理事(現任) 当社社外監査役(現任)	(注４)	－
監査役		稲益　みつこ	昭和51年３月15日生	平成12年10月 平成30年５月	弁護士登録(東京弁護士会) 服部法律事務所入所(現任) 当社社外監査役(現任)	(注４)	－
計							3,236

(注) １　取締役月尾嘉男、伊藤邦雄、米村敏朗及び東哲郎は、社外取締役です。

２　監査役ルディー和子、原一浩及び稲益みつこは、社外監査役です。

３　取締役の任期は平成30年５月から１年です。

４　監査役の任期は平成30年５月から４年です。なお、常勤監査役幅野則幸の任期は平成29年５月から４年です。

５　当社では、各人の責任範囲と達成目標をより明確にし、経営の意思決定や実行の迅速化・効率化を図り、それぞれの業務執行に専念させ、経営の管理・監督機能と方針決定された目標の執行機能を明確にする執行役員制度を導入しております。

執行役員20名のうち、取締役を兼務していない執行役員は、以下の14名であります。

役名及び職名	氏名
常務執行役員	三　枝　富　博
常務執行役員	林　　拓　二
常務執行役員	真　船　幸　夫
執行役員　財務経理本部長兼財務企画部シニアオフィサー	丸　山　好　道
執行役員　総務法務本部長兼法務部シニアオフィサー	野　口　久　隆
執行役員　コーポレートコミュニケーション本部長兼広報センターシニアオフィサー兼情報管理部シニアオフィサー	松　本　　稔
執行役員　監査室シニアオフィサー	松　本　　忍
執行役員　経営推進部シニアオフィサー	木　村　成　樹
執行役員　経営管理部シニアオフィサー	石　井　信　也
執行役員　経理部シニアオフィサー	中　村　英　和
執行役員　会計管理部シニアオフィサー	手　島　伸　知
執行役員　健康管理センターシニアオフィサー	早　田　和　代
執行役員　デジタル戦略部シニアオフィサー	清　水　　健
執行役員　社長付	金　子　裕　司

６【コーポレートガバナンスの状況等】

（１）【コーポレートガバナンスの状況】

①　企業統治の体制の概要等

○ 企業理念

当社は、「社是」を以下のとおり定めております（昭和47年制定）。社是は、当社グループの経営理念を包括的に象徴する普遍的なものであり、グループ経営の根幹として、最も大切にしております。

「社是」

私たちは、お客様に信頼される、誠実な企業でありたい

私たちは、取引先、株主、地域社会に信頼される、誠実な企業でありたい

私たちは、社員に信頼される、誠実な企業でありたい

○ 企業行動指針

「社是」に掲げる精神は、将来、社会環境がどれほど大きく変化しても、ゆるぐことのない普遍的な理念であり、この理念を実現するために必要な考え方を「企業行動指針」として策定しております。

「企業行動指針」は、当社グループの全役員および従業員の基本姿勢を示したものであり、グループとしての考え方を定めた「基本方針」と行動の原則を定めた「行動基準」に分かれております。またグループ各社では、業態に応じ具体的行動レベルに落とし込んだガイドライン・行動規範を作成し、本指針と一緒に新入社員や新任役職者研修等を通じて、周知しております。

○ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスとは、社是に基づき、お客様、取引先・加盟店、株主・投資家、地域社会そして社員等のステークホルダーの皆様からの信頼を確保し、末永くご愛顧いただくために、誠実な経営体制を構築・維持し、財務・非財務（ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス））両面での中長期的なグループ企業価値を継続的に高めることにより、持続的に成長するための仕組みと考えます。

当社は、持株会社として、コーポレートガバナンスの強化とグループ企業価値の最大化を使命としており、事業会社へのサポートと監督、最適な資源配分等を通じて、この使命の達成に真摯に取り組んでまいります。

○ 執行役員制度導入による、取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能の分離

当社の取締役会は、12名の取締役（うち４名は社外取締役／男性12名、女性０名）で構成されており、原則月１回開催しております。

当社は、変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行を実行できるよう、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能を分離し、取締役会は「経営戦略の立案」と「業務執行の監督」、執行役員は「業務執行」にそれぞれ専念できる環境を整備しており、執行役員は20名（男性19名、女性１名）で構成されております。

なお、当社は、経営陣の選任につき、株主の意向をより適時に反映させるため、取締役の任期を１年としております。

○ 監査役制度を軸としたモニタリング

当社は、監査役制度を軸に経営のモニタリングを実施しております。当社の監査役会は、５名の監査役（うち３名は社外監査役／男性３名、女性２名）で構成しております。監査役監査の内容等については、後記「監査役監査、内部監査の概要等」をご参照ください。

○ 独立性を有する社外取締役・社外監査役による監督・監査

当社は、社外取締役全員（４名）および社外監査役全員（３名）を、金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、独立性を有する社外取締役および社外監査役による監督・監査が実施されております。社外取締役・社外監査役による監督・監査の内容等については、後記「社外役員に関する事項」をご参照ください。

○ 指名・報酬委員会の体制

当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、同委員会において、代表取締役、取締役、監査役および執行役員の指名および報酬等について審議することにより、社外役員の知見および助言を活かすとともに、代表取締役、取締役、監査役および執行役員の指名および報酬等の決定に関する手続の客観性および透明性を確保し、もって、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図っております。

○ 各種委員会によるコーポレートガバナンス

当社は、代表取締役のもとに「ＣＳＲ統括委員会」「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」を設置しております。各委員会は事業会社と連携しながらグループの方針を決定し、その浸透と実行を管理・監督することでコーポレートガバナンスの強化を図っております。

● ＣＳＲ統括委員会

当社はグループ全社的なＣＳＲ活動の推進・管理・統括を目的としたＣＳＲ統括委員会を設置し、同委員会傘下にグループ全体の「５つの重点課題」に対する具体的な施策の検討・実行を担うグループ横断的な組織として「企業行動部会」「消費者・公正取引部会」「環境部会」「社会価値創造部会」を設けております。これらの部会の活動を通して、コンプライアンスの更なる徹底および事業活動によるステークホルダーに係る社会課題の解決に貢献するとともに、ＥＳＧの視点から、社会と当社グループ双方の持続可能な発展を目指しております。

また、当社はグループ全体の内部統制の一環として当社グループ従業員およびお取引先を対象とした内部通報窓口（ヘルプライン）を社外の第三者機関に設置しており、ＣＳＲ統括委員会の担当役員が、取締役会において内部通報の対応状況について、定期的に報告・確認を行っております。

● リスクマネジメント委員会

当社および当社グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用しております。

リスクマネジメント委員会では、事業の継続を脅かし、持続的成長の妨げになるすべての事象をリスクとして認識し、包括的かつ統合的なリスク管理の強化に努めております。

当事業年度は、更なるリスク管理強化に向け、当社の各リスク項目の所管部門との連携や、事業会社とのリスク関連情報のフィードバック体制を通じて、グループ共通・各社固有のリスク課題の抽出およびリスク低減に向けた活動に努めました。

● 情報管理委員会

情報管理委員会では、情報の集約・管理に基づいたコーポレートガバナンスの強化および情報セキュリティの強化に向けた取り組みを統括しております。

当事業年度は、前事業年度に引き続き、情報収集・管理体制の強化に努め、各社の重要情報を適時・適切に収集し、協働して対処する体制を強化するとともに、その情報を一元的に管理し、経営および関連部門へ遺漏・遅滞なく報告する体制の強化に取り組みました。

また、個人情報保護に対する社会的関心の高まりやグループ統合ＥＣサイト「omni7(オムニ7)」をご利用いただくお客様の安全・安心を確保するために、「omni7(オムニ7)」に関するお客様個人情報を取り扱う拠点において、国際規格である情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）認証（ＩＳＯ２７００１）を取得しており、情報セキュリティの強化および必要に応じた認証拠点の拡大に取り組みました。あわせて、グループとして達成すべき情報セキュリティの水準を定めて、グループ各社へＩＳＭＳ認証におけるＰＤＣＡサイクルによる手法に準拠した展開をすることで、更なる情報セキュリティの強化に取り組んでおります。

○ 当社のコーポレートガバナンス体制

当社のコーポレートガバナンス体制（平成30年５月25日現在）は以下のとおりです。

○ 現状のコーポレートガバナンス体制を選択している理由

当社においては、独立性を保持し、法律や財務会計等の専門知識等を有する複数の社外監査役を含む監査役（監査役会）が、会計監査人・内部監査部門との積極的な連携を通じて行う「監査」と、独立性を保持し、高度な経営に対する経験・見識等を有する複数の社外取締役を含む取締役会による「経営戦略の立案」「業務執行の監督」とが協働し、コーポレートガバナンスの有効性を確保しております。

当社の上記体制は、当社のコーポレートガバナンスを実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断しておりますため、当社は当該コーポレートガバナンス体制を採用しております。

○ 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、次のとおり決議しております。

Ⅰ　当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ⅰ　当社および当社グループ各社は、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言し、これに基づき、当社ＣＳＲ統括委員会を中核とする体制を構築・整備・運用し、ヘルプラインの運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの周知を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図ります。

ⅱ　当社および当社グループ各社は、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関との連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。

ⅲ　業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認を行います。

ⅳ　当社および当社グループ各社の監査役は、自社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

Ⅱ　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ⅰ　当社および当社グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書（電磁的記録を含み、以下同様とします。）、ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および情報管理基本規程に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理します。

ⅱ　当社および当社グループ各社は、業務情報の管理を統括し、情報管理に関する企画、立案および推進を統括する者として、各社に情報管理統括責任者を置くとともに、当社の情報管理統括責任者が、当社情報管理委員会を中核としてグループ全体の業務情報管理を統括するものとし、重要な情報の網羅的な収集開示部門による適時・正確な情報開示の実効性を高め、営業秘密・個人情報等重要な情報の安全な管理等も踏まえた統合的な情報管理を行うものとします。また、情報管理の実施状況等については、定期的に取締役会および監査役に報告を行います。

ⅲ　当社および当社グループ各社の取締役および使用人は、当社グループ各社に係る重要な事項が生じたときは、当社の情報管理統括責任者に報告するものとします。

Ⅲ　当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ　当社および当社グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。

ⅱ　リスクの管理状況について、定期的に取締役会および監査役に報告する体制を構築・整備・運用するとともに、取締役会、取締役および業務執行部門の責任者は、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に改善措置を実施します。

ⅲ　事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、当社および当社グループ全体における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じます。

Ⅳ　当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ　当社および当社グループ各社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実現します。

ⅱ　当社の取締役会は、会社の持続的な成長を確保するため、当社および当社グループにおける重点経営目標および予算配分等について定めるとともに、当社の取締役および業務執行部門の責任者からの定期的な報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性を点検し、適宜見直しを行います。

ⅲ　当社の取締役会は、原則月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会または書面による取締役会決議を実施し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を推進します。なお、取締役会の具体的な運営については、当社定款および取締役会規則等に従います。

Ⅴ　当社の財務報告の適正性を確保するための体制

ⅰ　当社および当社グループ各社は、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、法令等に従い適時に信頼性の高い財務報告を提供できるようにするため、財務報告に係る内部統制の構築規程等に従い、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用します。

ⅱ　業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行います。

ⅲ　財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行います。

Ⅵ　当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、専任の使用人を置くものとします。

Ⅶ　当社監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性および指示の実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとします。また、当該使用人は当社の就業規則に従いますが、当該従業員への指揮命令権は各監査役に属するものとし、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議したうえ実施するものとします。

Ⅷ　当社監査役への報告に関する体制

ⅰ　当社取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制

当社の取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、すみやかに監査役に報告するものとします。

ⅱ　当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社グループ各社の取締役、監査役および使用人は、当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社グループ各社における不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、当社の情報管理統括責任者を通じて、当社監査役に報告するものとします。

また、当社グループ各社の取締役および使用人は、当社グループ各社の業務に関し、法令・社会的規範・社内ルール等に違反する行為および当社グループに対する社会の信頼を失う可能性がある行為を発見したときは、いつでも公益通報の意義をも有するヘルプラインに通報することができ、当社ＣＳＲ統括委員会は、その運用状況を、定期的に代表取締役社長および監査役に報告するものとします。

Ⅸ　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けることがないよう社内規程に定めを置き、適切に運用します。

Ⅹ　当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用は当社が負担します。

Ⅺ　その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ　当社の監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。

ⅱ　当社の監査役は、当社内部監査部門と緊密な連係を保つとともに、必要に応じて当社内部監査部門に調査を求めることができるものとします。

ⅲ　当社の監査役は、当社グループ各社の監査役と定期的に会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施します。

ⅳ　当社の監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は当社が負担するものとします。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

Ⅰ　当社における企業統治の状況

当社の取締役会は、原則月１回開催しております。当社は、変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行を実行できるよう、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能を分離し、取締役会は「経営戦略の立案」と「業務執行の監督」、執行役員は「業務執行」にそれぞれ専念できる環境を整備しております。なお、当社は、経営陣の選任につき、株主の意向をより適時に反映させるため、取締役の任期を１年としております。当社では、取締役会で定めるべき事項を取締役会規則、決裁権限規程等に定めており、会社法および当該社内規則等に定める事項につき、取締役会において決定することとしております。

また、決裁権限規程等において、代表取締役社長が決定する範囲等について明確に定めており、経営における意思決定プロセスおよび責任体制の明確化を図るとともに、合理的な権限の委譲による意思決定の迅速化を図っております。

当社の監査役会は、監査役制度を軸に経営をモニタリングしております。監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席することに加え、代表取締役との意見交換や、定期的に取締役から業務執行状況を聴取し、監査計画に基づき、当社、事業会社における業務・財産の状況調査を実施しております。また、事業会社の取締役、監査役と情報共有等を図り、取締役の職務の執行を厳しく監査するとともに会計監査人と情報交換を行い、会計監査における緊密な連携を図っております。

社外取締役・社外監査役は、取締役会の意思決定および業務執行の妥当性と適正性を確保するための助言や提言を実施しているほか、取締役等とのミーティングで会社の経営やコーポレートガバナンス等について意見交換をすることにより、業務執行を監督・監査しております。

Ⅱ　内部監査部門における取組み

当社は、内部監査機能の充実、強化を図るため、独立した内部監査部門として、監査室内に「業務監査担当」と「内部統制評価担当」を設置しております。「業務監査担当」は、コンプライアンス体制の整備・運用状況を含め、主要事業会社の内部監査を確認し指導する、または直接監査する統括機能と、持株会社である当社自体を監査する内部監査機能があり、これらの業務にあたっております。「内部統制評価担当」は、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。

Ⅲ　監査役監査、内部監査および会計監査の相互連携等

当社は、全体として監査の質的向上を図るため、監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人が、定期的に三者ミーティングを開催する等により、相互に情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図っております。同ミーティングでは、監査役（社外監査役を含む）は、監査法人より会計監査の実施状況等について、また、監査室から内部監査の実施状況等について、それぞれ報告を受け、必要に応じて説明を求めております。

また、当社は、定期的に会計監査報告会を開催しており、当該報告会には、代表取締役その他役員のほか、常勤監査役および監査室等が出席し、監査法人から会計監査の報告を受け、会計監査の結果等について確認を行っております。

また、常勤監査役と監査室とは、原則月１回、ミーティングを開催しており、監査室は、業務監査に関する監査結果、内部統制評価の経過状況等について報告を行うとともに、監査の質的向上を図るための重点検討事項等について、積極的に意見交換を実施し、両者間における監査情報の網羅的な共有化に努めております。

なお、常勤監査役は、前述の会計監査報告会の状況、監査室とのミーティングの内容等につき、監査役会等において、社外監査役に報告し課題等の共有化を図るとともに協議を実施し、さらに、当該協議内容を監査室や監査法人にフィードバックすることにより、社外監査役を含む監査役監査と、内部監査、会計監査とのタイムリーな連携を図っております。

さらに、監査室は、監査役会等において、随時、内部監査の実施状況・結果に関し報告を行っており、監査役（社外監査役を含む）からの質問等に対し説明を行っております。

監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人は、各監査において、内部統制部門から報告および資料等の提出を受けるほか、必要に応じて説明を求めており、内部統制部門は、これらの監査が適切に実施されるよう協力しております。

Ⅳ　各種委員会における取組み

「６　コーポレートガバナンスの状況等　（１）　コーポレートガバナンスの状況　①　企業統治の体制の概要等」の記載と同様になります。

○ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 監査役監査、内部監査の概要等

Ⅰ 監査役監査

当社の監査役会は、当社およびグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画を定め、内部統制システムの構築、法令遵守・リスク管理の推進体制を重点監査項目に設定し、監査を行っております。

各監査役は、取締役会その他重要な会議ならびに代表取締役等との定期会合に出席し、取締役、執行役員、従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の共有を図るとともに、監査計画に基づき子会社の本社、店舗、物流センター等を訪問して事業を調査し、報告を受ける等により監査を実施しております。

また、当社は以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しております。

・常勤監査役谷口義武氏は、当社および当社グループ会社の財務・経理部門を担当し、財務および会計業務に従事しておりました。

・監査役原一浩氏は、公認会計士の資格を有しております。

Ⅱ 内部監査

当社は、内部監査機能の充実、強化を図るため、独立した内部監査部門として、監査室内に「業務監査担当」と「内部統制評価担当」を設置しております。「業務監査担当」は、コンプライアンス体制の整備・運用状況を含め、主要事業会社の内部監査を確認し指導する、または直接監査する統括機能と、持株会社である当社自体を監査する内部監査機能があり、これらの業務にあたっております。「内部統制評価担当」は、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しております（なお、監査室のスタッフ数は、平成30年５月25日現在で25名です）。

Ⅲ 監査役監査、内部監査および会計監査の相互連携等

当社では、全体として監査の質的向上を図るため、監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人が、定期的に三者ミーティングを開催する等により、相互に情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図っております。三者ミーティングでは、監査役（社外監査役を含む）は、監査法人より会計監査の実施状況等について、また、監査室から内部監査の実施状況等について、それぞれ報告を受け、必要に応じて説明を求めております。

また、当社は、定期的に会計監査報告会を開催しており、当該報告会には、代表取締役その他役員のほか、常勤監査役および監査室等が出席し、監査法人から会計監査の報告を受け、会計監査の結果等について確認を行っております。

また、常勤監査役と監査室とは、原則月１回、ミーティングを開催しており、監査室は、業務監査に関する監査結果、内部統制評価の経過状況等について報告を行うとともに、監査の質的向上を図るための重点検討事項等について、積極的に意見交換を実施し、両者間における監査情報の網羅的な共有化に努めております。

なお、常勤監査役は、前述の会計監査報告会の状況、監査室とのミーティングの内容等につき、監査役会等において、社外監査役に報告し課題等の共有化を図るとともに協議を実施し、さらに、当該協議内容を監査室や監査法人にフィードバックすることにより、社外監査役を含む監査役監査と、内部監査、会計監査とのタイムリーな連携を図っております。

さらに、監査室は、監査役会等において、随時、内部監査の実施状況・結果に関し報告を行っており、監査役（社外監査役を含む）からの質問等に対し説明を行っております。

監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人は、各監査において、内部統制部門から報告および資料等の提出を受けるほか、必要に応じて説明を求めており、内部統制部門は、これらの監査が適切に実施されるよう協力しております。

③　社外役員に関する事項

Ⅰ　社外役員の独立性に関する考え方および独立性の基準

・独立役員の指定状況

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

・社外役員の独立性基準等

当社は、社外役員を含め、役員の多様性を重視しており、コーポレートガバナンス向上を担う優秀な社外の人材を確保することを踏まえると、社外役員の独立性基準については、「一般株主と利益相反が生じるおそれのない」という本質的な観点から、各役員候補者について判断していく方が良いと考え、以下の基準を採用しております。

1　社外役員の独立性基準

（1）基本的な考え方

独立役員とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員をいうものとします。

当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合は、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立性はないと判断します。

（2）独立性基準

上記の基本的な考え方を踏まえ、金融商品取引所が定める独立性基準を、当社の社外役員の独立性基準とします。

2　独立役員の属性情報開示に係る軽微基準

（当社の直近事業年度において）

・「取引」については「当社直近決算期の単体営業収益の１％未満」

・「寄付」については「１千万円未満」

Ⅱ　社外役員の主な活動状況

・当事業年度における取締役会および監査役会における出席ならびに発言状況

（社外取締役）

社外取締役につきましては、当事業年度に14回開催された当社取締役会について、スコット・トレバー・デイヴィス氏は14回、月尾嘉男氏は14回、伊藤邦雄氏は14回、米村敏朗氏は13回、それぞれ出席し、スコット・トレバー・デイヴィス氏は主に経営管理およびＣＳＲの見地から、月尾嘉男氏は主にメディア政策の見地から、伊藤邦雄氏は主に会計学および経営学の見地から、米村敏朗氏は主に危機管理的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

（社外監査役）

社外監査役につきましては、当事業年度に14回開催された当社取締役会について、鈴木洋子氏は14回、藤沼亜起氏は14回、ルディー和子氏は13回、それぞれ出席し、また、当事業年度に25回開催された当社監査役会について、鈴木洋子氏は24回、藤沼亜起氏は25回、ルディー和子氏は24回、それぞれ出席し、鈴木洋子氏は主に法律的見地から、藤沼亜起氏は主に財務・会計の専門的見地から、ルディー和子氏は主にマーケティング論の見地から、適宜質問し、意見を述べております。

・取締役等との意見交換

各社外役員は、代表取締役、取締役および常勤監査役等と、取締役会のほか、定期的および随時に経営意見交換会等のミーティングを行っております。当該ミーティングでは、各種経営課題、社会的関心の高い事項等を中心に各回のテーマが設定され、当社およびグループ会社における業務執行や内部統制の状況について、取締役や内部統制部門等から報告が行われ、社外取締役および社外監査役の質問に対し説明が行われているほか、会社の経営、コーポレートガバナンス等について、各社外取締役および社外監査役より、それぞれの専門知識および幅広く高度な経営に対する経験・見識等に基づき意見が出されるなど、社外取締役と社外監査役とが連携しつつ、率直かつ活発な意見交換を行っております。また、各社外取締役および社外監査役は、主要な子会社の事業所等を訪問し、事業会社の取締役、監査役等とも意見交換を行っております。

これらの活動を通じて、社外取締役は業務執行の監督を、社外監査役は業務執行および会計の監査を、それぞれ行っております。

・社外役員の機能および役割

各社外取締役および社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識および幅広く高度な経営に対する経験・見識等を活かした社外的観点からの監督または監査、および助言・提言等を実施しており、取締役会の意思決定および業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

・社外取締役・社外監査役のサポート体制

当社は、社外取締役および社外監査役について、その職務を補助する専任の使用人を置き、社内取締役および社内監査役と円滑な情報交換や緊密な連携を可能とするサポート体制を確立しております。

Ⅲ　社外取締役および社外監査役と会社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役４名および社外監査役３名と当社との間には、特別な人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社から、各独立役員たる社外役員に対し、役員報酬以外に、法律、会計もしくは税務の専門家またはコンサルタントとしての報酬の支払は行っておりません。

Ⅳ　社外取締役または社外監査役による監督または監査と、監査役監査、内部監査、会計監査との相互連携等

社外取締役および社外監査役は、取締役会・監査役会・取締役等との意見交換等を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。取締役会においては、会計監査報告、監査役会監査報告はもとより、監査室から定期的に内部監査について報告が行われているほか、内部統制部門からも内部統制の状況等について、随時、報告が行われております。なお、社外監査役の監査における当該相互連携状況等については、前記「監査役監査、内部監査および会計監査の相互連携等」記載の内容もご参照ください。

④　役員報酬等

Ⅰ　提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	対象となる役員の員数（名）	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		
			固定報酬	業績変動報酬	
				賞与	株式報酬型ストックオプション報酬
取締役（社外取締役を除く）	11	281	163	58	59
社外取締役	4	48	48	－	－
監査役（社外監査役を除く）	2	53	53	－	－
社外監査役	3	35	35	－	－

（注）１　取締役（社外取締役を除く）には、平成29年５月25日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した２名を含んでおります。

２　取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

３　株式報酬型ストックオプション報酬は、取締役（社外取締役を除く）６名に対するものです。

Ⅱ　提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額（百万円）			連結報酬等の総額（百万円）
			固定報酬	業績変動報酬		
				賞与	株式報酬型ストックオプション報酬	
井阪 隆一	取締役	提出会社	64	23	19	111
	取締役	株式会社セブン－イレブン・ジャパン	1	－	－	
	取締役	7-Eleven, Inc.	3	－	－	
ジョセフ・マイケル・デピント	取締役	提出会社	4	－	11	2,403
	取締役	7-Eleven, Inc.	179	2,209	－	

（注）　連結報酬等の総額が１億円以上である者に限定して記載しております。

Ⅲ　役員の報酬等の額の決定に関する方針

1　役員報酬に関する基本的な考え方

当社の取締役及び監査役（以下、本方針において「役員」といいます。）の報酬は、業績や企業価値との連動を重視し、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気向上を一層高めるとともに、業務執行の適切な監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とします。

2　役員報酬枠

取締役・監査役の報酬額は、株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で決定します。

○ 取締役：年額10億円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）

（平成18年５月25日開催の第１回定時株主総会で決議）

当該報酬枠の範囲内で付与される、取締役に対する株式報酬型ストックオプション新株予約権の発行価額総額の限度額：年額２億円

（平成20年５月22日開催の第３回定時株主総会で決議）

○ 監査役：年額１億円以内

（平成18年５月25日開催の第１回定時株主総会で決議）

3　指名・報酬委員会

当社は、役員等（本方針において「役員及び執行役員」をいいます。）の報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保すること等を目的として、委員長及び半数の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会（以下、本方針において「指名・報酬委員会」といいます。）を設置しております。

4　取締役の報酬

○ 取締役報酬体系

取締役の報酬は、月額固定報酬と業績変動報酬（賞与及び株式報酬型ストックオプション報酬）を基本構成要素とし、各役職に応じた報酬体系とします。

取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとします。

業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみで構成し、業績変動報酬（賞与及び株式報酬型ストックオプション報酬）は支給しません。

○ 取締役報酬の決定方法

取締役の報酬額は、指名・報酬委員会の審議を通じ、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価に基づき決定します。

5　監査役の報酬

○ 監査役報酬体系

監査役の報酬は、監査役の経営に対する独立性の一層の強化を重視し、月額固定報酬のみとし、業績変動報酬（賞与及び株式報酬型ストックオプション報酬）は支給しません。

○ 監査役報酬の決定方法

監査役の報酬は、監査役の協議において決定します。

6　役員退職慰労金の廃止

当社は役員退職慰労金制度を既に廃止しており、役員に対し退職慰労金は支給しません。

⑤　株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社については以下のとおりであります。

Ⅰ　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

ⅰ　銘柄数：９銘柄

ⅱ　貸借対照表計上額の合計額：39,296百万円

Ⅱ　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数 （株）	貸借対照表 計上額 （百万円）	保有目的
株式会社アインホールディングス	2,480,000	20,013	業務提携に伴い保有
株式会社クレディセゾン	2,050,000	4,368	業務提携に伴い保有
三井不動産株式会社	1,017,000	2,586	事業上の関係の維持・強化のため保有
株式会社西武ホールディングス	1,088,000	2,092	事業上の関係の維持・強化のため保有
株式会社東京放送ホールディングス	804,000	1,635	事業上の関係の維持・強化のため保有
第一生命ホールディングス株式会社	156,100	329	金融取引関係の維持・強化のため保有

（当事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数 （株）	貸借対照表 計上額 （百万円）	保有目的
株式会社アインホールディングス	2,750,000	19,690	業務提携に伴い保有
株式会社クレディセゾン	2,050,000	3,790	業務提携に伴い保有
三井不動産株式会社	1,017,000	2,621	事業上の関係の維持・強化のため保有
株式会社西武ホールディングス	1,088,000	1,986	事業上の関係の維持・強化のため保有
株式会社東京放送ホールディングス	804,000	1,943	事業上の関係の維持・強化のため保有
第一生命ホールディングス株式会社	156,100	332	金融取引関係の維持・強化のため保有

（注）　株式会社アインホールディングスの株式数の増加270千株は、第三者割当引受によるものであります。

Ⅲ　保有目的が純投資目的の投資株式

当該事項はありません。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最大保有会社の次に大きい会社である株式会社セブン‐イレブン・ジャパンについては以下のとおりであります。

Ⅰ　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

ⅰ　銘柄数：23銘柄

ⅱ　貸借対照表計上額の合計額：25,032百万円

Ⅱ　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数 （株）	貸借対照表 計上額 （百万円）	保有目的
株式会社野村総合研究所	2,601,500	10,093	販売等取引関係の維持・強化のため保有
わらべや日洋ホールディングス株式会社	2,195,400	5,523	販売等取引関係の維持・強化のため保有
ぴあ株式会社	704,700	2,075	業務提携に伴い保有
株式会社八十二銀行	700,000	497	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社めぶきフィナンシャルグループ	819,000	405	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社中村屋	70,000	361	販売等取引関係の維持・強化のため保有
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	59,300	259	金融取引関係の維持・強化のため保有
雪印メグミルク株式会社	82,800	253	販売等取引関係の維持・強化のため保有
株式会社九州フィナンシャルグループ	300,000	230	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社ピックルスコーポレーション	140,000	207	販売等取引関係の維持・強化のため保有

（当事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数 （株）	貸借対照表 計上額 （百万円）	保有目的
株式会社野村総合研究所	2,601,500	12,539	販売等取引関係の維持・強化のため保有
わらべや日洋ホールディングス株式会社	2,195,400	5,618	販売等取引関係の維持・強化のため保有
ぴあ株式会社	704,700	3,953	業務提携に伴い保有
株式会社八十二銀行	700,000	454	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社めぶきフィナンシャルグループ	819,000	354	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社中村屋	70,000	338	販売等取引関係の維持・強化のため保有
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	59,300	277	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社ピックルスコーポレーション	140,000	257	販売等取引関係の維持・強化のため保有
雪印メグミルク株式会社	82,800	240	販売等取引関係の維持・強化のため保有
株式会社九州フィナンシャルグループ	300,000	180	金融取引関係の維持・強化のため保有

Ⅲ　保有目的が純投資目的の投資株式

当該事項はありません。

⑥　取締役の定数

当社の取締役は18名以内とする旨、定款に定めております。

⑦　取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧　株主総会の決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

Ⅰ　当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

Ⅱ　当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を、定款に定めております。これは、取締役の職務が複雑化・多様化している状況において、必要以上に慎重・詳細な検討をすることにより経営の機動性が損なわれ、過度に経営が萎縮してしまうことや、監査対象となる取締役の業務執行の範囲が非常に複雑かつ広汎に及んでいる状況において、監査役が取締役の経営判断に対して過度のブレーキをかけ、かえって経営の効率性を阻害する結果となることを未然に防止し、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮することを目的とするものであります。

Ⅲ　当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって、毎年８月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を、定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑨　株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩　会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、以下のとおりであります。

有限責任 あずさ監査法人　指定有限責任社員　業務執行社員：金井　沢治
指定有限責任社員　業務執行社員：田中　賢二
指定有限責任社員　業務執行社員：野口　昌邦

なお、継続監査年数が７年以内のため監査年数の記載は省略しております。

当連結会計年度の会計監査業務に係る補助者は、以下のとおりであります。

公認会計士18名、その他34名

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	101	22	101	－
連結子会社	677	6	665	14
計	778	28	767	14

②【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

当社及び連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているＫＰＭＧメンバーファームに対して、監査証明業務及び税務関連業務等に基づく報酬を支払っております。

（当連結会計年度）

当社及び連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているＫＰＭＧメンバーファームに対して、監査証明業務及び税務関連業務等に基づく報酬を支払っております。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社は、会計監査人に対して、オムニチャネルサービスに関する助言業務についての対価を支払っております。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数、監査内容等を総合的に勘案し、監査公認会計士等と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

第５【経理の状況】

１　連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度（平成29年３月１日から平成30年２月28日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成29年３月１日から平成30年２月28日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

３　連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人や各種団体の開催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

（1）【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,222,101	1,316,793
受取手形及び売掛金	347,838	337,938
営業貸付金	91,052	95,482
商品及び製品	189,193	173,999
仕掛品	31	27
原材料及び貯蔵品	3,238	2,962
前払費用	49,113	52,282
ＡＴＭ仮払金	98,710	96,826
繰延税金資産	30,239	27,981
その他	247,866	241,356
貸倒引当金	△4,983	△5,441
流動資産合計	2,274,403	2,340,207
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,138,622	2,139,523
減価償却累計額	△1,273,183	△1,267,251
建物及び構築物（純額）	※2 865,439	※2 872,271
工具、器具及び備品	879,702	934,180
減価償却累計額	△567,940	△606,218
工具、器具及び備品（純額）	311,762	327,961
車両運搬具	1,295	6,114
減価償却累計額	△1,007	△650
車両運搬具（純額）	288	5,463
土地	※2 768,926	※2 725,180
リース資産	32,018	25,535
減価償却累計額	△19,283	△20,635
リース資産（純額）	12,735	4,899
建設仮勘定	48,677	53,677
有形固定資産合計	2,007,829	1,989,455
無形固定資産		
のれん	270,055	251,233
ソフトウエア	72,416	61,115
その他	153,463	149,617
無形固定資産合計	495,935	461,966
投資その他の資産		
投資有価証券	※1,※2,※5 188,162	※1,※2,※5 175,856
長期貸付金	15,315	14,794
長期差入保証金	※2 396,707	※2 383,276
建設協力立替金	389	573
退職給付に係る資産	44,628	45,620
繰延税金資産	25,261	28,375
その他	64,064	58,310
貸倒引当金	△3,808	△3,493
投資その他の資産合計	730,720	703,313
固定資産合計	3,234,485	3,154,734
繰延資産		
開業費	―	7
繰延資産合計	―	7
資産合計	5,508,888	5,494,950

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	247,515	244,696
加盟店買掛金	167,833	175,315
短期借入金	※2 150,376	※2 127,255
1年内償還予定の社債	50,000	74,999
1年内返済予定の長期借入金	※2 64,301	※2 82,656
未払法人税等	34,462	32,211
未払費用	131,871	117,362
預り金	188,798	174,382
ＡＴＭ仮受金	46,072	45,165
販売促進引当金	21,409	19,793
賞与引当金	14,159	14,662
役員賞与引当金	311	345
商品券回収損引当金	1,807	1,590
返品調整引当金	77	89
銀行業における預金	538,815	553,522
コールマネー	20,000	―
その他	269,804	279,957
流動負債合計	1,947,618	1,944,007
固定負債		
社債	349,996	305,000
長期借入金	※2 433,814	※2 393,149
繰延税金負債	49,080	35,416
役員退職慰労引当金	939	988
株式給付引当金	―	95
退職給付に係る負債	9,163	9,185
長期預り金	※2 55,327	※2 54,806
資産除去債務	77,640	79,412
その他	109,502	97,546
固定負債合計	1,085,463	975,600
負債合計	3,033,082	2,919,607
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	409,095	409,128
利益剰余金	1,793,035	1,894,444
自己株式	△5,074	△4,731
株主資本合計	2,247,056	2,348,841
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	28,467	27,897
繰延ヘッジ損益	23	△92
為替換算調整勘定	56,391	46,638
退職給付に係る調整累計額	4,117	3,979
その他の包括利益累計額合計	89,000	78,423
新株予約権	2,594	2,623
非支配株主持分	137,154	145,454
純資産合計	2,475,806	2,575,342
負債純資産合計	5,508,888	5,494,950

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
営業収益	5,835,689	6,037,815
売上高	4,646,370	4,807,748
売上原価	3,602,038	3,773,220
売上総利益	1,044,331	1,034,527
営業収入	※1 1,189,318	※1 1,230,067
営業総利益	2,233,650	2,264,594
販売費及び一般管理費		
宣伝装飾費	160,355	136,473
従業員給与・賞与	456,239	450,662
賞与引当金繰入額	14,085	14,606
退職給付費用	16,009	14,471
法定福利及び厚生費	61,750	61,857
地代家賃	351,484	360,547
減価償却費	198,249	203,694
水道光熱費	111,427	112,938
店舗管理・修繕費	74,531	74,120
その他	424,943	443,564
販売費及び一般管理費合計	1,869,077	1,872,936
営業利益	364,573	391,657
営業外収益		
受取利息	5,331	5,791
受取配当金	1,115	1,202
持分法による投資利益	2,062	1,496
その他	4,288	3,523
営業外収益合計	12,797	12,014
営業外費用		
支払利息	6,262	6,475
社債利息	2,496	2,351
その他	4,205	4,098
営業外費用合計	12,964	12,925
経常利益	364,405	390,746
特別利益		
固定資産売却益	※2 3,110	※2 8,375
事業構造改革に伴う固定資産売却益	※2 376	※2 2,663
その他	924	2,309
特別利益合計	4,411	13,347
特別損失		
固定資産廃棄損	※3 18,369	※3 20,635
減損損失	※4 49,108	※4 57,070
のれん償却額	※5 39,300	―
事業構造改革費用	※6 25,637	※6 42,680
その他	18,831	7,388
特別損失合計	151,248	127,774
税金等調整前当期純利益	217,569	276,320
法人税、住民税及び事業税	117,686	94,421
法人税等調整額	△10,939	△14,997
法人税等合計	106,746	79,423
当期純利益	110,822	196,896
非支配株主に帰属する当期純利益	14,072	15,746
親会社株主に帰属する当期純利益	96,750	181,150

【連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
当期純利益	110,822	196,896
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7,738	△563
繰延ヘッジ損益	△563	△108
為替換算調整勘定	△14,915	△10,008
退職給付に係る調整額	13,118	△106
持分法適用会社に対する持分相当額	△25	△36
その他の包括利益合計	※ 5,352	※ △10,823
包括利益	116,175	186,072
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	103,034	170,573
非支配株主に係る包括利益	13,140	15,499

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,000	527,474	1,717,771	△5,688	2,289,557
会計方針の変更による累積的影響額		△116,446	59,221		△57,224
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,000	411,028	1,776,993	△5,688	2,232,333
当期変動額					
剰余金の配当			△80,890		△80,890
親会社株主に帰属する当期純利益			96,750		96,750
自己株式の取得				△2,276	△2,276
自己株式の処分		132		857	989
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△2,033		2,033	－
その他		△31	182	△0	150
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△1,933	16,042	614	14,723
当期末残高	50,000	409,095	1,793,035	△5,074	2,247,056

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	20,655	33	70,927	△8,900	82,716	2,995	129,912	2,505,182
会計方針の変更による累積的影響額			5,900		5,900			△51,324
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,655	33	76,827	△8,900	88,616	2,995	129,912	2,453,857
当期変動額								
剰余金の配当								△80,890
親会社株主に帰属する当期純利益								96,750
自己株式の取得								△2,276
自己株式の処分								989
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								－
その他								150
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,812	△10	△20,436	13,018	384	△400	7,241	7,224
当期変動額合計	7,812	△10	△20,436	13,018	384	△400	7,241	21,948
当期末残高	28,467	23	56,391	4,117	89,000	2,594	137,154	2,475,806

当連結会計年度（自　平成29年３月１日　至　平成30年２月28日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,000	409,095	1,793,035	△5,074	2,247,056
当期変動額					
剰余金の配当			△79,604		△79,604
親会社株主に帰属する当期純利益			181,150		181,150
自己株式の取得				△25	△25
自己株式の処分		81		368	450
その他		△49	△136	△0	△185
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	32	101,409	342	101,784
当期末残高	50,000	409,128	1,894,444	△4,731	2,348,841

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	28,467	23	56,391	4,117	89,000	2,594	137,154	2,475,806
当期変動額								
剰余金の配当								△79,604
親会社株主に帰属する当期純利益								181,150
自己株式の取得								△25
自己株式の処分								450
その他								△185
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△570	△115	△9,753	△138	△10,577	28	8,300	△2,247
当期変動額合計	△570	△115	△9,753	△138	△10,577	28	8,300	99,536
当期末残高	27,897	△92	46,638	3,979	78,423	2,623	145,454	2,575,342

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	217,569	276,320
減価償却費	207,483	213,167
減損損失	59,719	88,879
のれん償却額	55,458	16,620
賞与引当金の増減額（△は減少）	728	707
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	554	△938
受取利息及び受取配当金	△6,446	△6,994
支払利息及び社債利息	8,759	8,826
持分法による投資損益（△は益）	△2,062	△1,496
固定資産売却益	△3,487	△11,038
固定資産廃棄損	18,516	20,860
事業分離における移転利益	－	△1,090
売上債権の増減額（△は増加）	6,525	7,590
営業貸付金の増減額（△は増加）	△4,175	△4,429
たな卸資産の増減額（△は増加）	18,438	11,186
仕入債務の増減額（△は減少）	3,632	8,501
預り金の増減額（△は減少）	31,094	△14,168
銀行業における借入金の純増減（△は減少）	△5,000	－
銀行業における預金の純増減（△は減少）	20,688	14,706
銀行業におけるコールローンの純増減（△は増加）	10,000	－
銀行業におけるコールマネーの純増減（△は減少）	20,000	△20,000
ＡＴＭ未決済資金の純増減（△は増加）	△9,276	974
その他	8,171	△26,580
小計	656,892	581,606
利息及び配当金の受取額	3,712	4,468
利息の支払額	△7,452	△8,877
法人税等の支払額	△140,629	△95,827
法人税等の還付額	－	16,936
営業活動によるキャッシュ・フロー	512,523	498,306

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	※3 △321,089	※3 △277,913
有形固定資産の売却による収入	66,359	40,174
無形固定資産の取得による支出	△27,347	△33,375
投資有価証券の取得による支出	△55,010	△20,353
投資有価証券の売却による収入	18,806	32,435
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	326	108
差入保証金の差入による支出	△29,116	△16,199
差入保証金の回収による収入	33,352	37,689
預り保証金の受入による収入	3,542	5,321
預り保証金の返還による支出	△3,269	△5,654
事業分離による収入	―	12,937
事業取得による支出	※3 △71,471	※3 △4,717
定期預金の預入による支出	△10,850	△16,294
定期預金の払戻による収入	28,233	12,751
その他	△4,067	△7,329
投資活動によるキャッシュ・フロー	△371,602	△240,418
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	19,341	△23,150
長期借入れによる収入	139,451	56,408
長期借入金の返済による支出	△98,739	△73,656
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	75,161	―
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△75,161	―
社債の償還による支出	△40,000	△20,000
非支配株主からの払込みによる収入	0	432
配当金の支払額	△80,834	△79,558
非支配株主への配当金の支払額	△6,142	△7,017
自己株式の取得による支出	△2,276	△25
その他	△8,991	△21,941
財務活動によるキャッシュ・フロー	△78,190	△168,510
現金及び現金同等物に係る換算差額	△154	1,508
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	62,576	90,886
現金及び現金同等物の期首残高	1,147,086	1,209,497
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△164	―
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,209,497	※1 1,300,383

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　145社

主要な連結子会社の名称

株式会社セブン‐イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、株式会社イトーヨーカ堂、
株式会社ヨークベニマル、株式会社そごう・西武、株式会社セブン銀行、
株式会社セブン・フィナンシャルサービス

当連結会計年度において、株式会社セブン‐イレブン・沖縄及び株式会社セブン・ペイメントサービスを設立したことなどに伴い、新たに５社を連結子会社としております。

また、株式会社セブン美のガーデン及び株式会社ＩＹリアルエステートが合併によって解散、他３社を売却、４社を清算したことに伴い、９社を連結の範囲から除外しております。

2　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数　　0社

(2) 持分法を適用した関連会社の数　　24社

主要な会社等の名称

プライムデリカ株式会社、ぴあ株式会社

当連結会計年度において、株式譲渡に伴い、２社を持分法適用会社から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

①　持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

②　債務超過会社に対する持分額は、当該会社に対する貸付金を考慮して、貸付金の一部を消去しております。

3　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表作成にあたり、12月31日決算日の連結子会社は、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

３月31日が決算日の株式会社セブン銀行等は、連結決算日現在で実施した正規の決算に準ずる合理的な手続きによって作成された財務諸表を使用しております。

4　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

a　満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

b　その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

②　デリバティブ

時価法

③　たな卸資産

a　商品

国内連結子会社は主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、在外連結子会社は主として先入先出法（ガソリンは総平均法）を、また、一部の国内連結子会社は先入先出法及び移動平均法を採用しております。

b　貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（主として５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年２月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

開業費

５年間（定額）で償却しております。ただし、金額的に重要性がない場合は、支出時に費用として計上しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 販売促進引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対する賞与支給のため、支給見込額基準による算出額を計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員に対する賞与支給のため、支給見込額を計上しております。

⑤ 商品券回収損引当金

一部の連結子会社が発行している商品券の未回収分について、一定期間経過後収益に計上したものに対する将来の回収に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

⑥ 返品調整引当金

当連結会計年度末に予想される将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく返品損失見込額を計上しております。

⑦ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づいて算定した期末要支給額を計上しております。

なお、当社及び一部の連結子会社は、役員退職慰労引当金制度を廃止し、一部の連結子会社は退任時に支給することとしております。

⑧ 株式給付引当金

一部の連結子会社において、取締役及び執行役員への株式給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年又は10年）による定額法により費用処理しております。

(6) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の非支配株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップは特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段……為替予約等取引
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務

b ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金

③ ヘッジ方針

金利等の相場変動リスクの軽減、資金調達コストの低減、又は、将来のキャッシュ・フローを最適化する為にデリバティブ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を四半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価することとしております。特例処理によっている金利スワップは、有効性の判定を省略しております。

(8) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び平成23年２月28日以前に発生した負ののれんについては、主として20年間で均等償却しております。また、金額が僅少な場合には、発生時にその全額を償却しております。

平成23年３月１日以降に発生した負ののれんについては、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理をしております。

なお、持分法の適用にあたり、発生した投資差額についても、上記と同様の方法を採用しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 国内及び海外コンビニエンスストア事業におけるフランチャイズに係る会計処理

株式会社セブン‐イレブン・ジャパン及び米国連結子会社の7-Eleven, Inc.は、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識しております。

② 消費税等の会計処理方法

当社及び国内連結子会社は、消費税等の会計処理について税抜方式を採用しております。北米の連結子会社は、売上税について売上高に含める会計処理を採用しております。

③ 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

（税効果会計に係る会計基準）

・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　平成30年２月16日）

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（改正企業会計基準適用指針第26号　平成30年２月16日）

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また（分類１）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

平成32年２月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

（表示方法の変更）

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度まで、特別利益の「固定資産売却益」に含めて表示しておりました「事業構造改革に伴う固定資産売却益」は、事業構造改革に係る損益を明瞭にするために当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。

なお、前連結会計年度の特別利益の「固定資産売却益」に計上されていた「事業構造改革に伴う固定資産売却益」は376百万円であります。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました特別利益の「受取補償金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の損益計算書において、特別利益の「受取補償金」に表示していた９百万円は、「その他」として組替えております。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

この適用指針の適用による影響はありません。

（連結貸借対照表関係）

※１　非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
投資有価証券（株式）	35,288百万円	36,727百万円

※２　担保資産及び担保付債務

(1) 借入金等に対する担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
建物及び構築物	6,420百万円	2,854百万円
土地	4,111	3,537
投資有価証券	73,876	59,345
長期差入保証金	4,758	4,661
計	89,167	70,398

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
短期借入金	5,200百万円	3,795百万円
長期借入金（１年以内返済予定額を含む）	9,811	8,739
長期預り金	37	36
計	15,049	12,571

(2) 関連会社の借入金に対する担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
建物	370百万円	348百万円
土地	1,368	1,368
計	1,738	1,717

上記、担保資産に対応する関連会社の借入金は2,843百万円（前連結会計年度は2,943百万円）であります。

(3) 為替決済取引に対する担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
投資有価証券	2,512百万円	2,504百万円

(4) 宅地建物取引業に伴う供託

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
長期差入保証金	55百万円	55百万円

(5) 割賦販売法に基づく供託

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年２月28日)	当連結会計年度 (平成30年２月28日)
長期差入保証金	1,335百万円	1,335百万円

(6) 資金決済に関する法律等に基づく担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年２月28日)	当連結会計年度 (平成30年２月28日)
長期差入保証金	232百万円	340百万円

３　偶発債務

連結子会社以外の会社及び従業員の金融機関からの借入金に対する債務保証は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年２月28日)	当連結会計年度 (平成30年２月28日)
従業員	114百万円	95百万円

４　貸出コミットメント

一部の金融関連子会社においては、キャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年２月28日)	当連結会計年度 (平成30年２月28日)
貸出コミットメント総額	870,462百万円	856,256百万円
貸出実行残高	42,556	45,041
差引額	827,905	811,215

なお、上記差引額の多くは、融資実行されずに終了されるものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。また、顧客の信用状況の変化、その他相当の事由がある場合には、融資の中止又は利用限度額の減額をすることができます。

※５　その他

株式会社セブン銀行の所有する国債等について

当社の連結子会社である株式会社セブン銀行は、為替決済取引や日本銀行当座貸越取引の担保目的で国債等を所有しております。これらの国債等（償還期間が１年内のものを含む）は、実質的に拘束性があるため連結貸借対照表上では、投資有価証券に含めて表示しております。

（連結損益計算書関係）

※１　営業収入に含まれる株式会社セブン－イレブン・ジャパン及び7-Eleven, Inc.の加盟店からの収入は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
株式会社セブン－イレブン・ジャパン	723,021百万円	743,393百万円
7-Eleven, Inc.	236,957	251,197
計	959,979	994,590

上記収入の対象となる加盟店売上高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
株式会社セブン－イレブン・ジャパン	4,409,084百万円	4,575,931百万円
7-Eleven, Inc.	1,336,735	1,440,311
計	5,745,819	6,016,243

※２　固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
建物及び構築物	1,711百万円	934百万円
土地	1,591	10,002
その他	184	102
計	3,487	11,038

（注）　前連結会計年度においては、建物及び構築物96百万円、土地279百万円、その他０百万円が「事業構造改革に伴う固定資産売却益」に含まれております。当連結会計年度においては、建物及び構築物228百万円、土地2,380百万円及びその他54百万円が「事業構造改革に伴う固定資産売却益」に含まれております。

※３　固定資産廃棄損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
建物及び構築物	7,364百万円	9,467百万円
工具、器具及び備品	5,025	5,395
その他	6,126	5,997
計	18,516	20,860

（注）　前連結会計年度においては、建物及び構築物１百万円、工具、器具及び備品12百万円及びその他133百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。当連結会計年度においては、建物及び構築物104百万円、工具、器具及び備品11百万円及びその他108百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。

※４　減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

また、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前連結会計年度については、変更後のセグメント区分に組み替えた数値で記載しております。

前連結会計年度（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）

用途	種類	場所		金額（百万円）
店舗	土地及び建物等	東京都	（国内コンビニエンスストア）　109店舗 （スーパーストア）　13店舗 （専門店）　24店舗	55,407
		大阪府	（国内コンビニエンスストア）　52店舗 （専門店）　4店舗	
		埼玉県	（国内コンビニエンスストア）　47店舗 （スーパーストア）　3店舗 （百貨店）　2店舗 （専門店）　4店舗 （その他）　1店舗	
		米国他	（海外コンビニエンスストア）　62店舗	
その他	土地及び建物等	京都府、東京都、長野県他		4,311
合計				59,719

（注）　連結損益計算書においては、店舗6,927百万円及びその他3,683百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。

当連結会計年度（自　平成29年３月１日　至　平成30年２月28日）

用途	種類	場所		金額（百万円）
店舗	土地及び建物等	東京都	（国内コンビニエンスストア）　78店舗 （スーパーストア）　5店舗 （専門店）　11店舗	61,809
		大阪府	（国内コンビニエンスストア）　76店舗 （専門店）　2店舗	
		愛知県	（国内コンビニエンスストア）　61店舗 （専門店）　3店舗	
		米国他	（海外コンビニエンスストア）　143店舗	
omni7（オムニ7）	ソフトウェア及び建物等	東京都、埼玉県、大阪府他		23,492
その他	土地及び建物等	京都府、東京都、長野県他		3,576
合計				88,879

（注）　連結損益計算書においては、店舗29,001百万円及びその他2,808百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、店舗ごとに資産のグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗や土地の時価の下落が著しい店舗等を対象とし、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

前連結会計年度（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）

	店舗 （百万円）	omni7 （百万円）	その他 （百万円）	合計 （百万円）
建物及び構築物	43,328	－	994	44,322
土地	6,462	－	48	6,510
ソフトウエア	74	－	1,043	1,117
その他	5,543	－	2,225	7,769
合計	55,407	－	4,311	59,719

（注）　連結損益計算書においては、建物及び構築物6,520百万円、土地729百万円、ソフトウエア1,033百万円及びその他2,328百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。

当連結会計年度（自　平成29年３月１日　至　平成30年２月28日）

	店舗 （百万円）	omni7 （百万円）	その他 （百万円）	合計 （百万円）
建物及び構築物	29,496	670	708	30,875
土地	20,965	－	389	21,354
ソフトウエア	0	19,587	1,224	20,813
その他	11,347	3,234	1,254	15,836
合計	61,809	23,492	3,576	88,879

（注）　連結損益計算書においては、建物及び構築物9,601百万円、土地18,367百万円、ソフトウエア809百万円及びその他3,030百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。

回収可能価額が正味売却価額の場合には、不動産鑑定評価基準等に基づき評価しております。また、回収可能価額が使用価値の場合は、将来キャッシュ・フローを1.7％～6.0％（前連結会計年度は1.6％～6.0％）で割り引いて算定しております。

※５　のれん償却額

前連結会計年度において、当社及び連結子会社の個別財務諸表上、関係会社株式評価損を計上したことに伴い、「連結財務諸表における資本連結手続きに関する実務指針」（日本公認会計士協会　最終改正平成26年11月28日　会計制度委員会報告第７号）第32項に従って、株式会社そごう・西武に係るのれんを33,401百万円、株式会社バーニーズジャパンに係るのれんを5,878百万円、その他１社分、合計39,300百万円ののれんを一時償却しております。

※６　事業構造改革費用

事業構造改革費用の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
減損損失	10,611百万円	31,809百万円
事業分離における移転利益	－	△1,090
固定資産売却損	－	4,200
事業撤退に伴う在庫処分等	433	3,233
店舗閉鎖損失	7,341	2,451
転進支援金	6,015	403
その他	1,235	1,671
計	25,637	42,680

（注）別途、特別利益として「事業構造改革に伴う固定資産売却益」を前連結会計年度において376百万円、当連結会計年度において2,663百万円計上しております。

（連結包括利益計算書関係）

※　その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	10,243百万円	△566百万円
組替調整額	10	3
税効果調整前	10,254	△563
税効果額	△2,515	△0
その他有価証券評価差額金	7,738	△563
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△872	△156
組替調整額	－	－
税効果調整前	△872	△156
税効果額	308	47
繰延ヘッジ損益	△563	△108
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△14,915	△10,008
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	13,268	△4,328
組替調整額	5,227	4,152
税効果調整前	18,495	△175
税効果額	△5,377	69
退職給付に係る調整額	13,118	△106
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△25	△36
その他の包括利益合計	5,352	△10,823

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	886,441	－	－	886,441
自己株式				
普通株式	2,290	519	770	2,039

（注）１　普通株式の自己株式の株式数の増加519千株は、連結子会社（株式会社セブン＆アイ・ネットメディア）による当社株式の株式市場からの買付けによる増加514千株及び単元未満株式の買取りによる増加５千株であります。

２　普通株式の自己株式の株式数の減少770千株は、連結子会社（株式会社ニッセンホールディングス）の完全子会社化に伴う株式交換による減少467千株及び株式市場での売却による減少46千株、ストックオプションの行使による減少256千株及び単元未満株式の売渡しによる減少０千株であります。

２　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストックオプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	2,061
連結子会社	ストックオプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	533
合計		－	－	－	－	－	2,594

３　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年５月26日定時株主総会	普通株式	41,114	46円50銭	平成28年２月29日	平成28年５月27日
平成28年10月６日取締役会	普通株式	39,798	45円00銭	平成28年８月31日	平成28年11月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年５月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	39,799	45円00銭	平成29年２月28日	平成29年５月26日

当連結会計年度（自　平成29年３月１日　至　平成30年２月28日）

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	886,441	－	－	886,441
自己株式				
普通株式	2,039	5	147	1,897

（注）１　普通株式の自己株式の株式数の増加５千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

２　普通株式の自己株式の株式数の減少147千株は、ストックオプションの行使による減少147千株及び単元未満株式の売渡しによる減少０千株であります。

２　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストックオプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	2,090
連結子会社	ストックオプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	533
合計		－	－	－	－	－	2,623

３　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年５月25日定時株主総会	普通株式	39,799	45円00銭	平成29年２月28日	平成29年５月26日
平成29年10月12日取締役会	普通株式	39,805	45円00銭	平成29年８月31日	平成29年11月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年５月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	39,805	45円00銭	平成30年２月28日	平成30年５月25日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
現金及び預金	1,222,101百万円	1,316,793百万円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金及び譲渡性預金	△12,604	△16,410
現金及び現金同等物	1,209,497	1,300,383

２　重要な非資金取引の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
連結貸借対照表に計上したリース資産の取得額	6,713百万円	5,952百万円
連結貸借対照表に計上した資産除去債務の額	11,501	6,554

※３　事業取得による支出の主な内容

前連結会計年度（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）

海外連結子会社である7-Eleven, Inc.が取得した資産等に対する支出の内訳は以下のとおりであります。

たな卸資産	2,047百万円
のれん	69,412
その他	11
小計	71,471
有形固定資産	53,839
計	125,310

なお、上記のうち、有形固定資産53,839百万円については、有形固定資産の取得による支出に含めて表示しております。

また、事業取得による支出には、譲渡会社が事業譲渡を行うために設立した会社の持分取得のための金額を含んでおります。

当連結会計年度（自　平成29年３月１日　至　平成30年２月28日）

海外連結子会社である7-Eleven, Inc.が取得した資産等に対する支出の内訳は以下のとおりであります。

たな卸資産	128百万円
のれん	4,692
その他	△103
小計	4,717
有形固定資産	2,589
計	7,307

なお、上記のうち、有形固定資産2,589百万円については、有形固定資産の取得による支出に含めて表示しております。

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
１年内	95,704	91,193
１年超	543,277	517,601
合計	638,981	608,795

（貸主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
１年内	2,037	4,070
１年超	5,539	12,677
合計	7,576	16,747

（金融商品関係）

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金の運用については、安全性・流動性・効率性の重視を基本方針としており、銀行預金等での運用に限定し、資金調達については、銀行借入と社債発行を中心に調達しております。

また、デリバティブ取引については、外貨建債権債務の為替変動リスクの回避及び有利子負債の金利変動リスクの回避または将来の金利支払のキャッシュ・フローを最適化するために行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

当社グループでは、「リスク管理の基本規程」において、リスク種類ごとの統括部署及び統合的リスク管理の統括部署を定めるとともに、金融商品に関しては、次のとおり、リスクを認識し管理しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は取引先の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。加えて、定期的及び適時に相手先の信用度のモニタリングに努め、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握と損失の回避・軽減を図っております。

主に店舗の賃貸借契約に伴い発生する差入保証金も預託先の信用リスクに晒されておりますが、受取手形及び売掛金と同様に、相手先の信用度のモニタリングによって、回収懸念の早期把握と損失の回避・軽減を図っております。

有価証券に関しては、主に譲渡性預金による余資運用を行っております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や株式会社セブン銀行保有の国債等であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に当該証券の時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金のうち、外貨建の債務に関しては為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクの回避・軽減を目的として、決済額の一部について為替予約取引を行っております。また、為替予約取引に関しては、評価損益の状況を定期的に把握しております。

借入金のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達を、また、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、これらに関しては資産負債の総合管理（ＡＬＭに基づく管理）を行っております。そのうち、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部については金利スワップ取引による当該リスクの回避・軽減を図っております。なお、具体的なヘッジ方法等については「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項　４　会計方針に関する事項」（7）に記載しております。

上記のデリバティブ取引（為替予約取引、金利スワップ取引）に関しては、信用度の高い金融機関との契約に限定することにより、相手先の契約不履行による信用リスクを回避・軽減しております。

また、営業債務や借入金、社債は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクの管理に当たっては、グループ各事業会社が資金計画を適切に策定・管理するとともに、当社がグループ横断的なキャッシュ・マネジメントを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）２　参照）

前連結会計年度（平成29年２月28日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	1,222,101	1,222,101	－
(2) 受取手形及び売掛金	347,838		
貸倒引当金（*1）	△2,993		
	344,845	348,385	3,539
(3) 投資有価証券	145,458	148,292	2,833
(4) 長期差入保証金（*2）	302,134		
貸倒引当金（*3）	△443		
	301,691	316,473	14,781
資産計	2,014,097	2,035,252	21,155
(1) 支払手形及び買掛金（*4）	415,349	415,349	－
(2) 銀行業における預金	538,815	539,337	522
(3) 社債（*5）	399,996	408,000	8,003
(4) 長期借入金（*6）	498,116	495,895	△2,220
(5) 長期預り金（*7）	28,453	28,037	△415
負債計	1,880,731	1,886,620	5,889
デリバティブ取引（*8）	164	164	－

(*1)　受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
(*2)　１年内返還予定の長期差入保証金を含めております。
(*3)　長期差入保証金に係る貸倒引当金を控除しております。
(*4)　加盟店買掛金を含めております。
(*5)　１年内償還予定の社債を含めております。
(*6)　１年内返済予定の長期借入金を含めております。
(*7)　１年内返還予定の長期預り金を含めております。
(*8)　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（平成30年２月28日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	1,316,793	1,316,793	－
(2) 受取手形及び売掛金	337,938		
貸倒引当金（*1）	△3,133		
	334,805	338,403	3,598
(3) 投資有価証券	131,957	144,699	12,741
(4) 長期差入保証金（*2）	288,395		
貸倒引当金（*3）	△358		
	288,036	300,694	12,658
資産計	2,071,593	2,100,591	28,998
(1) 支払手形及び買掛金（*4）	420,012	420,012	－
(2) 銀行業における預金	553,522	553,872	350
(3) 社債（*5）	379,999	386,121	6,121
(4) 長期借入金（*6）	475,806	473,001	△2,804
(5) 長期預り金（*7）	28,381	28,002	△379
負債計	1,857,722	1,861,010	3,288
デリバティブ取引（*8）	△150	△150	－

(*1)　受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
(*2)　１年内返還予定の長期差入保証金を含めております。
(*3)　長期差入保証金に係る貸倒引当金を控除しております。
(*4)　加盟店買掛金を含めております。
(*5)　１年内償還予定の社債を含めております。
(*6)　１年内返済予定の長期借入金を含めております。
(*7)　１年内返還予定の長期預り金を含めております。
(*8)　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１　金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。また、決済が長期にわたるものの時価は、信用リスク等を考慮した元利合計額を残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 銀行業における預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 社債

社債の時価については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預り金

長期預り金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

２　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
投資有価証券（*1）		
非上場株式	13,496	11,000
関連会社株式	27,362	28,469
その他	1,844	4,428
長期差入保証金（*2）	108,605	103,440
長期預り金（*2）	29,822	28,760

(*1)　これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(*2)　これらについては、返還予定が合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産「(4) 長期差入保証金」及び負債「(5) 長期預り金」には含めておりません。

3　金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成29年２月28日）

	１年以内 （百万円）	１年超 ５年以内 （百万円）	５年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	1,222,101	－	－	－
受取手形及び売掛金	334,623	11,893	1,150	171
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債	－	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	6,700	21,820	－	－
社債	25,200	23,040	－	－
その他	－	－	－	－
長期差入保証金	28,371	88,351	76,854	108,557
合計	1,616,996	145,105	78,004	108,728

当連結会計年度（平成30年２月28日）

	１年以内 （百万円）	１年超 ５年以内 （百万円）	５年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	1,316,793	－	－	－
受取手形及び売掛金	323,993	12,438	1,303	202
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債	－	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	6,700	16,820	－	－
社債	13,230	24,600	－	－
その他	－	－	－	－
長期差入保証金	29,131	81,748	72,570	104,944
合計	1,689,848	135,607	73,874	105,147

4　銀行業における預金の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成29年２月28日）

	１年以内 （百万円）	１年超５年以内 （百万円）	５年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
銀行業における預金	433,497	105,318	－	－

(*)　銀行業における預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めております。

当連結会計年度（平成30年２月28日）

	１年以内 （百万円）	１年超５年以内 （百万円）	５年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
銀行業における預金	449,668	103,853	－	－

(*)　銀行業における預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めております。

5　社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成29年２月28日）

	１年以内 （百万円）	１年超 ２年以内 （百万円）	２年超 ３年以内 （百万円）	３年超 ４年以内 （百万円）	４年超 ５年以内 （百万円）	５年超 （百万円）
社債	50,000	74,996	50,000	80,000	－	145,000
長期借入金	64,301	72,496	85,875	28,665	114,135	132,641
合計	114,301	147,493	135,875	108,665	114,135	277,641

当連結会計年度（平成30年２月28日）

	１年以内 （百万円）	１年超 ２年以内 （百万円）	２年超 ３年以内 （百万円）	３年超 ４年以内 （百万円）	４年超 ５年以内 （百万円）	５年超 （百万円）
社債	74,999	50,000	80,000	－	60,000	115,000
長期借入金	82,656	94,314	46,675	114,698	44,043	93,419
合計	157,655	144,314	126,675	114,698	104,043	208,419

（有価証券関係）

1　その他有価証券で時価のあるもの

前連結会計年度（平成29年２月28日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	58,996	20,786	38,209
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	27,537	27,523	13
	② 社債	38,196	38,180	15
	③ その他	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	124,730	86,491	38,239
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,020	1,154	△134
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	1,505	1,505	△0
	② 社債	10,276	10,280	△3
	③ その他	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	12,802	12,940	△138
合計		137,533	99,431	38,101

（注）　非上場株式（連結貸借対照表計上額13,496百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成30年２月28日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	61,055	23,194	37,860
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	10,956	10,955	0
	② 社債	6,229	6,228	1
	③ その他	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	78,241	40,378	37,863
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	794	974	△179
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	12,846	12,847	△1
	② 社債	31,817	31,827	△10
	③ その他	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	45,458	45,649	△191
合計		123,699	86,027	37,671

（注）　非上場株式（連結貸借対照表計上額11,000百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2　当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	193	57	11
(2) 債券			
①　国債・地方債等	－	－	－
②　社債	－	－	－
③　その他	－	－	－
(3) その他	－	－	－
合計	193	57	11

当連結会計年度（自　平成29年３月１日　至　平成30年２月28日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	31	10	0
(2) 債券			
①　国債・地方債等	－	－	－
②　社債	－	－	－
③　その他	－	－	－
(3) その他	－	－	－
合計	31	10	0

3　減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について10百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券についての減損処理は行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50％以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50％程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

1　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（平成29年２月28日）

区分	取引の種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	2,432	－	73	73
	ユーロ	228	－	1	1
	元	128	－	△0	△0
	香港ドル	105	－	△3	△3
	売建				
	米ドル	49	－	△6	△6
合計		2,944	－	63	63

（注）　時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成30年２月28日）

区分	取引の種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	2,683	－	△102	△102
	ユーロ	261	－	△2	△2
	元	116	－	△1	△1
	香港ドル	20	－	△1	△1
	売建				
	米ドル	1,105	－	11	11
合計		4,187	－	△95	△95

（注）　時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（平成29年２月28日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,500	－	（注１） 101
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	251	－	（注２） －

（注）　時価の算定方法

１　取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

２　為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該支払手形及び買掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成30年２月28日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,464	－	（注１） △55
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	5	－	（注２） －

（注）　時価の算定方法

１　取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

２　為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該支払手形及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度（平成29年２月28日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超 （百万円）	時価 （百万円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	10,550	10,000	（注） －

（注）　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成30年２月28日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超 （百万円）	時価 （百万円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	10,000	10,000	（注） －

（注）　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（退職給付関係）

１　採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、主に確定給付型の制度として企業年金基金制度を設けており、一部の子会社については、確定拠出型の制度または退職一時金制度を採用しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

一部の米国連結子会社は、確定給付型の退職給付制度のほか、確定拠出型の年金制度を設けております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
退職給付債務の期首残高	249,767百万円	253,979百万円
勤務費用（注）	11,460	11,729
利息費用	2,694	2,744
数理計算上の差異の発生額	1,437	17,777
退職給付の支払額	△11,039	△11,603
過去勤務費用の発生額	―	2
その他	△340	18
退職給付債務の期末残高	253,979	274,648

（注）　簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
年金資産（退職給付信託含む）の期首残高	267,262百万円	289,444百万円
期待運用収益	6,657	7,210
数理計算上の差異の発生額	14,490	13,375
事業主からの拠出額	11,636	11,788
退職給付の支払額	△10,601	△10,737
年金資産の期末残高	289,444	311,083

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
積立型制度の退職給付債務	244,816百万円	265,463百万円
年金資産	△289,444	△311,083
	△44,628	△45,620
非積立型制度の退職給付債務	9,163	9,185
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△35,465	△36,435
退職給付に係る負債	9,163	9,185
退職給付に係る資産	△44,628	△45,620
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△35,465	△36,435

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
勤務費用（注）	11,460百万円	11,729百万円
利息費用	2,694	2,744
期待運用収益	△6,657	△7,210
数理計算上の差異の費用処理額	5,406	4,180
過去勤務費用の費用処理額	△30	△28
臨時に支払った割増額等	556	610
確定給付制度に係る退職給付費用	13,429	12,025

（注）　簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
過去勤務費用	△30百万円	△31百万円
数理計算上の差異	18,526	△144
合　計	18,495	△175

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
未認識過去勤務費用	△274百万円	△243百万円
未認識数理計算上の差異	△5,554	△5,409
合　計	△5,828	△5,652

(7) 年金資産に関する事項

①　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
債券	43%	45%
株式	40	38
その他	17	17
合　計	100	100

②　長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
割引率	主として1.0% （米国連結子会社は4.3%）	主として0.5% （米国連結子会社は3.8%）
長期期待運用収益率	主として2.5%	主として2.5%
予想昇給率	主として2.9%	主として2.9%

３　確定拠出制度

一部の国内連結子会社及び米国連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度8,060百万円、当連結会計年度3,125百万円であります。

（ストックオプション等関係）

1　ストックオプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
販売費及び一般管理費	480	478

2　ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

提出会社（親会社）

(1) ストックオプションの内容

	第１回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	第２回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	第３回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	第４回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　４名	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役及び執行役員　92名	当社取締役　６名	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役及び執行役員　106名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　15,900株	普通株式　95,800株	普通株式　24,000株	普通株式　129,700株
付与日	平成20年８月６日	同左	平成21年６月15日	同左
権利確定条件	（注）２	同左	同左	同左
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成21年５月１日～ 平成40年８月６日	平成21年８月７日～ 平成50年８月６日	平成22年２月28日～ 平成41年６月15日	平成22年２月28日～ 平成51年６月15日

	第５回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	第６回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	第７回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	第８回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　６名	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役及び執行役員　115名	当社取締役　６名	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役及び執行役員　121名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　21,100株	普通株式　114,400株	普通株式　25,900株	普通株式　128,000株
付与日	平成22年６月16日	平成22年７月２日	平成23年６月15日	同左
権利確定条件	（注）２	同左	同左	同左
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成23年２月28日～ 平成42年６月16日	平成23年２月28日～ 平成52年７月２日	平成24年２月29日～ 平成43年６月15日	平成24年２月29日～ 平成53年６月15日

	第９回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	第10回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	第11回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	第12回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　７名	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役及び執行役員　118名	当社取締役　７名	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役及び執行役員　108名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　27,000株	普通株式　126,100株	普通株式　24,900株	普通株式　110,500株
付与日	平成24年７月６日	同左	平成25年８月７日	同左
権利確定条件	（注）２	同左	同左	同左
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成25年２月28日～ 平成44年７月６日	平成25年２月28日～ 平成54年７月６日	平成26年２月28日～ 平成45年８月７日	平成26年２月28日～ 平成55年８月７日

	第13回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第14回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第15回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第16回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　７名	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役及び執行役員　113名	当社取締役　８名	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役及び執行役員　114名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　24,000株	普通株式　102,800株	普通株式　28,100株	普通株式　101,800株
付与日	平成26年８月６日	同左	平成27年８月５日	同左
権利確定条件	（注）２	同左	同左	同左
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成27年２月28日～平成46年８月６日	平成27年２月28日～平成56年８月６日	平成28年２月29日～平成47年８月５日	平成28年２月29日～平成57年８月５日

	第17回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第18回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第19回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第20回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　７名	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役及び執行役員　107名	当社取締役　６名	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役及び執行役員　115名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　16,500株	普通株式　86,800株	普通株式　16,100株	普通株式　110,700株
付与日	平成28年８月３日	同左	平成29年８月４日	同左
権利確定条件	（注）２	同左	同左	同左
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成29年２月28日～平成48年８月３日	平成29年２月28日～平成58年８月３日	平成30年２月28日～平成49年８月４日	平成30年２月28日～平成59年８月４日

（注）１　株式数に換算して記載しております。

２　新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストックオプションの数

	第１回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第３回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第４回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	1,800	31,500	4,100	43,100
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	9,400	－	12,400
失効	－	－	－	－
未行使残	1,800	22,100	4,100	30,700

	第５回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第６回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第７回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第８回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	3,800	46,100	6,300	68,300
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	11,200	1,600	18,100
失効	－	－	－	－
未行使残	3,800	34,900	4,700	50,200

	第９回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第12回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	7,600	74,500	7,000	74,800
権利確定	－	－	－	－
権利行使	3,100	19,400	2,900	18,700
失効	－	－	－	－
未行使残	4,500	55,100	4,100	56,100

	第13回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第14回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第15回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第16回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	6,400	74,300	9,600	83,900
権利確定	－	－	－	－
権利行使	2,600	13,300	2,800	13,400
失効	－	－	－	－
未行使残	3,800	61,000	6,800	70,500

	第17回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第18回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第19回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第20回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	16,100	110,700
失効	－	－	－	800
権利確定	－	－	16,100	109,900
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	15,100	83,800	－	－
権利確定	－	－	16,100	109,900
権利行使	2,700	15,900	－	－
失効	－	－	－	－
未行使残	12,400	67,900	16,100	109,900

② 単価情報

	第１回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第３回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第４回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利行使価格	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円
行使時平均株価	－	新株予約権１個当たり 4,434円	－	新株予約権１個当たり 4,434円
付与日における公正な評価単価（注）	新株予約権１個当たり 307,000円	新株予約権１個当たり 311,300円	新株予約権１個当たり 204,500円	新株予約権１個当たり 211,100円

	第５回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第６回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第７回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第８回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利行使価格	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円
行使時平均株価	－	新株予約権１個当たり 4,442円	新株予約権１個当たり 4,718円	新株予約権１個当たり 4,404円
付与日における公正な評価単価（注）	新株予約権１個当たり 185,000円	新株予約権１個当たり 168,900円	新株予約権１個当たり 188,900円	新株予約権１個当たり 185,300円

	第９回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第12回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利行使価格	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円
行使時平均株価	新株予約権１個当たり 4,730円	新株予約権１個当たり 4,414円	新株予約権１個当たり 4,730円	新株予約権１個当たり 4,416円
付与日における公正な評価単価（注）	新株予約権１個当たり 216,400円	新株予約権１個当たり 206,400円	新株予約権１個当たり 345,700円	新株予約権１個当たり 330,600円

	第13回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第14回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第15回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第16回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利行使価格	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円
行使時平均株価	新株予約権１個当たり 4,731円	新株予約権１個当たり 4,443円	新株予約権１個当たり 4,731円	新株予約権１個当たり 4,445円
付与日における公正な評価単価（注）	新株予約権１個当たり 388,500円	新株予約権１個当たり 383,700円	新株予約権１個当たり 533,000円	新株予約権１個当たり 545,500円

	第17回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第18回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第19回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第20回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利行使価格	１株当たり　　１円	１株当たり　　１円	１株当たり　　１円	１株当たり　　１円
行使時平均株価	新株予約権１個当たり 4,730円	新株予約権１個当たり 4,466円	－	－
付与日における公正な評価単価（注）	新株予約権１個当たり 361,300円	新株予約権１個当たり 381,600円	新株予約権１個当たり 369,800円	新株予約権１個当たり 380,800円

（注）　新株予約権１個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株式会社セブン銀行

(1) ストックオプションの内容

	第１回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第３回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
付与対象者の区分及び人数	同社取締役　５名	同社取締役　４名	同社執行役員　５名	同社取締役　５名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　184,000株	普通株式　171,000株	普通株式　38,000株	普通株式　423,000株
付与日	平成20年８月12日	平成21年８月３日	同左	平成22年８月９日
権利確定条件	（注）２	（注）２	（注）３	（注）２
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成20年８月13日～平成50年８月12日	平成21年８月４日～平成51年８月３日	同左	平成22年８月10日～平成52年８月９日

	第４回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第４回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第５回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第５回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
付与対象者の区分及び人数	同社取締役　５名	同社執行役員　８名	同社取締役　６名	同社執行役員　７名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　440,000株	普通株式　118,000株	普通株式　363,000株	普通株式　77,000株
付与日	平成23年８月８日	同左	平成24年８月６日	同左
権利確定条件	（注）２	（注）３	（注）２	（注）３
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成23年８月９日～平成53年８月８日	同左	平成24年８月７日～平成54年８月６日	同左

	第６回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第６回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第７回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第７回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
付与対象者の区分及び人数	同社取締役　６名	同社執行役員　７名	同社取締役　６名	同社執行役員　８名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　216,000株	普通株式　43,000株	普通株式　193,000株	普通株式　44,000株
付与日	平成25年８月５日	同左	平成26年８月４日	同左
権利確定条件	（注）２	（注）３	（注）２	（注）３
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成25年８月６日～平成55年８月５日	同左	平成26年８月５日～平成56年８月４日	同左

	第８回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第８回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第９回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第９回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
付与対象者の区分及び人数	同社取締役　６名	同社執行役員　９名	同社取締役　６名	同社執行役員　９名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　138,000株	普通株式　39,000株	普通株式　278,000株	普通株式　72,000株
付与日	平成27年８月10日	同左	平成28年８月８日	同左
権利確定条件	（注）２	（注）３	（注）２	（注）３
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成27年８月11日～平成57年８月10日	同左	平成28年８月９日～平成58年８月８日	同左

（注）１　株式数に換算して記載しております。
２　新株予約権者は、同社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
３　新株予約権者は、同社の執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が同社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストックオプションの数

	第１回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第３回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	120,000	133,000	9,000	342,000
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
未行使残	120,000	133,000	9,000	342,000

	第４回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第４回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第５回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第５回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	356,000	55,000	299,000	40,000
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
未行使残	356,000	55,000	299,000	40,000

	第６回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第６回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第７回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第７回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	179,000	20,000	161,000	28,000
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
未行使残	179,000	20,000	161,000	28,000

	第８回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第８回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第９回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第９回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	115,000	27,000	278,000	72,000
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
未行使残	115,000	27,000	278,000	72,000

② 単価情報

	第１回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第３回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利行使価格	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円
行使時平均株価	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価（注）	新株予約権１個当たり 236,480円	新株予約権１個当たり 221,862円	新株予約権１個当たり 221,862円	新株予約権１個当たり 139,824円

	第４回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第４回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第５回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第５回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利行使価格	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円
行使時平均株価	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価（注）	新株予約権１個当たり 127,950円	新株予約権１個当たり 127,950円	新株予約権１個当たり 175,000円	新株予約権１個当たり 175,000円

	第６回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第６回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第７回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第７回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利行使価格	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円
行使時平均株価	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価（注）	新株予約権１個当たり 312,000円	新株予約権１個当たり 312,000円	新株予約権１個当たり 370,000円	新株予約権１個当たり 370,000円

	第８回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第８回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第９回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第９回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利行使価格	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円
行使時平均株価	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価（注）	新株予約権１個当たり 537,000円	新株予約権１個当たり 537,000円	新株予約権１個当たり 302,000円	新株予約権１個当たり 302,000円

（注）　新株予約権１個当たりの目的である株式の数は、同社普通株式1,000株であります。

３　ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

提出会社（親会社）

当連結会計年度において付与された第19回新株予約権及び第20回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第19回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	第20回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）
株価変動性（注）１	28.71%	23.57%
予想残存期間（注）２	9.85年	8.38年
予想配当（注）３	90円／株	90円／株
無リスク利子率（注）４	0.07%	0.027%

（注）１　第19回新株予約権は、９年10ヶ月間（平成19年10月２日～平成29年８月４日）の株価実績に基づき算定しております。

第20回新株予約権は、８年５ヶ月間（平成21年３月19日～平成29年８月４日）の株価実績に基づき算定しております。

２　在職中の役員の、評価基準日から年齢退任日までの日数と割当個数の加重平均値に、行使可能期間の10日間を加算した日数を経過した時点で行使されるものと推定して見積もっております。

３　付与日における直近の配当実績によっております。

４　予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

４　ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
繰延税金資産		
賞与引当金	4,408百万円	4,642百万円
販売促進引当金	6,398	5,870
未払人件費自己否認額	9,889	7,126
役員退職慰労引当金	290	314
退職給付に係る負債損金算入限度超過額	1,332	1,242
商品券回収損引当金	574	499
減価償却損金算入限度超過額	13,494	12,174
税務上の繰越欠損金	39,256	42,724
有価証券評価損	774	1,045
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,810	1,776
固定資産評価差額	9,566	7,712
土地評価損及び減損損失否認額	50,651	57,219
未払事業税・事業所税	4,329	4,044
未払費用自己否認額	17,239	13,014
資産除去債務	20,273	19,590
商標権	2,080	1,235
その他	24,283	21,422
繰延税金資産小計	206,655	201,657
評価性引当額	△81,445	△83,228
繰延税金資産合計	125,209	118,429
繰延税金負債		
固定資産評価差額	△52,431	△35,271
ロイヤルティ等評価差額	△26,737	△21,742
固定資産圧縮積立金	△779	△765
有価証券評価差額金	△9,860	△9,910
退職給付に係る資産	△13,620	△13,911
譲渡損益調整資産	△4,594	△4,594
資産除去債務に対応する除去費用	△7,181	△7,550
その他	△3,624	△3,777
繰延税金負債合計	△118,830	△97,525
繰延税金資産の純額	6,378	20,903

（注）　前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
流動資産－繰延税金資産	30,239百万円	27,981百万円
固定資産－繰延税金資産	25,261	28,375
流動負債－その他	△41	△36
固定負債－繰延税金負債	△49,080	△35,416

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
法定実効税率	33.1%	30.9%
（調整）		
持分法投資損益	△0.3	△0.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1	0.3
評価性引当額の増減額	3.3	1.9
住民税均等割	0.9	0.6
のれん償却額	8.4	1.9
税率変更による期末繰延税金資産及び負債の減額修正額	0.9	△6.5
その他	0.7	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.1	28.7

3　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

米国において税制改革法が平成29年12月22日に成立し、平成30年１月１日以後の連邦法人所得税率が従来の35%から21%に引き下げられることとなりました。

この税率変更により、繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が18,218百万円、法人税等調整額が18,082百万円減少しております。

（企業結合等関係）
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要
主に店舗用建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間は不動産賃貸借契約の契約期間等と見積っており、１年～50年であります。割引率は0.0％～8.3％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
期首残高	75,140百万円	83,672百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	13,457	5,576
時の経過による調整額	1,350	1,285
資産除去債務の履行による減少額	△4,720	△7,271
原状回復義務免除による減少額	△489	△181
見積りの変更による増減額（△は減少）	△251	△263
履行差額による減少額	△456	△838
その他増減額（△は減少）	△356	△587
期末残高	83,672	81,390

ニ　当該資産除去債務の金額の見積りの変更
前連結会計年度及び当連結会計年度において、原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の処理費用の実績等の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用の見積り額及び使用見込期間に関して変更を行い、見積りの変更による減少額251百万円、263百万円を変更前の資産除去債務残高からそれぞれ減額しております。

（賃貸等不動産関係）
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1　報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当連結会計年度より、以下のように報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後のセグメント区分に組み替えた数値で記載しております。

当社グループでは持株会社体制の下、提供する商品とサービス及び販売形態により各事業会社を分類し、「国内コンビニエンスストア事業」、「海外コンビニエンスストア事業」、「スーパーストア事業」、「百貨店事業」、「金融関連事業」、「専門店事業」、「その他の事業」を報告セグメントとしております。

「国内コンビニエンスストア事業」は、株式会社セブン‐イレブン・ジャパンを中心とした、直営方式及びフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア事業を行っております。「海外コンビニエンスストア事業」は、７‐Eleven,Inc.を中心とした直営方式及びフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア事業を行っております。「スーパーストア事業」は、食料品や日用品等の日常生活で必要なものを総合的に提供する小売事業を行っております。「百貨店事業」は、多種多様で上質な商品を提供する小売事業を行っております。「金融関連事業」は、銀行業、クレジットカード事業、リース事業等を行っております。「専門店事業」は、専門性が高く、特徴のある商品・サービスを提供する小売事業を行っております。「その他の事業」は、不動産事業等を行っております。

2　報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値、負債は有利子負債の残高であります。セグメント間の内部営業収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

３　報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）

（単位：百万円）

	報告セグメント							計	調整額	連結財務諸表計上額
	国内コンビニエンスストア事業	海外コンビニエンスストア事業	スーパーストア事業	百貨店事業	金融関連事業	専門店事業	その他の事業			
営業収益										
外部顧客への営業収益	899,836	1,658,338	1,938,093	720,199	164,432	447,210	7,577	5,835,689	－	5,835,689
セグメント間の内部営業収益又は振替高	1,470	204	11,219	9,412	37,499	3,277	16,276	79,360	△79,360	－
計	901,306	1,658,542	1,949,313	729,612	201,932	450,488	23,854	5,915,050	△79,360	5,835,689
セグメント利益又は損失（△）	243,839	67,421	20,228	2,867	50,136	△11,276	4,005	377,223	△12,650	364,573
セグメント資産	1,063,315	1,063,347	1,017,447	395,702	1,425,537	167,763	155,291	5,288,405	220,483	5,508,888
セグメント負債（有利子負債）	－	177,601	3,187	187,908	336,060	53,735	－	758,493	289,996	1,048,490
その他の項目										
減価償却費	61,101	64,992	24,397	11,472	29,416	7,787	2,189	201,357	6,125	207,483
のれん償却額	－	9,249	3,121	35,162	1,306	6,617	－	55,458	－	55,458
持分法適用会社への投資額	7,348	5,912	4,816	628	－	12,010	4,571	35,288	－	35,288
減損損失	8,783	1,591	23,285	17,623	－	7,522	913	59,719	－	59,719
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	109,826	147,226	39,671	11,221	20,796	8,136	3,259	340,139	9,629	349,768

（注）１　セグメント利益の調整額△12,650百万円は、セグメント間取引消去及び全社費用であります。
２　セグメント資産の調整額220,483百万円は、セグメント間取引消去及び全社資産であります。
３　セグメント負債の調整額289,996百万円は、全社負債であり、当社の社債であります。なお、各報告セグメントの残高は、内部取引消去後の金額であります。
４　セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
５　連結損益計算書においては、上記減損損失の内、10,611百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。

（参考情報）
所在地別の営業収益及び営業利益は以下のとおりであります。
前連結会計年度（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）

（単位：百万円）

	日本	北米	その他の地域	計	消去	連結
営業収益						
外部顧客への営業収益	4,032,077	1,690,509	113,102	5,835,689	－	5,835,689
所在地間の内部営業収益又は振替高	726	204	372	1,303	△1,303	－
計	4,032,803	1,690,713	113,475	5,836,992	△1,303	5,835,689
営業利益又は損失（△）	299,251	65,548	△238	364,561	11	364,573

（注）１　国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
２　その他の地域に属する国は、中国等であります。

当連結会計年度（自　平成29年３月１日　至　平成30年２月28日）

（単位：百万円）

	報告セグメント							計	調整額	連結財務諸表計上額
	国内コンビニエンスストア事業	海外コンビニエンスストア事業	スーパーストア事業	百貨店事業	金融関連事業	専門店事業	その他の事業			
営業収益										
外部顧客への営業収益	927,205	1,980,897	1,891,260	649,353	166,664	414,287	8,146	6,037,815	－	6,037,815
セグメント間の内部営業収益又は振替高	1,443	636	9,903	8,533	36,278	2,329	15,386	74,510	△74,510	－
計	928,649	1,981,533	1,901,164	657,886	202,942	416,616	23,533	6,112,326	△74,510	6,037,815
セグメント利益又は損失（△）	245,249	79,078	21,260	5,369	49,713	435	3,670	404,778	△13,120	391,657
セグメント資産	1,127,623	1,179,292	969,194	343,269	1,434,900	161,091	156,223	5,371,595	123,354	5,494,950
セグメント負債（有利子負債）	－	163,867	1,912	175,711	318,896	52,673	－	713,062	269,999	983,061
その他の項目										
減価償却費	66,500	69,582	23,893	9,727	28,926	5,588	2,257	206,476	6,691	213,167
のれん償却額	－	11,770	3,098	1	1,336	413	－	16,620	－	16,620
持分法適用会社への投資額	7,174	6,492	5,183	293	－	12,911	4,671	36,727	－	36,727
減損損失	9,197	3,393	19,186	29,674	－	5,697	3	67,152	21,727	88,879
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	129,116	94,285	36,037	11,755	33,013	7,716	3,571	315,497	10,529	326,026

（注）１　セグメント利益の調整額△13,120百万円は、セグメント間取引消去及び全社費用であります。
２　セグメント資産の調整額123,354百万円は、セグメント間取引消去及び全社資産であります。
３　セグメント負債の調整額269,999百万円は、全社負債であり、当社の社債であります。なお、各報告セグメントの残高は、内部取引消去後の金額であります。
４　セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
５　連結損益計算書においては、上記減損損失の内、31,809百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。
６　減損損失の調整額21,727百万円は、「omni7（オムニ7）」のソフトウェア等に係る減損損失であります。

（参考情報）

所在地別の営業収益及び営業利益は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自　平成29年３月１日　至　平成30年２月28日）

（単位：百万円）

	日本	北米	その他の地域	計	消去	連結
営業収益						
外部顧客への営業収益	3,907,066	2,016,771	113,977	6,037,815	－	6,037,815
所在地間の内部営業収益又は振替高	768	321	14	1,104	△1,104	－
計	3,907,835	2,017,092	113,992	6,038,919	△1,104	6,037,815
営業利益又は損失（△）	314,700	75,626	1,320	391,647	10	391,657

（注）１　国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
２　その他の地域に属する国は、中国等であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）

１　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	北米	その他の地域	計
4,032,077	1,690,509	113,102	5,835,689

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	北米	その他の地域	計
1,433,687	571,775	2,366	2,007,829

３　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

当連結会計年度（自　平成29年３月１日　至　平成30年２月28日）

１　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	北米	その他の地域	計
3,907,066	2,016,771	113,977	6,037,815

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	北米	その他の地域	計
1,400,794	585,165	3,494	1,989,455

３　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自　平成29年３月１日　至　平成30年２月28日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）

（のれん）

（単位：百万円）

	報告セグメント							計	全社・消去	連結財務諸表計上額
	国内コンビニエンスストア事業	海外コンビニエンスストア事業	スーパーストア事業	百貨店事業	金融関連事業	専門店事業	その他の事業			
当期償却額	－	9,249	3,121	35,162	1,306	6,617	－	55,458	－	55,458
当期末残高	3,447	222,434	29,444	39	10,700	4,154	－	270,220	－	270,220

（負ののれん）

（単位：百万円）

	報告セグメント							計	全社・消去	連結財務諸表計上額
	国内コンビニエンスストア事業	海外コンビニエンスストア事業	スーパーストア事業	百貨店事業	金融関連事業	専門店事業	その他の事業			
当期償却額	－	－	23	－	－	4	－	27	－	27
当期末残高	－	－	140	－	－	25	－	165	－	165

当連結会計年度（自　平成29年３月１日　至　平成30年２月28日）

（のれん）

（単位：百万円）

	報告セグメント							計	全社・消去	連結財務諸表計上額
	国内コンビニエンスストア事業	海外コンビニエンスストア事業	スーパーストア事業	百貨店事業	金融関連事業	専門店事業	その他の事業			
当期償却額	－	11,770	3,098	1	1,336	413	－	16,620	－	16,620
当期末残高	3,295	208,812	26,345	－	9,181	3,736	－	251,371	－	251,371

（負ののれん）

（単位：百万円）

	報告セグメント							計	全社・消去	連結財務諸表計上額
	国内コンビニエンスストア事業	海外コンビニエンスストア事業	スーパーストア事業	百貨店事業	金融関連事業	専門店事業	その他の事業			
当期償却額	－	－	23	－	－	4	－	27	－	27
当期末残高	－	－	116	－	－	21	－	137	－	137

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成29年３月１日　至　平成30年２月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1　関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（イ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成29年３月１日　至　平成30年２月28日）

該当事項はありません。

2　親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
１株当たり純資産額	2,641.40円	2,744.08円
１株当たり当期純利益金額	109.42円	204.80円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	109.31円	204.63円

（注）１　１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	96,750	181,150
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	96,750	181,150
普通株式の期中平均株式数（千株）	884,214	884,531
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に用いられた親会社株主に帰属する当期純利益調整額の内訳（百万円）		
非支配株主に帰属する当期純利益	24	26
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（百万円）	24	26
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の内訳（千株）		
新株予約権	657	582
普通株式増加数（千株）	657	582

２　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成29年２月28日）	当連結会計年度 （平成30年２月28日）
純資産の部の合計額（百万円）	2,475,806	2,575,342
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	139,748	148,078
（うち新株予約権（百万円））	(2,594)	(2,623)
（うち非支配株主持分（百万円））	(137,154)	(145,454)
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	2,336,057	2,427,264
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	884,402	884,544

（重要な後発事象）

重要な事業の取得

当社は、平成29年４月６日開催の取締役会において、当社の連結子会社である7-Eleven, Inc.（12月31日決算日）が、米国Sunoco LP社からコンビニエンスストア事業及びガソリン小売事業の一部を取得することを決議し、同日付にて7-Eleven, Inc.とSunoco LP社は当該事業取得に関する契約を締結しております。また、平成30年１月23日付で、当該事業取得の手続きを完了いたしました。その概要は次のとおりであります。

１　企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　Sunoco LP社

事業の内容　　ガソリン卸売・小売及びコンビニエンスストア事業の運営

(2) 企業結合を行った主な理由

7-Eleven, Inc.は、平成28年10月に発表いたしました当社グループの中期経営計画のもと、平成31年度における商品平均日販5,000ドル及び店舗数10,000店を目指し、更なる商品力の強化と店舗網の拡充を推進しております。Sunoco LP社は、米国テキサス州及び東部エリアなど7-Eleven, Inc.が出店している地域に多くの店舗を展開しており、同社のコンビニエンスストア事業及びガソリン小売事業の一部を取得することにより店舗網の拡充や利便性向上を進めるとともに、収益性の改善を図るものであります。また、取得する店舗につきましては、今後15年間においてSunoco LP社よりガソリンの供給を受ける契約を締結いたしました。

(3) 企業結合日

平成30年１月23日

(4) 企業結合の法的形式

事業取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

２　取得した事業の取得原価及び対価の種類毎の内訳

取得の対価　　現金3,244,015千USドル（359,566百万円）

取得原価　　3,244,015千USドル（359,566百万円）

３　主要な取得関連費用の内訳及び金額

財務及び法務調査に対する報酬　　35,128千USドル（3,893百万円）

４　発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

1,390,445千USドル（154,116百万円）

なお、上記の金額は企業結合日以後、決算日までの期間が短く、企業結合日時点の識別可能資産及び負債の特定並びに時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

５　企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	134,210千USドル（ 14,875百万円）
固定資産	1,842,565千USドル（204,229百万円）
資産合計	1,976,775千USドル（219,105百万円）
固定負債	123,204千USドル（ 13,656百万円）
負債合計	123,204千USドル（ 13,656百万円）

（注）円価額は平成30年１月23日レート（１USドル＝110.84円）にて換算しております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日 平成年月日	当期首残高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	利率 （%）	担保	償還期限 平成年月日
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	（円建）第３回無担保社債	20．７．３	29,996	29,999 (29,999)	1.940	無担保	30．６．20
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	（円建）第５回無担保社債	22．６．29	20,000 (20,000)	―	0.852	無担保	29．６．20
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	（円建）第６回無担保社債	22．６．29	60,000	60,000	1.399	無担保	32．６．19
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	（円建）第８回無担保社債	25．４．26	40,000	40,000	0.383	無担保	31．６．20
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	（円建）第９回無担保社債	25．４．26	20,000	20,000	0.671	無担保	35．３．20
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	（円建）第10回無担保社債	27．６．17	30,000	30,000 (30,000)	0.150	無担保	30．６．20
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	（円建）第11回無担保社債	27．６．17	60,000	60,000	0.514	無担保	34．６．20
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	（円建）第12回無担保社債	27．６．17	30,000	30,000	0.781	無担保	37．６．20
株式会社セブン銀行	（円建）第６回無担保社債	24．５．31	30,000 (30,000)	―	0.398	無担保	29．６．20
株式会社セブン銀行	（円建）第７回無担保社債	24．５．31	10,000	10,000	0.613	無担保	31．６．20
株式会社セブン銀行	（円建）第８回無担保社債	25．３．７	15,000	15,000 (15,000)	0.243	無担保	30．３．20
株式会社セブン銀行	（円建）第９回無担保社債	25．３．７	20,000	20,000	0.460	無担保	32．３．19
株式会社セブン銀行	（円建）第10回無担保社債	25．３．７	20,000	20,000	0.803	無担保	35．３．20
株式会社セブン銀行	（円建）第11回無担保社債	26.12.17	15,000	15,000	0.536	無担保	36.12.20
株式会社セブン銀行	（円建）第12回無担保社債	29.10.20	―	30,000	0.390	無担保	39．９．17
計		―	399,996 (50,000)	379,999 (74,999)	―	―	―

（注）１　（　）内書は、１年以内の償還予定額であります。

２　連結決算日後５年間の償還予定額は以下のとおりであります。

１年以内 （百万円）	１年超２年以内 （百万円）	２年超３年以内 （百万円）	３年超４年以内 （百万円）	４年超５年以内 （百万円）
74,999	50,000	80,000	―	60,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（%）	返済期限 平成年月
短期借入金	150,376	127,255	0.23	－
１年以内に返済予定の長期借入金	64,301	82,656	0.45	－
１年以内に返済予定のリース債務	16,456	16,161	－	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	433,814	393,149	1.21	31．４～42．９
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	28,365	22,533	－	31．３～44.11
合計	693,314	641,757	－	－

（注）１　平均利率については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率によっております。

２　リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表上に計上しているため、記載しておりません。

３　長期借入金及びリース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後５年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）
長期借入金	94,314	46,675	114,698	44,043
リース債務	4,725	3,817	2,632	2,302
合計	99,039	50,492	117,331	46,345

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

（２）【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

（累計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	当連結会計年度
営業収益（百万円）	1,468,086	2,987,198	4,479,722	6,037,815
税金等調整前四半期（当期）純利益金額（百万円）	56,686	147,974	242,926	276,320
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益金額（百万円）	33,628	89,421	149,263	181,150
１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	38.02	101.10	168.75	204.80

（会計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（△）（円）	38.02	63.08	67.65	36.05

２【財務諸表等】

（１）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成29年２月28日）	当事業年度 （平成30年２月28日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	690	390
前払費用	783	414
繰延税金資産	118	134
未収入金	※ 26,981	※ 56,365
未収還付法人税等	16,936	－
関係会社預け金	23,956	5,378
その他	※ 1,320	※ 1,280
流動資産合計	70,786	63,963
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,110	2,632
器具備品及び運搬具	3,439	128
土地	2,712	2,712
リース資産	60	97
有形固定資産合計	9,322	5,571
無形固定資産		
ソフトウエア	20,617	312
ソフトウエア仮勘定	－	2,752
リース資産	7,330	5,311
その他	1	1
無形固定資産合計	27,949	8,378
投資その他の資産		
投資有価証券	39,957	39,296
関係会社株式	1,622,917	1,631,868
繰延税金資産	－	1,456
前払年金費用	757	821
長期差入保証金	3,384	3,387
関係会社長期預け金	70,000	70,000
その他	786	1,374
投資その他の資産合計	1,737,802	1,748,205
固定資産合計	1,775,074	1,762,155
資産合計	1,845,861	1,826,118

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成29年２月28日）	当事業年度 （平成30年２月28日）
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	20,000	59,999
関係会社短期借入金	31,007	21,007
リース債務	※ 3,053	※ 3,108
未払金	※ 10,238	※ 23,552
未払費用	※ 758	※ 724
未払法人税等	881	8,052
前受金	※ 217	※ 221
賞与引当金	275	338
役員賞与引当金	30	49
その他	612	633
流動負債合計	67,074	117,686
固定負債		
社債	269,996	210,000
関係会社長期借入金	16	14
繰延税金負債	4,640	－
リース債務	※ 4,895	※ 3,104
長期預り金	※ 2,093	※ 2,120
債務保証損失引当金	17,932	24,861
その他	－	345
固定負債合計	299,576	240,446
負債合計	366,650	358,133
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	875,496	875,496
その他資本剰余金	370,885	370,967
資本剰余金合計	1,246,381	1,246,463
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	169,680	160,105
利益剰余金合計	169,680	160,105
自己株式	△5,026	△4,684
株主資本合計	1,461,035	1,451,885
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16,113	14,010
評価・換算差額等合計	16,113	14,010
新株予約権	2,061	2,090
純資産合計	1,479,210	1,467,985
負債純資産合計	1,845,861	1,826,118

②【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当事業年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
営業収益		
受取配当金収入	※1 209,935	※1 106,262
経営管理料収入	※1 4,800	※1 4,827
業務受託料収入	※1 3,007	※1 3,464
その他の営業収益	※1 117	※1 111
営業収益合計	217,860	114,665
一般管理費	※1,※2 23,563	※1,※2 24,823
営業利益	194,297	89,842
営業外収益		
受取利息	※1 1,372	※1 1,210
受取配当金	565	587
その他	64	248
営業外収益合計	2,003	2,046
営業外費用		
支払利息	※1 469	※1 113
社債利息	2,496	2,351
その他	4	8
営業外費用合計	2,971	2,473
経常利益	193,329	89,414
特別利益		
関係会社株式売却益	－	※4 900
事業分離に係る交換利益	－	※4 1,509
特別利益合計	－	2,410
特別損失		
減損損失	－	※5 23,582
関係会社株式評価損	※3 102,648	－
債務保証損失引当金繰入額	※1 16,380	※1 6,928
その他	※1 3,130	※1 206
特別損失合計	122,159	30,716
税引前当期純利益	71,169	61,107
法人税、住民税及び事業税	△1,582	△3,497
法人税等調整額	△806	△5,424
法人税等合計	△2,388	△8,922
当期純利益	73,558	70,029

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,000	875,496	370,759	1,246,255	177,034	177,034
当期変動額						
剰余金の配当					△80,912	△80,912
当期純利益					73,558	73,558
自己株式の取得						
自己株式の処分			125	125		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	125	125	△7,354	△7,354
当期末残高	50,000	875,496	370,885	1,246,381	169,680	169,680

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△5,641	1,467,649	10,484	10,484	2,450	1,480,584
当期変動額						
剰余金の配当		△80,912				△80,912
当期純利益		73,558				73,558
自己株式の取得	△23	△23				△23
自己株式の処分	638	764				764
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			5,629	5,629	△389	5,240
当期変動額合計	614	△6,613	5,629	5,629	△389	△1,373
当期末残高	△5,026	1,461,035	16,113	16,113	2,061	1,479,210

当事業年度（自　平成29年３月１日　至　平成30年２月28日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,000	875,496	370,885	1,246,381	169,680	169,680
当期変動額						
剰余金の配当					△79,604	△79,604
当期純利益					70,029	70,029
自己株式の取得						
自己株式の処分			81	81		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	81	81	△9,574	△9,574
当期末残高	50,000	875,496	370,967	1,246,463	160,105	160,105

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△5,026	1,461,035	16,113	16,113	2,061	1,479,210
当期変動額						
剰余金の配当		△79,604				△79,604
当期純利益		70,029				70,029
自己株式の取得	△25	△25				△25
自己株式の処分	368	450				450
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△2,103	△2,103	28	△2,074
当期変動額合計	342	△9,150	△2,103	△2,103	28	△11,224
当期末残高	△4,684	1,451,885	14,010	14,010	2,090	1,467,985

【注記事項】

（重要な会計方針）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3　引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給のため、支給見込額基準による算出額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与支給のため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付債務見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

この適用指針の適用による影響はありません。

（貸借対照表関係）

※　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示されたものを除く。）は次のとおりであります。

	前事業年度 （平成29年２月28日）	当事業年度 （平成30年２月28日）
短期金銭債権	27,529百万円	56,071百万円
短期金銭債務	12,614	21,053
長期金銭債務	6,973	5,034

（損益計算書関係）

※１　関係会社との取引高は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当事業年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
営業取引高		
営業収益	217,856百万円	114,198百万円
一般管理費	3,296	2,815
営業取引以外の取引高	18,344	8,252

※２　一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）	当事業年度 （自　平成29年３月１日 至　平成30年２月28日）
従業員給与・賞与	4,193百万円	4,689百万円
賞与引当金繰入額	275	338
退職給付費用	171	152
減価償却費	6,186	6,785
支払手数料	2,433	2,603
ＥＤＰ費用	3,312	3,111

※３　前事業年度における関係会社株式評価損102,648百万円には、連結子会社である株式会社そごう・西武株式評価損94,667百万円、株式会社バーニーズジャパン株式評価損6,114百万円及びその他１社分が含まれております。

※４　関係会社株式売却益900百万円のうち864百万円及び事業分離に係る交換利益1,509百万円は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社へのそごう神戸店及び西武高槻店の事業譲渡によるものであります。

※５　減損損失は、「omni7（オムニ7）」のソフトウェア等に係る減損損失であります。

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成29年２月28日）

区分	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
関連会社株式	1,501	4,150	2,648
合計	1,501	4,150	2,648

当事業年度（平成30年２月28日）

区分	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
関連会社株式	1,501	7,906	6,405
合計	1,501	7,906	6,405

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （平成29年２月28日）	当事業年度 （平成30年２月28日）
子会社株式	1,614,458	1,623,409
関連会社株式	6,957	6,957

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

（税効果会計関係）

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成29年２月28日）	当事業年度 （平成30年２月28日）
繰延税金資産		
賞与引当金	85百万円	104百万円
未払事業税・事業所税	50	56
新株予約権	631	640
税務上の繰越欠損金	1,995	3,119
減損損失否認額	－	7,135
関係会社株式評価損	58,940	55,912
債務保証損失引当金	5,491	7,613
その他	1,083	903
繰延税金資産小計	68,278	75,485
評価性引当額	△67,339	△69,106
繰延税金資産合計	938	6,378
繰延税金負債		
前払年金費用	△186	△202
その他有価証券評価差額金	△5,273	△4,585
繰延税金負債合計	△5,460	△4,787
繰延税金資産（負債）の純額	△4,521	1,591

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成29年２月28日）	当事業年度 （平成30年２月28日）
法定実効税率	33.1%	30.9%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.3	6.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△99.5	△55.1
評価性引当額の増減額	55.5	3.0
その他	0.2	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△3.4	△14.6

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

（単位：百万円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物及び構築物	3,110	412	661 (657)	228	2,632	1,249
	器具備品及び運搬具	3,439	15	2,504 (2,434)	822	128	2,459
	土地	2,712	－	－	－	2,712	－
	リース資産	60	66	6 (6)	23	97	30
	計	9,322	494	3,172 (3,099)	1,073	5,571	3,740
無形固定資産	ソフトウエア	20,617	4,802	19,395 (19,375)	5,711	312	－
	ソフトウエア仮勘定	－	2,752	－	－	2,752	
	リース資産	7,330	1,276	325 (325)	2,969	5,311	
	その他	1	－	－	0	1	
	計	27,949	8,832	19,721 (19,701)	8,681	8,378	

（注）１　「当期減少額」欄の（　）内は内書きで、減損損失の計上額であり、「omni7（オムニ7）」に係る減損損失であります。

２　「リース資産」（無形）の「当期増加額」の主なものは、グループ会社が共同で使用するソフトウエアであります。

３　「ソフトウエア」及び「ソフトウエア仮勘定」の「当期増加額」の主なものは、グループ会社が共同で使用するソフトウエアの開発に係るものであります。

【引当金明細表】

（単位：百万円）

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	275	338	275	338
役員賞与引当金	30	49	30	49
債務保証損失引当金	17,932	9,207	2,278	24,861

（２）【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

（３）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	３月１日から２月末日まで
定時株主総会	５月中
基準日	２月末日
剰余金の配当の基準日	８月31日 ２月末日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	――――――
買取り・買増し手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載ＵＲＬ http://www.7andi.com/ir/koukoku.html
株主に対する特典	なし

（注）　当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 発行登録書及びその添付書類
平成30年５月７日関東財務局長に提出

(2) 訂正発行登録書
平成30年５月16日関東財務局長に提出
平成30年５月25日関東財務局長に提出

(3) 有価証券報告書及びその添付書類ならびに確認書
事業年度（第12期）（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）平成29年５月26日関東財務局長に提出

(4) 内部統制報告書及びその添付書類
平成29年５月26日関東財務局長に提出

(5) 四半期報告書及び確認書
（第13期第１四半期）（自　平成29年３月１日　至　平成29年５月31日）平成29年７月14日関東財務局長に提出
（第13期第２四半期）（自　平成29年６月１日　至　平成29年８月31日）平成29年10月13日関東財務局長に提出
（第13期第３四半期）（自　平成29年９月１日　至　平成29年11月30日）平成30年１月12日関東財務局長に提出

(6) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
平成29年４月５日関東財務局長に提出
（第12期第３四半期）（自　平成28年９月１日　至　平成28年11月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(7) 臨時報告書
平成29年５月31日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書であります。
平成29年７月13日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づく臨時報告書であります。
平成30年５月25日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第16号の規定に基づく臨時報告書であります。

(8) 臨時報告書の訂正報告書
平成29年８月７日関東財務局長に提出
平成29年７月13日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年５月25日

株式会社セブン＆アイ・ホールディングス

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金井　沢治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中　賢二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野口　昌邦

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン＆アイ・ホールディングスの平成29年３月１日から平成30年２月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス及び連結子会社の平成30年２月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の連結子会社である7-Eleven, Inc.が、平成30年１月23日付で、米国Sunoco LP社からコンビニエンスストア事業及びガソリン小売事業の一部取得手続きを完了した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セブン＆アイ・ホールディングスの平成30年２月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社セブン＆アイ・ホールディングスが平成30年２月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（※）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年５月25日

株式会社セブン＆アイ・ホールディングス

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金井　沢治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中　賢二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野口　昌邦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン＆アイ・ホールディングスの平成29年３月１日から平成30年２月28日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン＆アイ・ホールディングスの平成30年２月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（※）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年５月25日
【会社名】	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　井阪　隆一
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員財務経理本部長　　丸山　好道
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町８番地８
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長井阪隆一及び執行役員財務経理本部長丸山好道は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

２【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年２月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社16社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社（59社）及び持分法適用関連会社（24社）については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループ内の事業の特性を考慮し、各事業拠点の前連結会計年度の営業総利益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結営業総利益の概ね２／３に達している４事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

３【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

４【付記事項】

該当事項はありません。

５【特記事項】

該当事項はありません。